

古賀市人権に関する市民意識調査 結果報告書

2021（令和3）年3月

古 賀 市

目 次

一 調査の概要	1～14
1 調査の目的	1
2 調査の設計	1
3 報告書の見方	2
4 分析と表記について	2
5 回答状況の概要	3
6 調査結果の概要と課題	6
二 調査結果と分析	15～153
第1章 人権全般について	15～62
質問 1 人権や人権問題についての関心	15
質問 2 「差別や人権侵害を受けた」と感じた経験の有無とその内容	20
質問 3 自分の人権が侵害されたときの対処の仕方	26
質問 4 人権問題についての研修又は学習を受けた経験	31
質問 5 人権に関する条約（宣言）や法律の認知度	34
質問 6 関心がある人権問題	58
第2章 さまざまな人権問題について	63～137
質問 7 部落問題（同和問題）を初めて知った時期	63
質問 8 部落問題（同和問題）に関する知識の最初の提供者（物）	66
質問 9 部落問題（同和問題）を初めて知った時の気持ち	69
質問 10 部落問題（同和問題）についての意見に対する自分の考え	72
質問 11 部落問題（同和問題）を解消するための施策について	85
質問 12 女性の人権に関することで、特に必要だと思うこと	89
質問 13 子どもの人権に関することで、特に迅速に改善すべきだと思うこと	94
質問 14 高齢者の人権に関することで、特に必要だと思うこと	97
質問 15 「障害者差別解消法」のキーワードの認知度	100
質問 16 障がい者の人権を守っていくうえで、特に必要と思うこと	107
質問 17 感染症の患者・元患者及び医療従事者・その家族の人権を守る ために、特に必要と思うこと	112
質問 18 在日コリアン（韓国・朝鮮人）をはじめ日本に住んでいる外国人の 人権問題について、特に問題があると思うこと	115
質問 19 在日外国人の人権を守るための方法についての自分の考え	119
質問 20 インターネットに関することで、特に人権問題であると思うこと	132
質問 21 性別不合や性的指向をはじめとする性的マイノリティの人権を 守るために、特に必要と思うこと	135

第3章 人権問題の啓発について	138～149
質問22 人権問題についての理解を深めるにあたって、特に役立つと 考えていること	138
質問23 古賀市の啓発行事への参加状況	141

第4章 自由意見の記載内容の分析について	150～153
質問24 人権問題や人権行政に関しての自由記載	150

三 人権教育・啓発の課題を明らかにするためのクロス分析	154～169
Ⅰ 「寝た子を起こすな」論の克服に向けて	154
Ⅱ 部落問題学習の課題は何か	160
Ⅲ 人権問題を自分との関係で捉え、自分の課題をするために	165
Ⅳ 人権問題の研修の成果は上がっているのか	166

* 資料

古賀市人権に関する市民意識調査のお願い
古賀市人権に関する市民意識調査 [調査票]

一 調査の概要

1 調査の目的

本市は全ての市民が共に生き、共に支え合う「いのち輝くまちこが」をめざしてさまざまな人権施策に取り組んできた。

今回、これまで本市に取り組んできたさまざまな人権施策に対する市民の考えをとりまとめ、そこから見えてくる成果や課題等进行分析し、今後の人権教育・啓発に関する施策を検討する基礎資料とすることを目的に「古賀市人権に関する市民意識調査」を実施する。

2 調査の設計

1) 調査対象及び対象者の抽出方法

古賀市に住民登録している（2020（令和2）年6月18日現在）18歳以上の住民を対象に、住民基本台帳から、2,000人を無作為に抽出

2) 調査方法

郵送による配布及び回収

3) 回答状況

全体的回答状況

図表 A

配布数	未到達数	実質配布数	有効回答数	回答率
2,000	8	1,992	1,021	51.3%

*未到達数とは、送付先住所が不在か、その他の理由で質問用紙が返却され、配布されなかった数

4) 調査期間

2020（令和2）年6月29日（月）～7月15日（水）

5) 調査企画

古賀市

6) 調査機関

調査主体 古賀市 市民部 人権センター

調査・分析委託先 公益社団法人 福岡県人権研究所

3 報告書の見方

- 1) 単数回答の集計については、設問ごとに無回答の項目を設けて、これを含めた全体の基数（標本数）を 100.0%としている。回答率は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、数表・図表に示す回答率の合計は必ずしも 100.0%にならない場合がある。
- 2) 複数回答を求めた設問では、項目別に、基数（標本数）に対するその項目を選んだ回答者の割合を示しており、合計が 100.0%を超える場合がある。
- 3) 数表・図表・文中に示す N は全回答者、n は該当数（その質問を回答しなくてよい人を除いた数）である。
- 4) 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答の判別がつかないものや回答が示されていないものである。
- 5) 文章中の設問の選択肢について、文字数の多いものは簡素化している場合がある。
- 6) 2008(平成 20)年度に実施した古賀市における人権に関する市民意識調査は、「前回調査」、2020(令和 2)年度に実施した古賀市における人権に関する市民意識調査は、「今回調査」と表記する。また、2016(平成 28)年度に福岡県において実施された県民意識調査は、「県調査」と表記する。

4 分析と表記について

- 1) 今回の調査は、次の資料と比較分析を行っている。
 - 2016(平成 28)年度福岡県「人権問題に関する県民意識調査」
 - ・調査地域 福岡県全域
 - ・調査期間 2016(平成 28)年 8 月 4 日～9 月 5 日
 - ・調査対象 福岡県に居住する 20 歳以上
 - ・調査対象者数 5,000 人
 - 2008(平成 20)年度古賀市「人権に関する市民意識調査」
 - ・調査地域 古賀市
 - ・調査期間 2008(平成 20)年 10 月 31 日～11 月 14 日
 - ・調査対象 古賀市に居住する 18 歳以上
 - ・調査対象者数 2,000 人
 - 2017(平成 29)年度 A 市「人権問題に関する市民意識調査」
 - ・調査地域 A 市
 - ・調査期間 2017(平成 29)年 7 月 1 日～7 月 18 日
 - ・調査対象 A 市に居住する 20 歳以上
 - ・調査対象者数 2,000 人
 - 2019(令和元)年度 B 市「人権・同和問題市民意識調査」
 - ・調査地域 B 市
 - ・調査期間 2019(令和元)年 7 月 8 日～7 月 29 日
 - ・調査対象 B 市に居住する 20 歳以上
 - ・調査対象者数 2,000 人

2) 文中、「障害者」の表記と「障がい者」の表記があるが、もともと「害のある人→障害者」の表記は避けるべきであると考え「障がい者」と表記した。しかし、法律や固有名詞で「障害者」と表記しているものは固有名詞のまま「障害者」と表記した。同和問題・部落問題・被差別部落問題等の表記について、これまで国は「被差別部落の人権問題」を「同和問題」と表記し、法律名も「同和对策事業特別措置法」のように「同和」表記であった。今回の新しい法律は「部落差別の解消の推進に関する法律」というように「部落差別」が法律名の中に記述された。しかし、これまで「同和問題」と記述してきた経過も考慮し、「部落問題（同和問題）」と表記した。法律名や固有名詞が「同和」となっている場合はそのまま表記した。

5 回答状況の概要

1) 年齢層別回答者の状況

図表B

年 齢	配布数(a)	未到達数(b)	実配布数(c)	回答数(d)	年齢層別回答率(e)	年齢層別回答者割合(f)
18歳～29歳	340	2	338	121	35.8%	11.9%
30歳～39歳	330	0	330	138	41.8%	13.5%
40歳～49歳	330	2	328	160	48.8%	15.7%
50歳～59歳	340	1	339	173	51.0%	16.9%
60歳～69歳	330	1	329	217	66.0%	21.3%
70歳以上	330	2	328	199	60.7%	19.5%
不明・無回答	***	***	***	13	***	1.2%
合 計	2,000	8	1,992	1,021	51.3%	100.0%

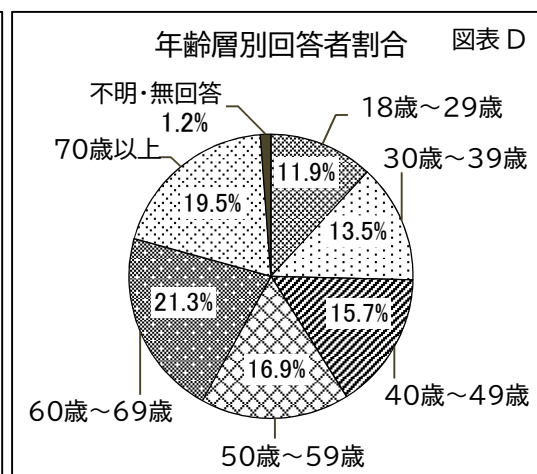
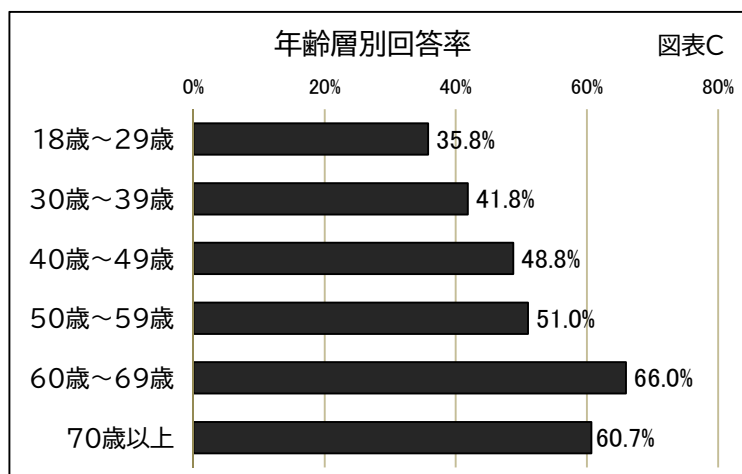
※年齢層別回答率

$e=d/c$

年齢層別の実配布数に占める年齢層別の回答数の割合

※年齢層別回答者割合

$f=1,021(d \text{ の合計})/d(\text{各年齢層の回答数})$ 全回答数に占める年齢層別の回答数の割合



年齢層別回答率は、60歳～69歳が66.0%と最も高く、年齢層が下がるに従って回答率が低くなり、18歳～29歳が35.8%と最も低い。しかし、図表Eのとおり福岡県下の2つの市における最近の意識調査の回答率と比較した場合、29歳以下は、A市が20.5%、B市が20.6%であり、本市の29歳以下の回答率の方が15ポイントほど高くなっている。

回答者全体に占める年齢層別の回答者数の割合(年齢層別回答者割合)は、若年層(18歳～39歳)では25.4%、中年層(40歳～59歳)では32.6%、高年層(60歳以上)40.8%となっており、全体的傾向は高年層の意見が占める割合が高くなっている。しかし、前述した福岡県下のA市及びB市における最近の意識調査の年齢層別回答者割合を見ると、若年層(39歳以下)ではA市は14.9%、B市

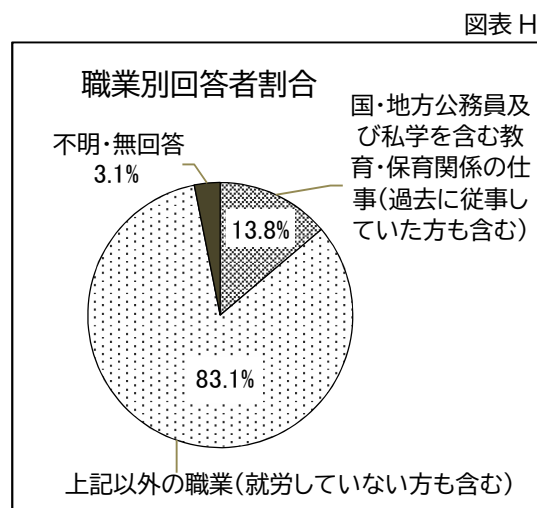
は17.5%となっており、本市の若年層の回答者割合は、非常に高いことがわかる。

A 市		図表E		
年 齢	実配布数(c)	回答数(d)	年齢層別 回答率 (e)	年齢層別 回答者割合 (f)
20歳～29歳	209	43	20.6%	5.6%
30歳～39歳	259	71	27.4%	9.3%
40歳～49歳	295	94	31.9%	12.3%
50歳～59歳	268	103	38.4%	13.5%
60歳～69歳	402	198	49.3%	26.0%
70歳以上	553	239	43.2%	31.4%
不明・無回答	※※※	14	※※※	1.8%
合 計	1,986	762	38.4%	100.0%
B 市				
年 齢	実配布数(c)	回答数(d)	年齢層別 回答率 (e)	年齢層別 回答者割合 (f)
29歳以下	278	57	20.5%	6.1%
30歳～39歳	340	106	31.2%	11.4%
40歳～49歳	344	135	39.2%	14.5%
50歳～59歳	340	184	54.1%	19.8%
60歳～69歳	341	213	62.5%	23.0%
70歳以上	337	222	65.9%	23.9%
不明・無回答	※※※	11	※※※	1.2%
合 計	1,980	928	46.9%	100.0%

福岡県		図表F	
年 齢	回答数(d)	年齢層別 回答者割合 (f)	
20歳～29歳	149	7.6%	
30歳～39歳	223	11.4%	
40歳～49歳	292	14.9%	
50歳～59歳	360	18.4%	
60歳～69歳	429	22.0%	
70歳～79歳	306	15.7%	
80歳以上	111	5.7%	
不明・無回答	84	4.3%	
合 計	1,954	100.0%	

2) 職業別回答者の状況

職業	回答数	職業別 回答者 割合
国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の仕事(過去に従事していた方も含む)	141	13.8%
上記以外の職業 (就労していない方も含む)	848	83.1%
不明・無回答	32	3.1%
合 計	1,021	100.0%



今回の調査では、回答者の職業についての質問を設けた。選択肢は2つに絞り、人権問題を解消する責務を負う職業である公務員や教育・保育関係者とそれ以外とした。「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業(過去に従事していたものも含む)」(以後、「特定職業従事者」という。)という選択肢を設定したのは、人権教育・啓発を推進する立場にある職業の人たちの意識を把握するためである。

同時に、特定職業従事者以外の職業の人たちが、職場での研修や公的機関等が実施している人

権教育・啓発の取組に、どのくらい参加し、人権意識の観点から、こういった効果が上がっているのかを把握することもまた目的としている。

今回の調査結果では、「特定職業従事者」が13.8%、それ以外の職業の人は83.1%であったことから、全体的な結果が示す傾向は、特定職業従事者以外の人の意見を反映しているものと考えてのが妥当であろう。

*信頼区間

市がアンケート調査を行う場合、全市民(今回の場合は18歳以上の全市民)を対象として実施することが望ましいが、実際は、そうした場合の手間や費用を考慮し、適切な数を抽出して調査するため、アンケートの回答結果に誤差が生じることはやむを得ないことである。そこで、推定値のズレの度合いがわかるように、幅を持たせた推定方法、つまり区間推定を行なう。その幅の間隔のことを信頼区間という。

本調査は標本調査であるから、標本による測定値(本調査の結果)から母集団値を推定することができる。信頼度95%における標本測定値(%)の信頼区間の1/2幅は、次の式によって得られる。

$$2\sqrt{(N-n) \cdot P(100-P)/(N-1) \cdot n}$$

ここで、Nは母集団数(本調査では、18歳以上の全市民、48,220)、nは標本数(本調査では、有効回答数、1,021)であり、Pは測定値(%)である。個々の測定値についての計算は煩雑であるから、主要な測定値(%)について、上記の公式で本調査での信頼度95%(同じ調査を100回行った場合、95回まで同じ結果になるという精度)における信頼区間の1/2幅を算出すると、表8のとおりである。

例えば、質問1の「あなたは人権や人権問題にどの程度関心がありますか」の問いに、「関心がある」と回答したのは26.0%である。図表Iで26.0%に最も近いのは、(25%, 75%)の欄であり、2.7となっている。そこで、「関心がある」と答えた人は26.0%でも、母集団(18歳以上の古賀市民)の値は、信頼度95%とした場合、28.7%(26.0+2.7)から23.3%(26.0-2.7)の範囲にあると推定できる。

信頼度95%における主要な%の信頼区間の1/2幅

図表 I

回答者の 比率	50%	45%	40%	35%	30%	25%	20%	15%	10%	5%
		55%	60%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%
1/2幅	3.1	3.1	3.0	3.0	2.8	2.7	2.5	2.2	1.9	1.3

【2020(令和2)年6月18日現在】

6 調査結果の概要と課題

1) 回答状況の概要

今回の調査結果の概要については、3 ページの図表Bのとおりとりまとめた。18 歳以上の市民を対象に年齢階層を 6 つに分け、それぞれ 330～340 名を無作為抽出で選考し、郵送により調査票を配布した。あて先不明などにより返送されてきたものを除けば、実質 1,992 人に調査票が配布され、1,021 人から回答があったことから、回収率は 51.3%となった。前回古賀市意識調査では、市職員が手分けし、対象者宅を訪問して調査の趣旨等を説明する方式で調査票を配布している。その時の回収率が 50.1%であるのに対し、郵送にて配布した今回の方が 1.2 ポイント高くなっていることから考えると、市民の本調査に対する関心が決して低くないと考えられる。

年齢層別の回答状況では、最も回答率が高かった年齢層は「60 歳～69 歳」の層で、配布数 329 に対して 217 人から回答が得られ、66.0%と高い回答率となった。次に高かったのが「70 歳以上」の層で、60.7%となっている。このように、60 歳以上の層の回答率は高いものの、年齢が下がっていくにつれて回答率も低下していき、「18 歳～29 歳」の層では 35.8%で「60 歳～69 歳」の層に比べ 30.2 ポイント低い結果となった。

しかしながら、「18 歳～29 歳」の回答率を 4 ページの図表Eで示したA市及びB市と比較した場合、A市では 20.5%、B市では 20.6%で本市の調査結果とは約 15 ポイントの差があり、他市に比べて本市の若年層の回答率が高いことが分かる。このことは、全回答者に占める各年齢層別の回答者割合を見ても分かる通り、最も低い「18 歳～29 歳」の層が 11.9%で、逆に、最も高い「60 歳～69 歳」の層が 21.3%と、それほど大きな開きがないことから、全体的な結果が示す傾向は、年齢層に大きく左右されず全市民の平均的な意識に近いと判断される。

2) 人権全般について

「人権や人権問題についての関心」についての質問では、13 ページの図表 1 のとおり「関心がある」または「少し関心がある」と回答した人を合わせると 71.3%であった。前回古賀市意識調査では 57.9%、前回福岡県意識調査では 68.5%であったことから、いずれと比較しても今回の調査結果の方が高くなっている。これは、本市がこれまで取り組んできた人権教育と人権啓発の成果なのかもしれないし、近年の人権侵害事象等に関わる社会情勢やそれに関連した報道等により、あらためて市民の人権に関する関心が高まってきた結果なのかもしれない。

一方で、「関心がない」または「あまり関心がない」と回答した人を合わせると 27.4%で、市民の約 10 人に 3 人が、人権問題に「関心がない」傾向にある結果となった。確かに、「関心がある」傾向にある人と比べれば低い数値ではあるが、決して比較数値が低いからといって満足してはならないと考える。むしろ約 3 割の市民が、人権問題に「関心がない」と答えていることを、深刻な状況にあると認識しておかなければならないし、これからの本市における人権教育及び人権啓発に関する施策を検討するうえでの大きな課題と捉えておく必要がある。

人権というものが、「全ての人の自由と平等を保障するもの」であり、「生存権や幸福追求権」といった決して侵されてはならない権利であると考えた場合、「関心がない」人はいないはずである。このことについて、質問 2 として差別や人権侵害を受けたと感じたことがあるかどうかを尋ねた際の回答と、人権問題に関する「関心」の度合を 162 ページにクロス分析した図表 32 を記載している。これによると、何らかの差別や人権が侵害されたと感じたことのある人の

うち「関心がある」または「少し関心がある」と回答した人の割合は78.3%であったのに対し、何らかの差別や人権が侵害されたと感じたことはないと回答した人の割合は68.4%で、約10ポイントの差があった。このことから、何らかの差別や人権が侵害されたと感じたことのある人は、感じたことのない人よりも人権問題に対する関心が高い傾向にあることが分かる。

このことから、自身の人権問題だけではなく、社会の中にあるさまざまな人権問題とそのことで傷ついている他者の人権についても、さらに関心を持ってもらえるような人権教育や人権啓発の取組が必要であると考えられる。

「自分が人権侵害を受けたときの対処の仕方」の質問では、「家族や親族に相談する」が最も多く35.0%で、次に「自分で抗議する」が17.3%、「友人や先輩、近所の人に相談する」が14.7%と続いている。一方、「法務局や市役所等の行政機関に相談する」は7.8%に留まっている。市民の人権問題に関する相談先として、家族や親しい人が約50%もあるという結果から、行政等の機関が相談先として選択されていない要因を把握・分析し、課題を改善していく必要がある。これについては、「人権問題について理解を深めるにあたって、特に役立つと考えること」の質問に対する回答結果の中に一つのヒントが見られる。この質問では、「学校での人権教育」が73.4%と最も高く、次が「人権問題に関する相談窓口」の41.5%であった。つまり、市民にとっては相談窓口の有効性は認識されているものの、「法務局や市役所等の行政機関」が相談先として選択されていないということは、いわゆる行政の相談先情報等が市民にしっかりと周知されていない結果ではないかと考えられる。

部落差別解消推進法や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）等の人権関連法律では、相談窓口の設置や相談体制の充実など、その必要性が明記されている。このようなことから、あらためて、本市が設置し、あるいは所掌事務等として認識している人権に関わる「相談窓口」が、市民にどれだけ認知されているのかを把握し、これまで以上に市民が相談しやすい体制等について、その周知方法等も含めて検討する必要がある。

「人権問題についての研修又は学習を受けた経験」の質問では、「経験がある」と回答した人が67.8%であったのに対し、30.6%の人が「これまで、研修（学習）を受けた記憶がない」と回答している。学校における人権教育をはじめとして、行政・企業による人権啓発の取組等を考えると、約30%の人が「受けた経験がない」とは考えにくい。そのことから、「記憶がない」のは、その人にとって記憶に残る、あるいは印象に残るような教育や研修（学習）ではなかったと考えるのが妥当であり、このことは、人権教育及び人権啓発を推進する立場の学校も含めた行政にとって、大きな課題と認識しなければならない。人権問題と関連付けられた学校における教科や行政・企業による取組が、全ての人の人権が尊重される社会を実現するために必要な学習であり取組であるということを、受ける人の記憶や印象に残るよう企画し、主催者の明確な意図のもとで実施していく必要がある。

法律や条例をはじめ国が批准した条約等は、行政にとって業務遂行の基本的な指針である。つまり、行政は、法律等の「きまり」に従って業務を遂行している。そこで、質問5において、さまざまな人権問題の解決を目的とした法律や条約等を8つ列記したうえで、それぞれの認知度を確認したところ、32ページの図表5のとおり「内容をよく知っている」または「内容を少し知っている」と回答した人を合わせた割合は、「世界人権宣言」が最も高かったが、その割合は36.9%に留まっている。ヘイトスピーチ解消法にあっては18.3%の人しか内容を知らな

いということが分かった。このことは、本市の人権問題解決のための施策が、我が国の法制度と密接に関係しているということを市民に理解されていないということの現れであり、これまで以上に人権行政施策を推進していくためにも、法制度等との関係性や国内外の人権を取り巻く環境等について、周知・啓発していく必要がある。

3) 様々な人権課題について

【部落問題（同和問題）】

「部落問題（同和問題）を初めて知った時期」は、「小学生のころ」が 43.7%と一番多く、2 番目に「中学生のころ」が 18.2%、3 番目に「20 歳以後」が 15.2%となっている。この結果は、地域や学校によって部落問題学習を実践した時期に違いはあるが、学校で部落問題学習をはじめた時期と一致する。

「部落問題(同和問題)の最初の知識の提供者」を年齢層別に見ると、「学校の授業の中で」が、59 歳以下では、年齢が低くなるに従ってその数値は高くなっている。これは学校での部落問題学習の成果であるといえる。一方、「家族・親族」や「友人（知人）、近所の人や職場の人」では、その数値は年齢が高くなるに従って高くなっている。

部落問題（同和問題）を「家族・親族」や「友人（知人）、近所の人や職場の人から」初めて知らされた人は、全体で 31.5%、「家族・親族」から知らされたのは「小学生のころ」で、「友人（知人）、近所の人や職場の人から」知らされたのは「20 歳以後」が最も多くなっている。（159 ページ図表 27）このことは、部落問題(同和問題)は家族・親族や友人・知人を通じて、未だ引き継がれていることを明らかにしている。

「部落問題（同和問題）を初めて知った時の気持ち」は、「なぜそのような問題が、今でもあるのか不思議に感じた」が 62.7%と非常に高い数値である。次が「なんだか嫌な気分だった」で 9.8%となっている。

質問 8「部落問題（同和問題）に関する知識の最初の提供者（物）」と質問 9「部落問題（同和問題）を初めて知った時の気持ち」とのクロス分析を見ると（161 ページ図表 29）、「学校の授業の中で」部落問題をはじめて知った人の 67.2%が「なぜそのような問題が、今でもあるのか不思議に思った」と回答している。また、質問 9「部落問題（同和問題）を初めて知った時の気持ち」と質問 11「部落問題（同和問題）を解消するための方法」とのクロス分析を見ると（164 ページ図表 32）、「なぜそのような問題が、今でもあるのか不思議に感じた」人のうち、「部落問題（同和問題）を解消するための方法」として「学校での人権教育を積極的に取り組む」を選択した人は 51.7%と最も多いが、2 番目に「わざわざ取り上げないで、そっとしておく方がよい」が 27.7%となっており、必ずしもプラス方向の結果は出ていない。このことは学校での部落問題（同和問題）学習の今後の課題といえる。

「部落問題(同和問題)についての意見に対する自分の考え方」で、「そう思う」と回答した人は、「部落問題(同和問題)は過去の問題で、今は差別はない」は 19.1%、「部落差別を解消するために、自分の出来ることは、真剣に取り組みたい」は 32.0%、「差別をすることはいけないことだと思うが、自分だけ反対しても仕方がない」は 21.1%、「引っ越しや転校するとき、近隣に部落(同和地区)がないか調べることは差別に当たらない」は 11.0%、「部落(同和地区)の人について、特に意識することはないが、結婚だけは別だ」は 8.4%、「同和对策事業で、部落(同和地区)だけがよくなった」は 11.3%という数値である。また、どの項目も「どちらとも

いえない」とあいまいな意思表示をしている割合が、29.1%～54.7%と非常に多くなっている。あいまいな考えは状況によって差別する側にまわる可能性があることを考えると大きな課題であるといえる。

「部落問題(同和問題)を解消するための施策について」(複数回答)は、「学校で人権教育を積極的に取り組む」が49.8%と一番多く、2番目が「行政が、市民対象の啓発活動に積極的に取り組む」で26.1%、3番目は「わざわざ取り上げないで、そっとしておく方がいい」で25.5%となっており、市民の4分の1は「寝た子を起こすな」の考えを持っていることがわかった。この考え方が部落差別を解消するための取組を阻害する大きな要因のひとつとなっていることを考えると早急な対策が望まれる。

【女性の人権問題】

「女性の人権に関することで、特に必要だと思うこと」(複数回答)で、全体的には「男女の固定的役割分担意識や行動(男は仕事、女は家事・子育ては女の仕事等)を改めること」が47.4%、「職場や学校における差別待遇(入試・採用・昇格・仕事内容・賃金等)を改めること」が41.4%、「妊娠や出産等を理由に職場での嫌がらせや不当な取り扱いを受けることをなくすこと」が38.8%である。また、全ての年齢層が「男女の固定的役割分担意識や行動(男は仕事、女は家事・子育ては女の仕事等)を改めること」を一番多く選択している。

1985年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、1986年に「男女雇用機会均等法」を施行し、取り組むべき重要な課題のひとつに「男女の固定的役割分担意識の解消」があげられた。それから35年間、さまざまな取組をしてきたが、職場や学校における差別待遇、妊娠・出産等を理由に職場での嫌がらせや不当な取り扱いなど、いまだに解消してないことを市民は実感している。1985年時の原点に返って「男女の固定的役割分担意識」の問題点についての教育・啓発をする必要がある。

【子どもの人権問題】

「子どもの人権問題に関することで、とくに迅速に改善すべきこと」(複数回答)と市民が感じている問題は、「親が、しつこく称して暴力を振るったり、子育てを放棄すること」が67.2%と一番多い。子どもの虐待や育児放棄の問題は、「子どもの権利条約」に定められている「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が保障されていない重大な人権侵害である。最近、テレビや新聞報道などで、虐待や育児放棄により子どもが命を落としていることを市民は認識していることから、この問題が、深刻かつ喫緊の課題であると受け止めていることが分かる。

次に「仲間はずしや人格否定などのいじめで、子どもの自死が後を絶たないこと」(いじめ問題)が58.4%である。「いじめ」は「シカト」と「パシリ」という行為で起こっている。「シカト」は存在を無視すること(排除)であり、「パシリ」は支配意識(上から目線)からくる行為であることを考えると、「いじめ」は人権そのものを否定する行為である。これらの問題の解消には、「人権とは」「差別とは」といった基本的認識についての教育・啓発が必要である。

【高齢者の人権問題】

「高齢者の人権に関することで、特に必要だと思うこと」(複数回答)では、「自動車運転免

許証返納後の移動手段の確保や生活圏が狭くなることを防ぐ手段を考えること」が50.6%と最も多く、2番目が「働く意思のある高齢者の働ける場所や機会をふやすこと」で49.8%、3番目が「高齢者を対象にした介護・福祉・医療のサービスの提供体制をふやす」で37.4%である。

一番高い数値を示している「自動車運転免許証返納後の移動手段の確保や生活圏が狭くなることを防ぐ手段を考えること」を年齢層別にみると、60歳以上は日常生活に密接に関係している問題であるので、他の選択項目の中で最も高い割合であるが、59歳以下においても同様に高い割合を占めている。市民の多くは、自動車運転免許証を返納した高齢者が買い物や通院、地域活動など、日常生活に支障をきたさないように利用できる「移動手段の確保」を差し迫った課題であると考えている。また、「働く意思のある高齢者の働ける場所や機会をふやすこと」も年齢層に関係なく、高い割合を占めている。

内閣府「令和2年版高齢社会白書」では、全国の60歳以上の男女を対象にした調査（令和元年度）で、現在仕事をしている60歳以上の約40%が「働けるうちはいつまでも」働きたいと思っていると報告している。このことは、本市の60歳～69歳、70歳以上の約40%が、「働く意思のある高齢者の働ける場所や機会をふやすこと」を選択していることと一致している。また、日本労働組合総連合会「高齢者雇用に関する調査」（2020）では、60歳以降も働きたいと思う理由に、「生活の糧を得るため」、「健康を維持するため」、「生活の質を高めるため」「働くことに生きがいを感じるため」などを挙げている。

高齢者の福祉・医療・介護の課題とともに、年齢を理由に働く場所や機会を奪わず、高齢者がこれまで培ってきた貴重な経験や知識を生かすことができる場、生きがいを持って社会に貢献できる機会づくりなどが求められている。

【障がい者の人権問題】

2014年「障害者権利条約」の批准に伴い、2016年に施行されたのが「障害者差別解消法」である。「障害者差別解消法」には、今までの障がい者問題の考え方とは違った、新しい考え方（国際的な視点）が盛り込まれ、「障がいの定義」や「障がい者差別解消の道筋」が示されている。そのキーワードが「合理的配慮」「不当な差別的取扱い」「社会的障壁」である。

「合理的配慮」「不当な差別的取扱い」「社会的障壁」についての認知度は、「内容をよく知っている」で「合理的配慮」が4.6%、「不当な差別的取扱い」が4.7%、「社会的障壁」が4.1%、「内容を少し知っている」で「合理的配慮」が12.6%、「不当な差別的取扱い」が20.4%、「社会的障壁」が18.8%である。質問6「関心がある人権問題」の3番目が46.7%の「障がい者の人権問題」であることから考えると、「関心はあるが、内容は知らない」ということになる。「障害者差別解消法」が施行されて4年、「障害者差別解消法」がめざしている社会について、再度、教育・啓発する必要がある。

「障がい者の人権を守っていくうえで、特に必要と思うこと」（複数回答）は、「働く意思がある障がい者の、働く場所や働く機会をふやすこと」が73.5%と最も高い数値で、「義務教育終了後の進路（就職や進学）の不安を取り除けるような施策を講じること」が42.4%である。どちらも、障がい者がひとりの人間として「自立」するための支援が必要であることを示している。また、「障がいの種類は多様で、外見だけでは判断できない場合も多い」ということの理解を深め、固定的障がい者像をなくす取組をすること」が49.0%で、障がいの多様性に対応するための合理的配慮の充実が求められている。

【感染症の患者・元患者及び医療従事者・その家族の人権問題】

「感染症の患者・元患者及び医療従事者・その家族の人権を守るために、特に必要と思うこと」（複数回答）については、「感染症に対する正しい知識の教育・啓発を進めること」が77.9%と一番高い数値を示している。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、新型コロナウイルスに感染した方、治療にあたられている医療関係者、社会機能の維持にあたられている方やその家族、外国人等に対して、不当な差別、偏見、いじめ、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)等における誹謗中傷が社会問題になっていることを反映してか、2番目が「プライバシーを守る体制の整備すること」で37.7%、3番目が「SNS(インターネット等)での悪い噂を流すことを法律で規制すること」で37.6%となっている。

感染症に関する人権問題は、ハンセン病患者や家族への差別問題に始まり、現在の新型コロナウイルス感染症問題など新しい感染症が発生するたびにいろいろな課題が出てくる。「教育・啓発が不十分だったため、感染症に関する誤った認識による忌避意識や偏見、差別により人権が侵害された」という過去の歴史を踏まえ、最新の正確な情報や知識のもと市民が正しく行動できるような教育・啓発が重要になってくる。

【在日コリアン(韓国・朝鮮人)をはじめ日本に住んでいる外国人の人権問題】

「在日コリアン(韓国・朝鮮人)をはじめ日本に住んでいる外国人の人権問題について特に問題があると思うこと」（以下「在日外国人の人権問題」という）（複数回答）については、「賃金や労働時間などで、不利益な扱いを受けること」が53.4%と一番多く、次に「日本語がわからないことで教育・医療・災害などの情報を正確に受け取ることができず、また地域でのコミュニケーションができずに不利益な扱いを受けること」が48.4%で、「生存権」について問題があると考えている。

「在日外国人の人権問題を守る方法についての自分の考え」では、「交流を通じて日本人の異文化理解、在日外国人の日本文化理解を深める」に「そう思う」が38.3%、「どちらかといえばそう思う」が39.3%で肯定的意見の合計は77.6%、「小・中学校での、在日外国人の歴史や人権についての教育を充実する」では「そう思う」が30.9%、「どちらかといえばそう思う」が34.3%で肯定的意見の合計は65.2%である。また、「わざわざとりあげず、そっとしておくほうがよい」に「そう思う」が9.0%、「どちらかといえばそう思う」が10.2%で肯定的意見の合計19.2%である。しかし、「どちらともいえない」が28.1%占めていることは考慮しなければならない。

「在日外国人の人権問題」として生存権は非常に大切な問題であるが、当事者として、歴史や文化の違い等により自身の尊厳が冒されることで人権侵害と感じていることを考えると、「交流を通じて日本人の異文化理解、在日外国人の日本文化理解を深める」や「小・中学校での、在日外国人の歴史や人権についての教育を充実する」ことは、互いの文化の違いを認め合い、尊重し合い、対等な関係を築くために不可欠である。人権問題の基本である人間の「生存権」と「尊厳」を保障すること、多様な価値観と文化が尊重される社会、いわゆる多文化共生社会を実現するための取組が必要とされている。

【インターネットによる人権侵害に関する人権問題】

「インターネットに関することで、特に人権問題であると思うこと」（複数回答）については、

「匿名性を悪用し、他人を中傷したり誤った情報を掲載したりしていること」が 82.5%と非常に高い数値である。2 番目が「詐欺や違法薬物の取引など、犯罪の道具に利用されること」で 37.7%、3 番目が「差別を助長する表現や内容であっても、簡単に削除できないこと」で 34.6%となっている。

2016(平成 28)年に施行された「部落差別解消推進法」の第 1 条に、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況に変化が生じている」とある。近年、インターネットの普及により、差別の形態が変化し、ネット社会における人権侵害が深刻化している状況にある。今後、人権侵害リスクを回避するためのメディア・リテラシー(メディアから得た情報をそのまま受け取るのではなく、自分で考え確認するスキル)の向上、デマやフェイク情報に惑わされず、人権の視点を持って、フェイク情報を見抜く力をつけるための知識や技能を育てる教育・啓発が必要である。

【性別不合・性的指向等、性的マイノリティの人々の人権問題】

「性別不合・性的指向をはじめとする性的マイノリティの人権を守るために、特に必要と思うこと」(複数回答)に対して、「個人の理解を深めるために、職場や学校での教育・研修を進めること」が 49.1%、2 番目は「性的少数者の人権に配慮した仕組みや制度を社会全体に広めること」が 38.3%、3 番目は「孤立化を防止するために、学校や職場での相談体制を充実させること」が 35.7%である。

年齢層別にみると、「個人の理解を深めるために、職場や学校での教育・研修を進めること」や「性的少数者の人権に配慮した仕組みや制度を社会全体に広めること」が、年齢が低くなるに従って高い数値を示している。このことは学校、地域、職場などでの学習や研修によって学んだ知識により、そのように判断するようになったのだろうが、若年層の中には「そのように考えるのはごく当たり前だという感覚」が強くなっていると考えられる。

2011 年に、国連人権理事会は性的指向や性自認に基づく暴力行為や差別に重大な懸念を示す決議を採択し、国際機関として初めて人権課題として位置づけた。性的マイノリティを「隠す社会」から「語れる社会」になるためのさまざまな活動や取組が行われ、性的マイノリティへの理解は、少しずつ進みつつある。人間にはいろいろな考え方や感じ方があること、特に、「性」はグラデーションであるという考えが大切であり、このことを理解するための教育・啓発が課題である。

4) 人権問題の啓発について

「人権についての理解を深めるにあたって、特に役立つと考えていること」(複数回答)は、「学校での人権教育」が 73.4%で一番高く、次に「人権問題に関する相談窓口」が 41.5%、「企業での人権教育」が 36.8%である。「学校での人権教育」に市民からの期待度が高いことがわかる。

年齢層別にみると、49 歳以下では「学校での人権教育」や「企業での人権教育」の割合が高く、高齢者になるに従って、「学校での人権教育」に続いて「人権問題に関する相談窓口」の数値が高くなっている。

「古賀市で行われている人権啓発行事への参加経験」は、市民の 39.1%が「参加したことがある」、56.2%が「参加したことがない」である。市が行う啓発事業の参加状況は決して良い

とは言えない。

「啓発行事への参加経験」を年齢層別にみると、70歳以上は48.8%と非常に高く、最も低い30歳～39歳で27.5%と年齢層による差がある。

「参加したことがある啓発行事」を見ると、「古賀市同和問題を考える市民の集い」が32.8%、「勤務先などの研修会」が31.3%、「人権に関する学校での集会や発表会など」30.3%となっている。「勤務先などの研修会」の割合が高いのは、企業での人権研修の取組が多くなっている結果であると言える。

古賀市で行われる啓発行事に「いずれも参加したことがない」が56.2%で、主な理由は、「情報が入ってこなかったから」が34.8%、「内容に興味を持てなかったから」が32.8%である。

情報は興味があればどんな小さなものでも受け取るが、いくら良い情報であっても興味がないと情報として受け止めないという性質を持っていることから、今後の課題となるのは「内容に興味を持てなかった」の32.2%である。年齢層や生活環境を考慮し、目的と対象者を明確に絞った研修会・啓発行事も選択肢の一つとして検討する必要がある。

5) 自由記載について

21.4%の市民から寄せられた自由記載を年齢層別にみると、各年齢層とも記載率は20%前後で、広く市民の自由意見を聞くことができる状況である。

自由記載内容を市の人権行政の取組に、「肯定的な意見」と「否定的な意見」、「その他の意見」に分けて見ると、「肯定的な意見」が56.4%、「否定的な意見」が22.9%で、市の人権行政に対しておおむね市民の理解が得られていると考えることができる。「否定的な意見」の中には、「法律の主旨や事実の誤認」と思われるものや「デマや噂等による誤解や知識不足」によるものもあり、このような市民の誤解や知識不足を解決するための啓発をどのように行うかが、今後の課題となる。

6) 人権教育・啓発の課題を明らかにするためのクロス分析について

調査結果から見てきた人権教育・啓発の課題は、部落問題(同和問題)解消の方法として「わざわざ取り上げないで、そっとしておく方がよい」(寝た子を起こすな)という考え方、「部落問題(同和問題)をはじめて知った時の気持ち」と「部落問題(同和問題)解消の方法」との関連性、「人権や人権問題についての関心」である。これらを中心に質問と質問のクロス分析を行った。

全体として31.5%が「家族・親族」や「友人(知人)、近所の人や職場の人」から部落問題(同和問題)を初めて知らされている。初めて知った時期は、「小学生のころ」が43.7%、「中学生のころ」が18.2%、「20歳以後」が15.2%となっている。特に、「家族・親族」から「小学生のころ」知らされたのが46.3%、「友人(知人)、近所の人や職場の人」から「20歳以後」知らされたが21.5%で、「部落問題(同和問題)」が継承されて、科学的・継続的・系統的でない方法で「起こされている」ことが明らかになった。

「部落問題(同和問題)を初めて知った時の気持ち」で、「なぜそのような問題が、今あるのか不思議に感じた」が66.3%占め、知識の提供者(物)に関係なく高いことがわかった。部落差別解消の考え方について、「そのような差別に怒りを感じた」と比較すると、部落問題(同和問題)の現状認識や同和行政に対する認識、部落問題(同和問題)の解決の方法に、大きな認識の違い

があり、部落問題(同和問題)との最初の出会わせ方が非常に重要であることが明らかになった。

学校教育での部落問題(同和問題)学習で、「なぜそのような問題が、今でもあるのか不思議に感じた」という気持ちになるのか、系統的・継続的・科学的な部落問題学習の内容や部落問題(同和問題)を学習する前にどんな知識が必要なのかを再考する必要がある。

人権問題に「関心がない」が27.4%ということは、人権教育・啓発の中で「人権とは何か」「差別とは何か」という基本的内容が十分に伝わっていない、つまり、「人権」とは「特定の人たちの問題であり、自分とは関係がない」という気持ちの現れである。このことを「研修(学習)経験」との関連で見ると、「研修(学習)経験」と「人権問題の理解度」の相関性は強く、行政として市民が人権問題を自分の問題として感じるように、いかに多くの、そして多様な研修(学習)の機会を提供していくのが課題である。

二 調査結果と考察

I 人権全般について

質問1 人権や人権問題についての関心

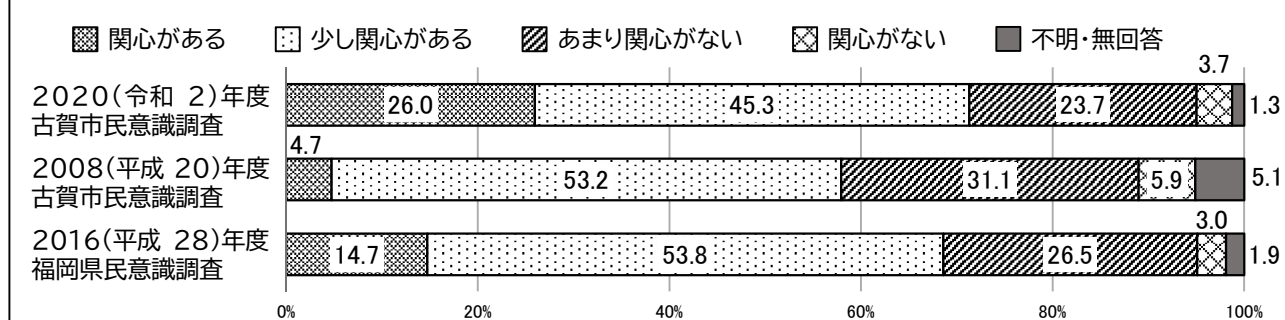
あなたは、人権や人権問題にどの程度関心がありますか、あなたの考えに近いものを1つ選んで、○を付けてください。

1) 全体及び年齢層別特徴

		質問1 人権や人権問題についての関心						関心がある	関心がない
上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)		回答者数	関心がある	少し関心がある	あまり関心がない	関心がない	不明・無回答		
全 体	2020(令和2)年 古賀市民意識調査	1,021	26.0	45.3	23.7	3.7	1.3	71.3	27.4
	2008(平成20)年 古賀市民意識調査	998	4.7	53.2	31.1	5.9	5.1	57.9	37.0
	2016(平成28)年 福岡県民意識調査	1,954	14.7	53.8	26.5	3.0	1.9	68.5	29.5
		100.0	26.0	45.3	23.7	3.7	1.3	71.3	27.4
		100.0	4.7	53.2	31.1	5.9	5.1	57.9	37.0
年 齢	18歳～29歳	121	19.8	50.4	26.4	3.3	0.0	70.2	29.7
		100.0	19.8	50.4	26.4	3.3	0.0	70.2	29.7
	30歳～39歳	138	29.0	45.7	23.2	2.2	0.0	74.7	25.4
		100.0	29.0	45.7	23.2	2.2	0.0	74.7	25.4
	40歳～49歳	160	23.1	52.5	22.5	1.9	0.0	75.6	24.4
		100.0	23.1	52.5	22.5	1.9	0.0	75.6	24.4
	50歳～59歳	173	27.2	48.6	19.1	4.6	0.6	75.8	23.7
		100.0	27.2	48.6	19.1	4.6	0.6	75.8	23.7
	60歳～69歳	217	26.3	41.5	29.0	3.2	0.0	67.8	32.2
		100.0	26.3	41.5	29.0	3.2	0.0	67.8	32.2
	70歳以上	199	30.2	40.7	22.1	6.5	0.5	70.9	28.6
		100.0	30.2	40.7	22.1	6.5	0.5	70.9	28.6
	不明・無回答	13	0.0	0.0	15.4	0.0	84.6	0.0	15.4
		100.0	0.0	0.0	15.4	0.0	84.6	0.0	15.4

* 「関心がある」・「関心がある」と「少し関心がある」の合計 * 「関心がない」・「あまり関心がない」と「関心がない」の合計

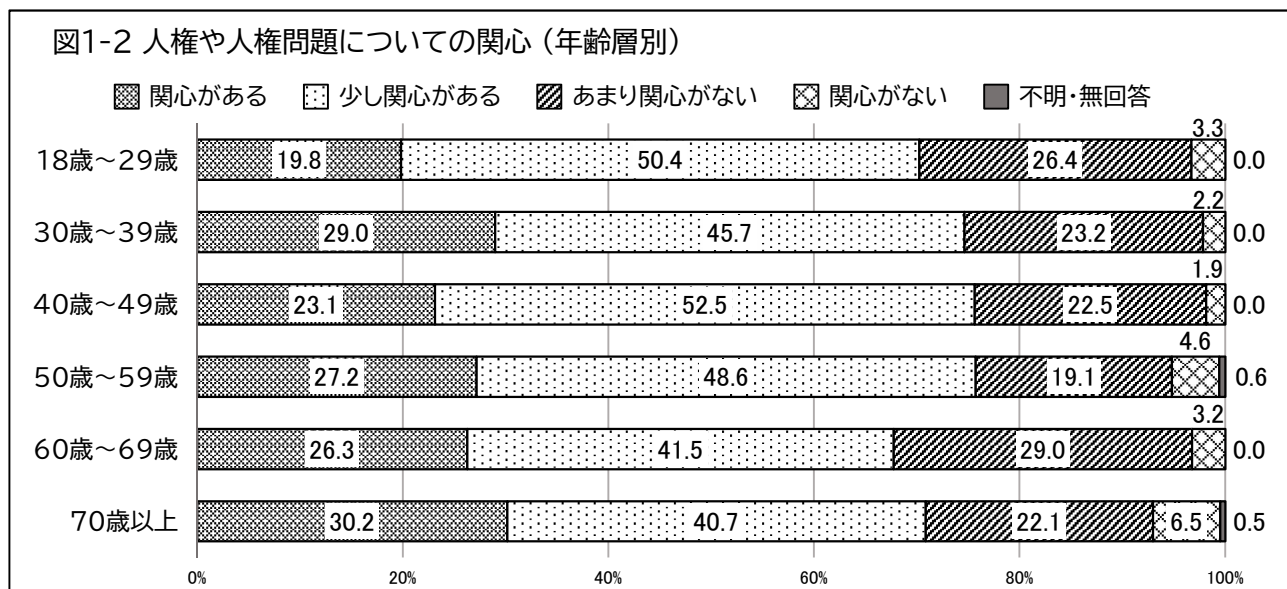
図1-1 人権や人権問題についての関心（2020(令和2)年度・2008(平成20)年度古賀市民意識調査・2016(平成28)年度福岡県民意識調査の全体比較）



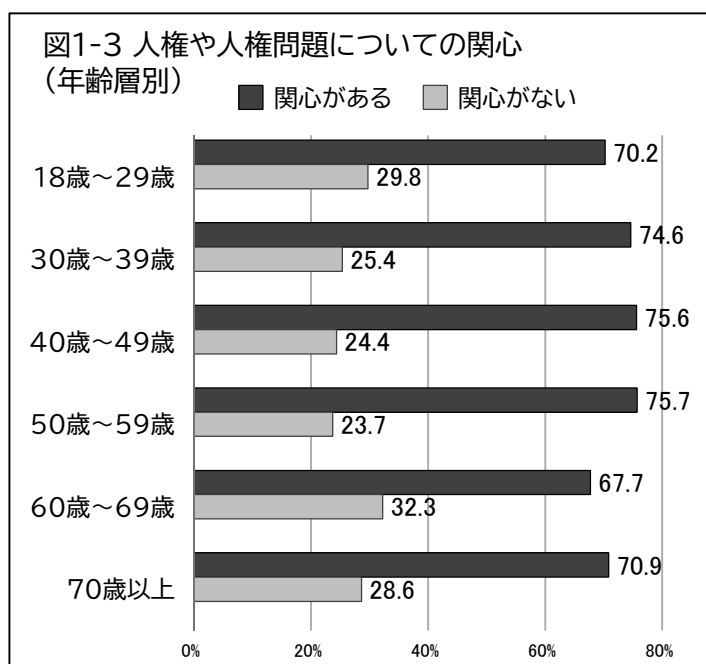
「今回調査」と「前回調査」を比べると、「関心がある」市民が非常に増加している。また、「関心がある」と「少し関心がある」の合計を見ると、「今回調査」は71.3%、「県調査」は68.5%と

大きな差はないが、「関心がある」だけを見ると、「今回調査」は 26.0%、「県調査」は 14.7%で、11.3 ポイントの差があり、古賀市民の人権や人権問題についての関心は、県内平均より高いといえる。

市民の人権問題に対する関心の高まりは今までの教育・啓発の成果であり、どのような教育・啓発が効果的であったのかは、今後調査・分析する必要がある。その反面、「あまり関心がない」が 23.7%、「関心がない」が 3.7%と、市民の 27.4%が人権問題に関心を示していない。



年齢層別に人権問題に「関心がある」と回答した人の割合をみると、70 歳以上が 30.2%と最も高く、続いて 30 歳～39 歳が 29.0%となっている。29 歳以下の 19.8%を除けば、全ての年齢層が 20%以上の数値である。全体的に「関心がある」の割合は、年齢層で大差ないといえる。

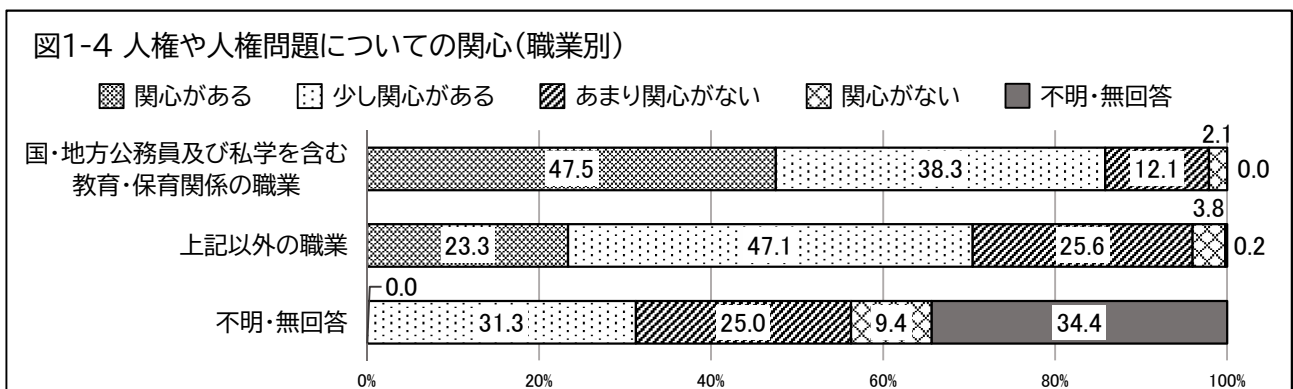


「関心がある」と「少し関心がある」を合わせて「関心がある」グループ、「あまり関心がない」「関心がない」合わせて「関心がない」グループに分けて見ると、「関心がある」グループが 67.7%～75.6%、「関心がない」グループが 23.7%～32.3%の範囲であり、年齢層別には大きな特徴がないといえる。

2) 職業別特徴

		質問1 人権や人権問題についての関心						関心がある	関心がない
		回答者数	関心がある	少し関心がある	あまり関心がない	関心がない	無回答・不明		
全 体		1,021	265	463	242	38	13	728	280
		100.0	26.0	45.3	23.7	3.7	1.3	71.3	27.4
職業別	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	141	67	54	17	3	0	121	20
		100.0	47.5	38.3	12.1	2.1	0.0	85.8	14.2
	上記以外の職業	848	198	399	217	32	2	597	249
		100.0	23.3	47.1	25.6	3.8	0.2	70.4	29.4
不明・無回答		32	0	10	8	3	11	10	11
		100.0	0.0	31.3	25.0	9.4	34.4	31.3	34.4

* 「関心がある」・「関心がある」と「少し関心がある」の合計 * 「関心がない」・「あまり関心がない」と「関心がない」の合計



職業別に「人権や人権問題についての関心」を見ると、「特定職業従事者」の関心度は 85.8%と非常に高いことがわかる。しかし、14.2%が「あまり関心がない」「関心がない」と回答していることについては留意する必要がある。

質問1-1 人権や人権問題について「関心がない」を選んだ理由

1) 全体及び年齢層別特徴

		質問1-1 人権や人権問題について「関心がない」を選んだ理由					
上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)		回答者数	知らない分 か問には だ関 と係	ときす自 思なる分 ういこで か問とは ら題もど だどう	かかど人 らわう権 かい問 らう題 なもと いは	らいし題 るてはで とし全に 思まて人 うっ解権 かて決問	不明・無回答
全 体		38	8	9	8	12	1
		100.0	21.1	23.7	21.1	31.6	2.6
年 齢	18歳～29歳	4	2	0	0	2	0
		100.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0
	30歳～39歳	3	0	3	0	0	0
		100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	40歳～49歳	3	1	1	1	0	0
		100.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0
	50歳～59歳	8	1	1	0	5	1
		100.0	12.5	12.5	0.0	62.5	12.5
年 齢	60歳～69歳	7	1	1	5	0	0
		100.0	14.3	14.3	71.4	0.0	0.0
	70歳以上	13	3	3	2	5	0
		100.0	23.1	23.1	15.4	38.5	0.0
	不明・無回答	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

図1-1-1 人権や人権問題について「関心がない」を選んだ理由
(全体)

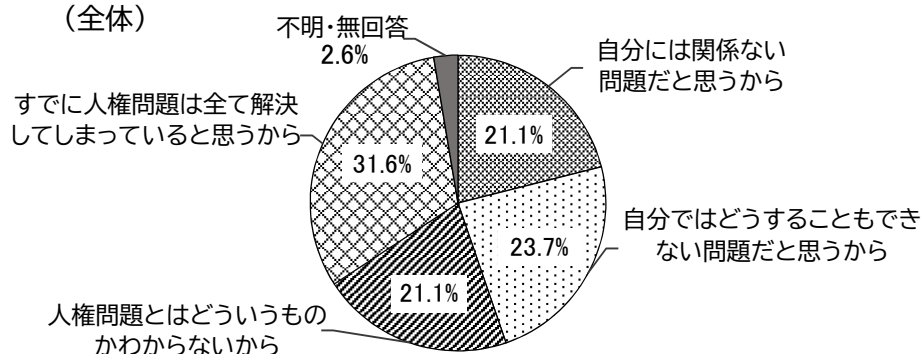
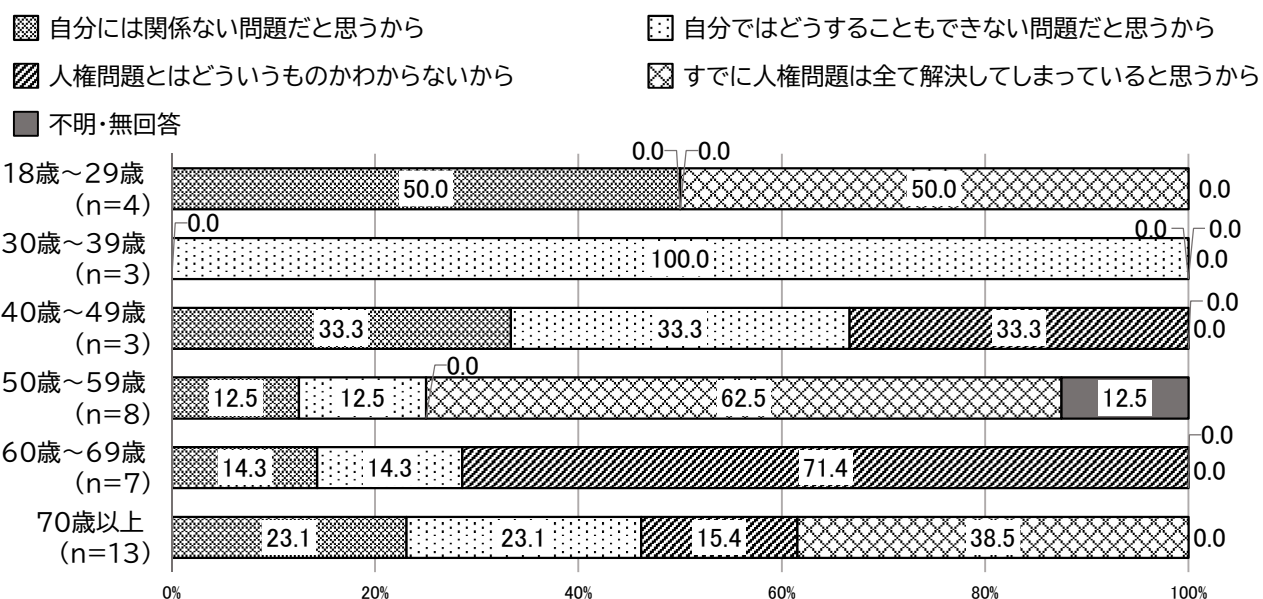


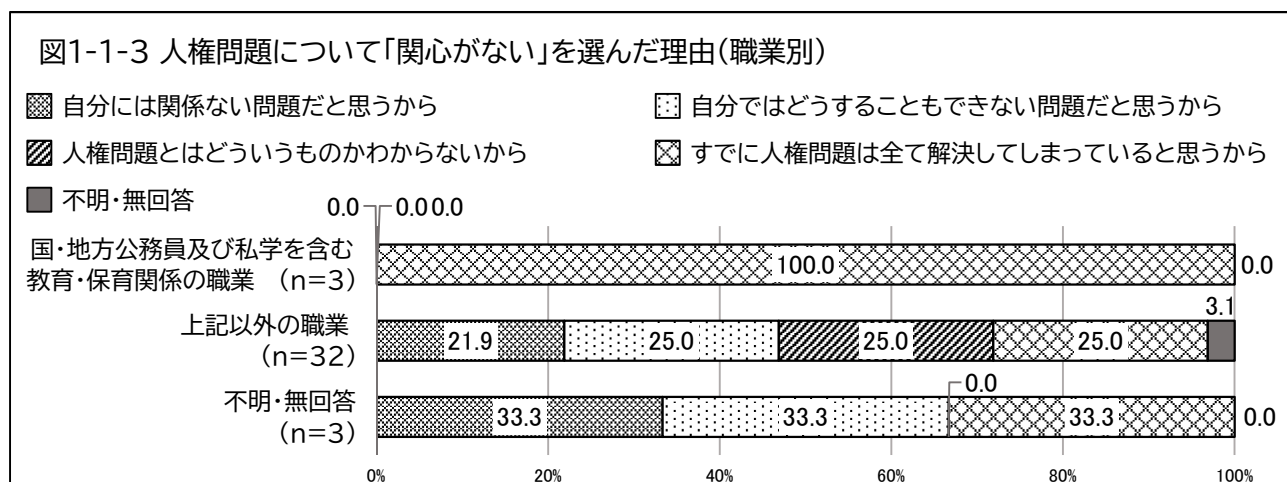
図1-1-2 人権や人権問題について「関心がない」を選んだ理由(年齢層別)



人権問題に「関心がない」を年齢層別特徴として分析するには、各年齢層の母数が小さくて統計的分析は不可能である。

2)職業別特徴

		質問1-1 人権や人権問題について「関心がない」を選んだ理由					
		回答者数	思な自 うい分 か問に ら題は だ関 と係	ときす自 思なる分 ういこ か問と ら題も だでう	らわかど人 か う 権 ら い 問 な う 題 い も と か の は	ら い し 題 す る て は で と し 全 に 思 ま て 人 う っ 解 権 か て 決 問	不 明 ・ 無 回 答
全 体		38	8	9	8	12	1
「関心がない」		100.0	21.1	23.7	21.1	31.6	2.6
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	3	0	0	0	3	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	上記以外の職業	32	7	8	8	8	1
		100.0	21.9	25.0	25.0	25.0	3.1
業	不明・無回答	3	1	1	0	1	0
		100.0	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0



職業別特徴は、「特定職業従事者」は「すでに人権問題は全て解決してしまっていると思うから」が100%で、「上記以外の職業」では、「自分ではどうすることもできない問題だと思うから」「人権問題とはどういうものかわからないから」「すでに人権問題は全て解決してしまっていると思うから」がそれぞれ25.0%、自分には関係のない問題だと思うから」が21.9%と意見が4等分しているといえるが、母数が小さいので統計的分析はできない。

人権問題に「関心がない」と回答した市民には、差別の現状認識の不足（部落差別解消推進法で、部落差別は現存すると規定していること）や、人権についての基本的な考え方、基本的事項の理解、差別解消の道筋についての認識等に不十分さが見られる。このことは、55年間の人権教育・啓発の中で、「人権とは」「差別とは」について、「当然理解しているはず」「知っているはず」が前提の人権教育・啓発であったことの結果である。今後の人権教育・啓発の課題として、この結果を生かしていかなければならない。

質問2「差別や人権侵害を受けた」と感じた経験の有無とその内容

あなたは、これまでに、差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか、それはどんなことでしたか、該当する全てに、○を付けてください。(複数回答)

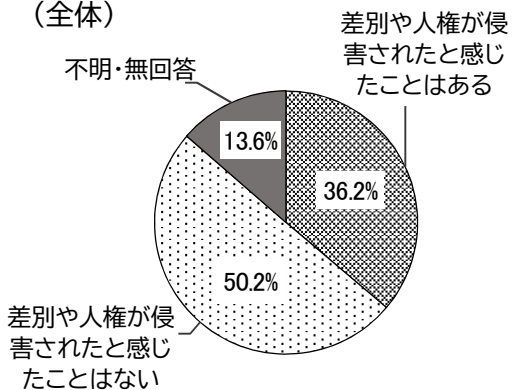
1) 全体及び年齢層別特徴

		質問2「差別や人権侵害を受けた」と感じた経験の有無とその内容										
		回答者数	た名あ 誉らぬ 信噂 用や悪 ど口を を侵害 害われ され、	不公 当な機 関いや を企業 けなど から、	強ハ学 いラ校 ・ス職 仲メ場 間トな はトど れ脅で に迫、 さ・パ れ無ワ た理ー	(家 庭内 で、暴 力た・ 虐待	さ不地思 れた利位想 た益等を なを信 扱理由・ いや名、 誉を平・ を棄等 損や的	(プ ライ ンイ タバ シー ネッ が侵 害さ れた	バイン ター をネ ット さ上 れた でプ ライ	カハ性的 ーラス嫌 行為メン を受けト たやセ ストク ーシヤ ル	感差 じた別 ことや は人 ない権 が侵 害さ れた と	不 明・ 無回 答
上段:回答者数(人) 下段:割合(%)												
全 体		1021 100.0	155 15.2	52 5.1	225 22.0	35 3.4	51 5.0	32 3.1	20 2.0	55 5.4	513 50.2	139 13.6
年 齢	18歳～29歳	121 100.0	26 21.5	3 2.5	33 27.3	6 5.0	4 3.3	2 1.7	5 4.1	10 8.3	65 53.7	6 5.0
	30歳～39歳	138 100.0	26 18.8	7 5.1	42 30.4	7 5.1	9 6.5	1 0.7	5 3.6	14 10.1	71 51.4	6 4.3
	40歳～49歳	160 100.0	28 17.5	12 7.5	51 31.9	9 5.6	10 6.3	11 6.9	2 1.3	7 4.4	67 41.9	21 13.1
	50歳～59歳	173 100.0	29 16.8	11 6.4	47 27.2	7 4.0	12 6.9	5 2.9	4 2.3	11 6.4	82 47.4	17 9.8
	60歳～69歳	217 100.0	29 13.4	10 4.6	36 16.6	4 1.8	9 4.1	7 3.2	3 1.4	7 3.2	118 54.4	30 13.8
	70歳以上	199 100.0	17 8.5	9 4.5	15 7.5	2 1.0	7 3.5	6 3.0	1 0.5	6 3.0	109 54.8	48 24.1
	不明・無回答	13 100.0	0 0.0	0 0.0	1 7.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 7.7	11 84.6

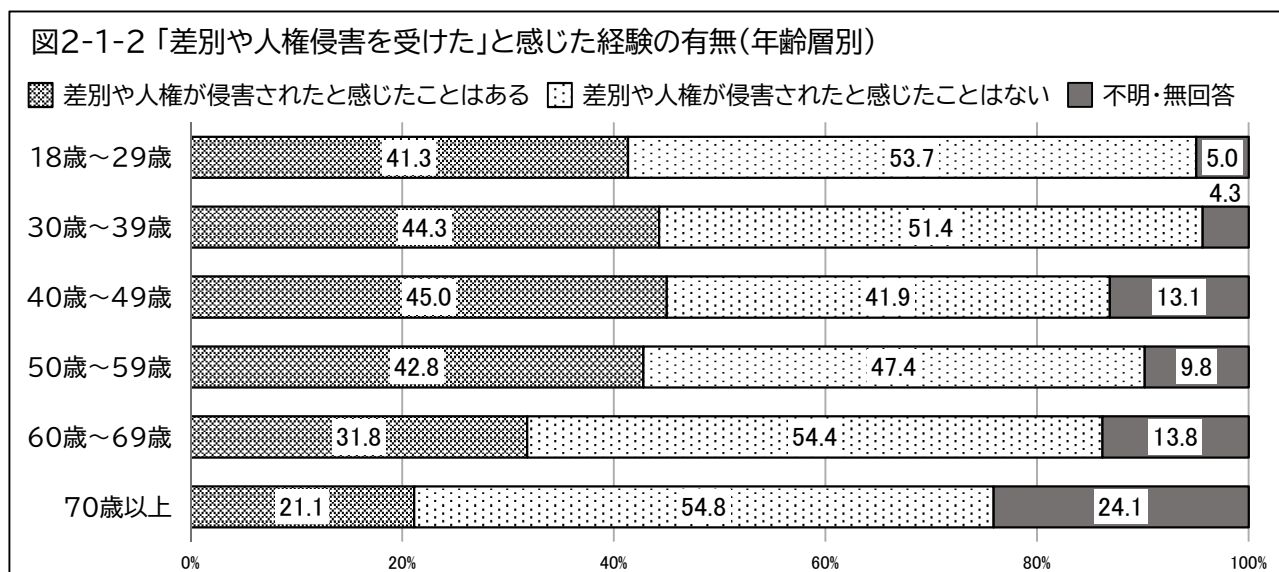
質問2-1「差別や人権侵害を受けた」と感じた経験の有無

		質問2-1「差別や人権侵害を受けた」と感じた経験の有無			
		回答者数	こたが差 とと侵別 は感害や あじさ人 るたれ権	こたが差 とと侵別 は感害や なじさ人 いたれ権	無不 回明 答・
上段:回答者数(人) 下段:割合(%)					
全 体		1,021 100.0	369 36.2	513 50.2	139 13.6
年 齢	18歳～29歳	121 100.0	50 41.3	65 53.7	6 5.0
	30歳～39歳	138 100.0	61 44.3	71 51.4	6 4.3
	40歳～49歳	160 100.0	72 45.0	67 41.9	21 13.1
	50歳～59歳	173 100.0	74 42.8	82 47.4	17 9.8
	60歳～69歳	217 100.0	69 31.8	118 54.4	30 13.8
	70歳以上	199 100.0	42 21.1	109 54.8	48 24.1
	不明・無回答	13 100.0	1 7.7	1 7.7	11 84.6

図2-1-1「差別や人権侵害を受けた」と感じた経験の有無(全体)



全体としては、「差別や人権侵害を受けた」と感じたことがある人は 36.2%、感じたことがない人が 50.2%で、約 40%弱の人が何らかの形で人権侵害を受けたと感じていることがわかる。



年齢層別に見ると、59 歳以下では 41.3%～45.0%が、「差別や人権侵害を受けた」と感じたことがあり、60 歳～69 歳では 31.8%、70 歳以上になると 21.1%と少なくなっている。逆に、「不明・無回答」の数値が高齢者になるにつれて大きくなっているのが特徴である。

「差別や人権侵害を受けた」と感じるか感じないかは、個人の人権意識に大きく左右される。59 歳以下に「差別や人権侵害を受けた」と感じた数値が高いのは、今までの人権教育・啓発の中で人権意識が高まった結果であり、人権教育・啓発の成果の結果であるといえる。

質問2-2「差別や人権侵害を受けた」と感じた内容

		質問2-2「差別や人権侵害を受けた」と感じた内容									
	回答者数	性	性的	性	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的
		性	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的
年齢	回答者数	性	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的
		性	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的
全体	回答者数	性	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的
		性	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的
18歳～29歳	回答者数	性	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的
		性	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的
30歳～39歳	回答者数	性	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的
		性	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的
40歳～49歳	回答者数	性	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的
		性	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的
50歳～59歳	回答者数	性	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的
		性	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的
60歳～69歳	回答者数	性	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的
		性	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的
70歳以上	回答者数	性	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的
		性	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的
不明・無回答	回答者数	性	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的
		性	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的	性的

図2-2-1「差別や人権侵害を受けた」と感じた内容(全体)

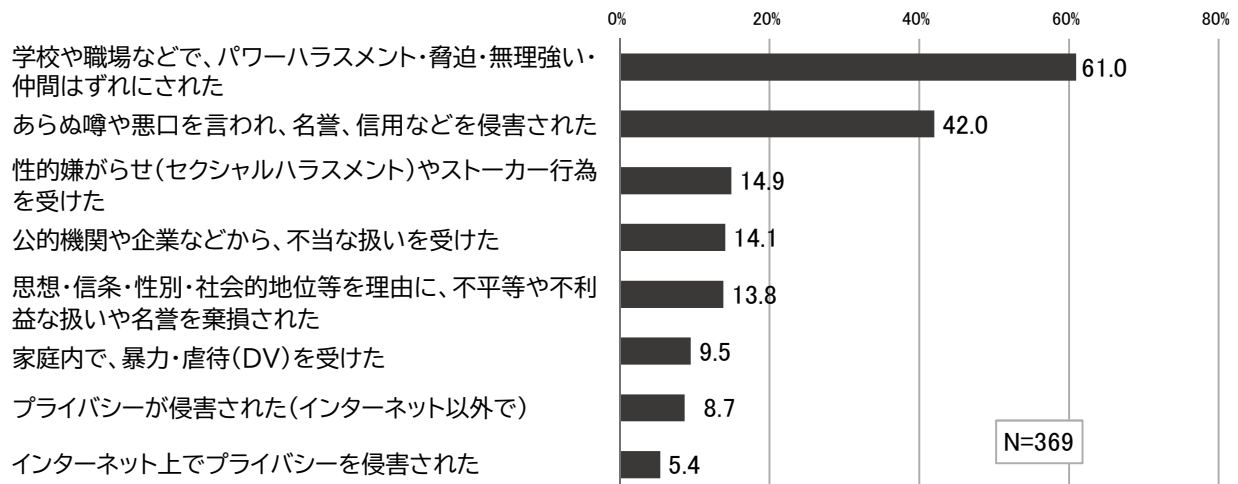
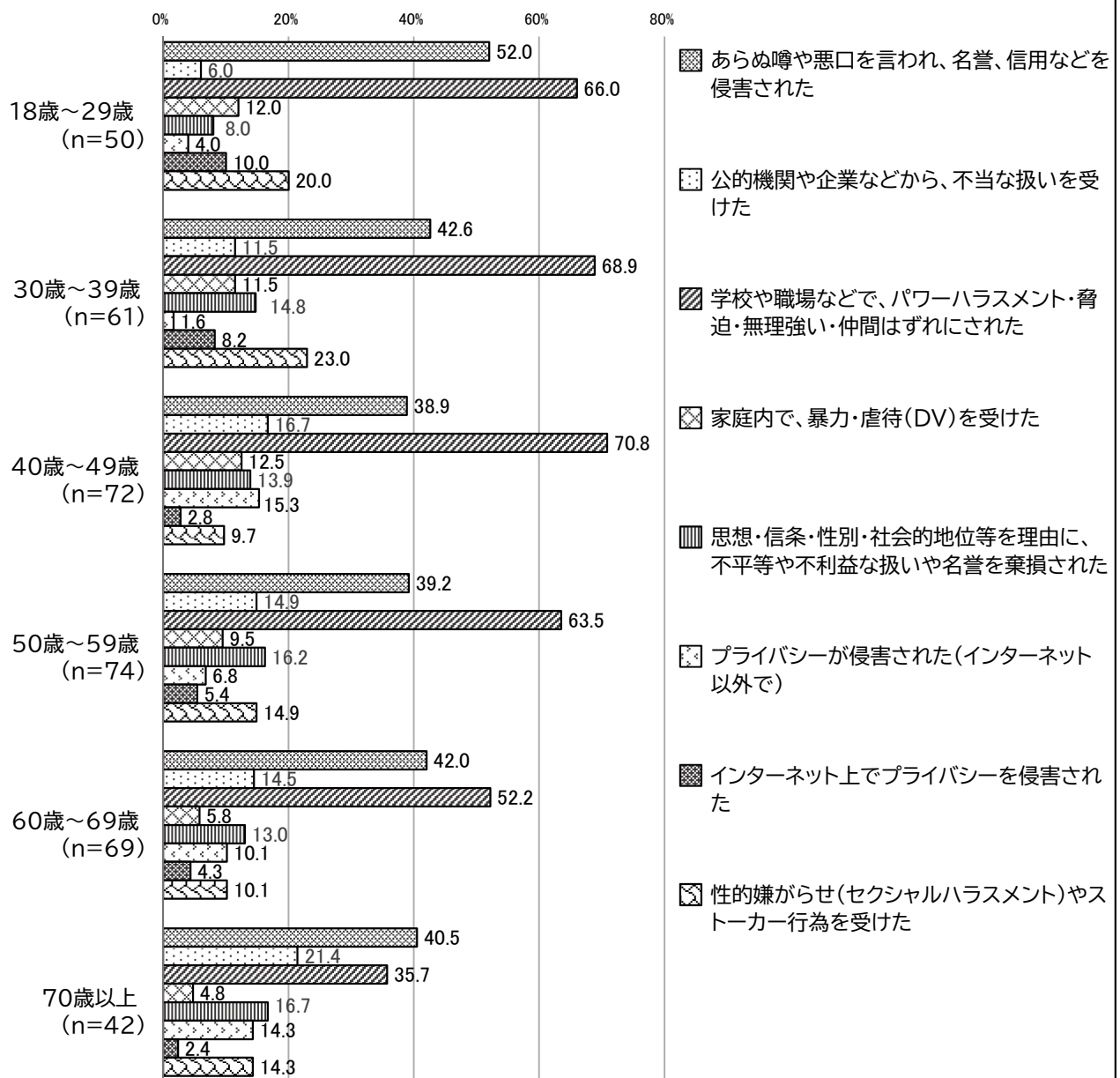


図2-2-2「差別や人権侵害を受けた」と感じた内容(年齢層別)



全体の特徴としては、「差別や人権侵害を受けた」と感じた内容（複数回答）で一番多いのは、「学校や職場などで、パワーハラスメント・脅迫・無理強い・仲間はずれにされた」が61.0%で、次に「あらぬ噂や悪口をいわれ、名誉、信用などを侵害された」が42.0%で、他の項目の数値より際立って高い。これは職場や学校で、今まで当たり前だと考えられた事柄（お茶くみは女性の役目である等）が「人権侵害である」と感じられる人権意識の高まり中で、いじめに類する行為に敏感に反応する感覚が育っていった結果であるといえる。

年齢層別では、「学校や職場などで、パワーハラスメント・脅迫・無理強い・仲間はずれにされた」が59歳以下で63.5%～70.8%と60%以上であるのに対して、60歳～69歳では52.2%、70歳以上になると35.7%と少なくなっている。特に70歳以上では他の年齢層と異なり、「あらぬ噂や悪口をいわれ、名誉、信用などを侵害された」が一番多く（他の年齢層よりも数値は少ないが）40.5%となっている。また、39歳以下で「性的嫌がらせ（セクシャルハラスメント）やストーカー行為を受けた」が20.0%～23.0%、70歳以上で「公的機関や企業などで、不当な扱いを受けた」が21.4%と他の年齢層に比べると高い数値であることが特徴である。

パワーハラスメントやセクシャルハラスメントは、近年人権侵害として大きく取り上げられた問題であり、今まで当たり前と考えられていた行為が、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントであると若者たちが強く意識していることがわかる。

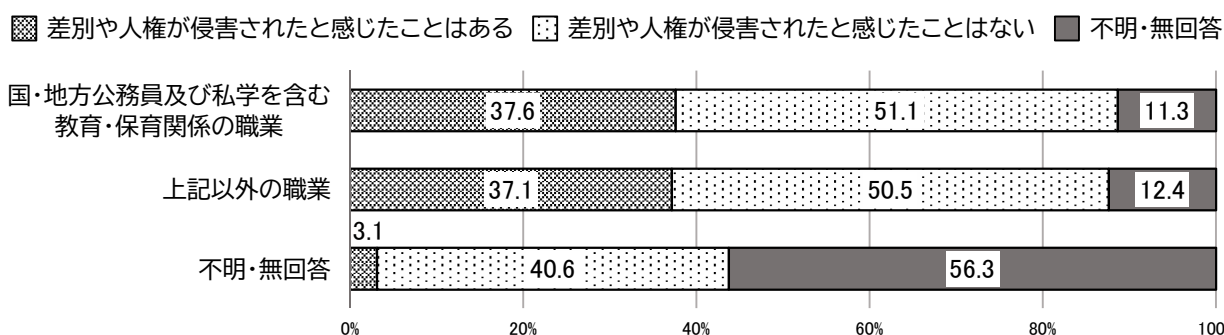
2) 職業別特徴

		質問2「差別や人権侵害を受けた」と感じた経験の有無とその内容													
		回答者数	誉あ らぬ噂 や悪口 を侵害 された 、名	公的 機関 や企業 などか ら、	い ・ス ・メ ン ト は ず れ に さ れ た 無 理 強 ハ	学 校 や 職 場 な ど で 、 パ ワ ー ハ ラ ス	（ D V ） を 受 け た 暴 力 ・ 虐 待	益 位 等 を 理 由 に 、 性 不 平 等 や 不 利 地	思 想 ・ 信 条 ・ 性 別 ・ 社 会 的 的 地	（ ブ ラ イ ン タ ー バ シ ー ネ ッ ト が 侵 害 さ れ た 以 外 で ）	シ ー ン を 侵 害 さ れ た 上 で ブ ラ イ バ	為 を 受 け た 性 的 嫌 が ら せ （ セ ク シ ヤ ル ハ ラ ス メ ン ト ） や ス ト ー カ ー ル 行	差 別 や 人 権 が 侵 害 さ れ た と 感 じ た こ と は な い	不 明 ・ 無 回 答	
上段：回答者数(人) 下段：割合(%)															
全 体		1,021 100.0	155 15.2	52 5.1	225 22.0	35 3.4	51 5.0	32 3.1	20 2.0	55 5.4	513 50.2	139 13.6			
職	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	141 100.0	23 16.3	7 5.0	30 21.3	3 2.1	6 4.3	3 2.1	2 1.4	5 3.5	72 51.1	16 11.3			
	上記以外の職業	848 100.0	132 15.6	45 5.3	194 22.9	32 3.8	45 5.3	29 3.4	18 2.1	50 5.9	428 50.5	105 12.4			
業	不明・無回答	32 100.0	0 0.0	0 0.0	1 3.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	13 40.6	18 56.3			

質問2-1 「差別や人権侵害を受けた」と感じた経験の有無

		質問2-1「差別や人権侵害を受けた」と感じた経験の有無			
		回答者数	こたが差 とと侵別 は感害や あじさ人 るたれ権	こたが差 とと侵別 は感害や なじさ人 いたれ権	無不 回明 答・
上段:回答者数(人) 下段:割合(%)					
全 体		1,021	369	513	139
		100.0	36.2	50.2	13.6
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	141	53	72	16
		100.0	37.6	51.1	11.3
	上記以外の職業	848	315	428	105
		100.0	37.1	50.5	12.4
業	不明・無回答	32	1	13	18
		100.0	3.1	40.6	56.3

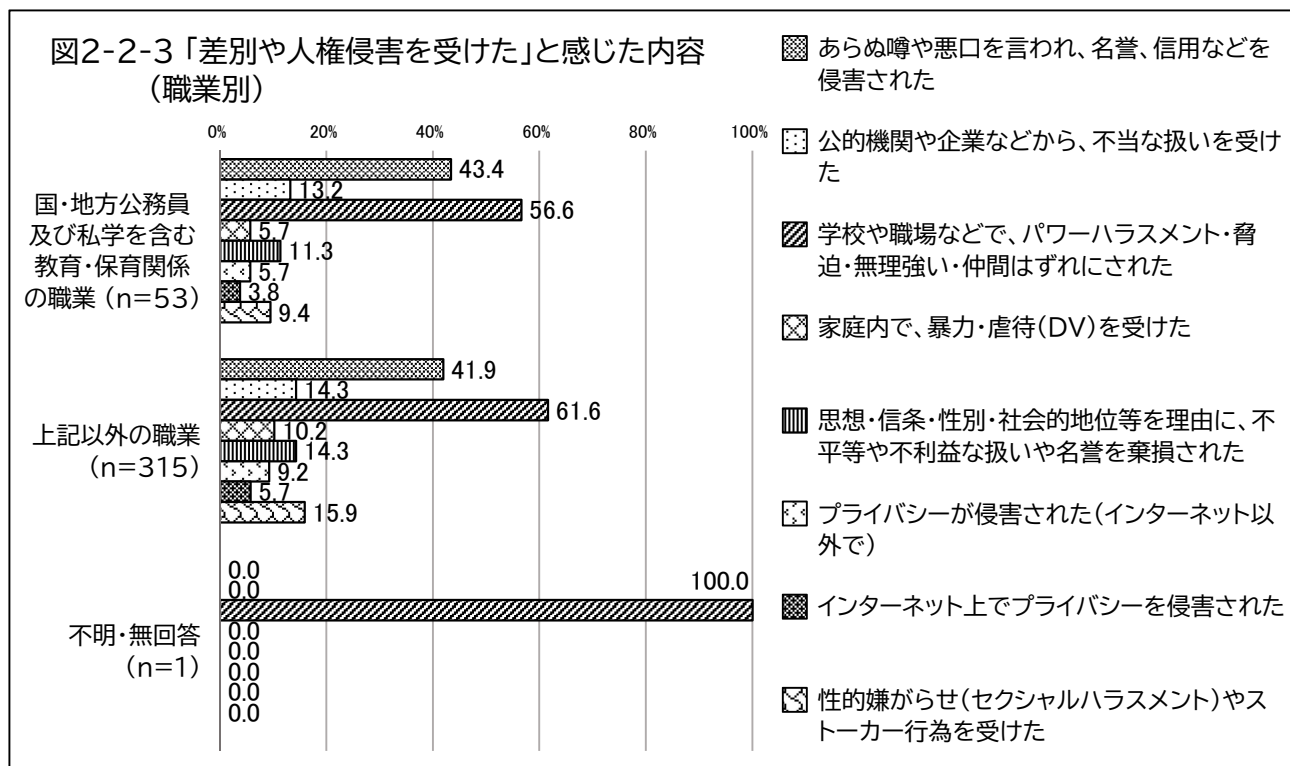
図2-1-3 「差別や人権侵害を受けた」と感じた経験の有無(職業別)



職業別特徴としては、「差別や人権侵害を受けた」と感じた経験の有無の差は見られない。

質問2-2 「差別や人権侵害を受けた」と感じた内容

		質問2-2 「差別や人権侵害を受けた」と感じた内容								
		回答者数	名あ 誉ら ぬ信 用や 悪口 をを 侵害 され た	不 公 当 な 機 関 い や を 企 業 な た か ら 、	い ラ 学 ・ ス 校 仲 メ 間 は ト 場 ず ・ な れ 脅 ど に 迫 さ ・ れ 無 パ 理 ワ 強 ハ	(家 庭 内 で を 、 暴 力 た ・ 虐 待	益 位 思 な 等 扱 を い 理 由 に ・ 性 を 不 別 棄 損 等 社 会 的 な 利 地	(プ ラ ン イ ン タ バ シ ネ ッ が ト 侵 以 害 外 さ れ た	シ ー ン を タ ー ゲ ッ ト 上 で プ ラ イ バ	為 ラ 性 的 嫌 が ら せ や セ ク ス ト ー シ ヤ ル 行 ハ
上段:回答者数(人) 下段:割合(%)										
全 体		369	155	52	225	35	51	32	20	55
		100.0	42.0	14.1	61.0	9.5	13.8	8.7	5.4	14.9
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	23	7	30	3	6	3	2	5
		100.0	43.4	13.2	56.6	5.7	11.3	5.7	3.8	9.4
	上記以外の職業	315	132	45	194	32	45	29	18	50
		100.0	41.9	14.3	61.6	10.2	14.3	9.2	5.7	15.9
業	不明・無回答	1	0	0	1	0	0	0	0	0
		100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0



「差別や人権侵害を受けた」と感じた内容で、職業的特徴は見られない。

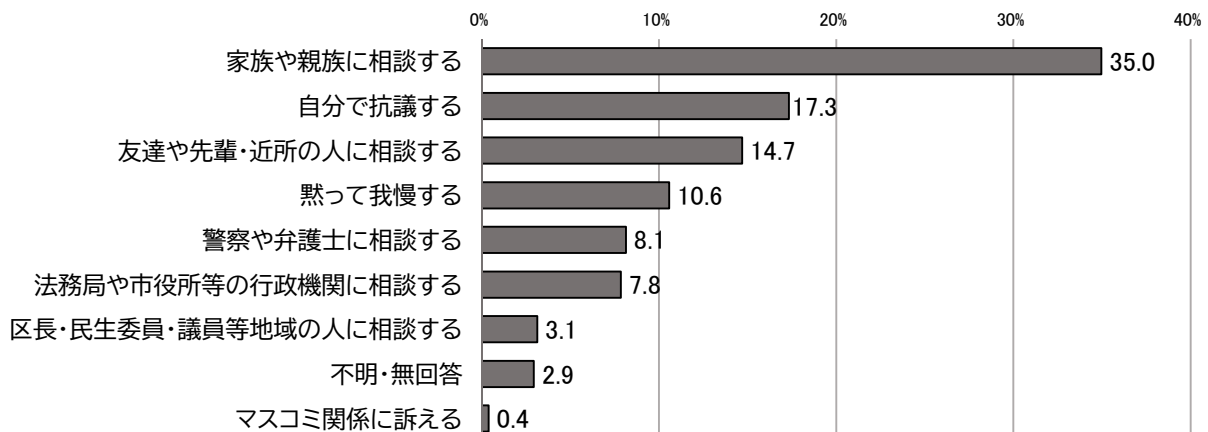
質問3 自分の人権が侵害されたときの対処の仕方

人権侵害の経験の有無は別として、もし、あなたの人権が侵害されたときはどうされますか。次の中から、あなたの考えに近いものから1つだけ選んで、○を付けてください。

1) 全体及び年齢層別特徴

		質問3 自分の人権が侵害されたときの対処の仕方									
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)		回答者数	自分で抗議する	家族や親族に相談する	友達や先輩・近所の人に相談する	区長・民生委員・議員等に相談する	法務局や市役所等の行政機関に相談する	警察や弁護士に相談する	マスコミ関係に訴える	黙って我慢する	不明・無回答
全 体		1,021	17.7	35.7	15.0	3.2	8.0	8.3	4.0	10.8	3.0
		100.0	17.3	35.0	14.7	3.1	7.8	8.1	0.4	10.6	2.9
年 齢	18歳～29歳	121	9.0	5.6	2.7	1.0	3.0	6.0	0.0	1.4	5.0
		100.0	7.4	46.3	22.3	0.8	2.5	5.0	0.0	11.6	4.1
	30歳～39歳	138	2.3	5.8	2.6	0.0	4.0	10.0	0.0	1.5	2.0
		100.0	16.7	42.0	18.8	0.0	2.9	7.2	0.0	10.9	1.4
	40歳～49歳	160	3.3	6.1	2.3	1.0	10.0	8.0	0.0	2.1	3.0
		100.0	20.6	38.1	14.4	0.6	6.3	5.0	0.0	13.1	1.9
	50歳～59歳	173	3.3	5.4	2.3	1.0	14.0	22.0	0.0	2.3	3.0
		100.0	19.1	31.2	13.3	0.6	8.1	12.7	0.0	13.3	1.7
	60歳～69歳	217	4.9	6.4	2.8	6.0	2.3	2.2	1.0	1.8	6.0
		100.0	22.6	29.5	12.9	2.8	10.6	10.1	0.5	8.3	2.8
	70歳以上	199	2.8	6.2	2.1	2.2	2.5	1.5	3.0	1.7	6.0
		100.0	14.1	31.2	10.6	11.1	12.6	7.5	1.5	8.5	3.0
	不明・無回答	13	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	5.0
		100.0	15.4	15.4	15.4	7.7	7.7	0.0	0.0	0.0	38.5

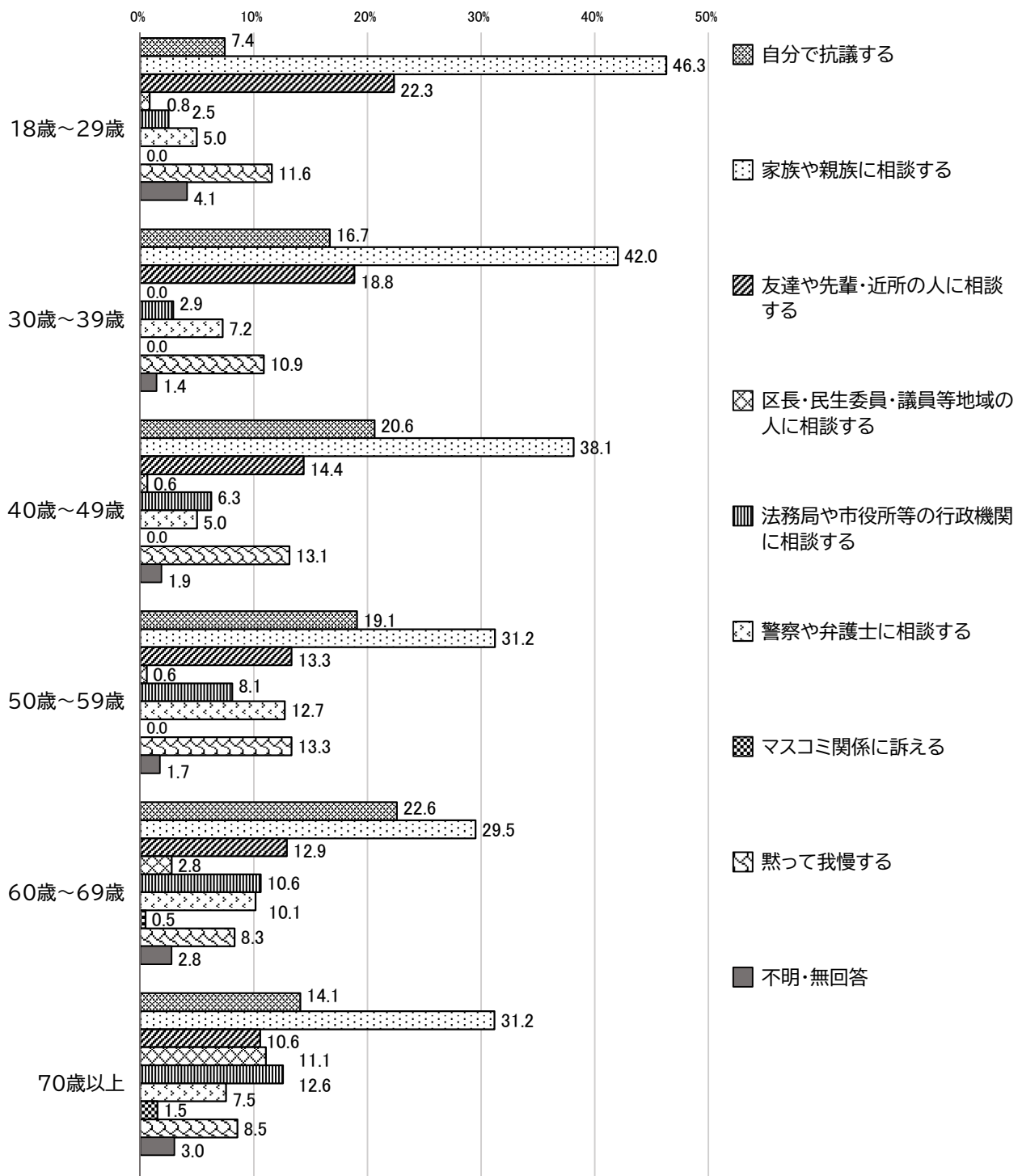
図3-1 自分の人権が侵害されたときの対処の仕方(全体)



「自分の人権が侵害された時の対処の仕方」の全体的傾向は、「家族や親族に相談する」が35.0%と一番多く、次に「自分で抗議する」17.3%、「友達や先輩・近所の人に相談する」14.7%である。

部落差別解消推進法や障害者差別解消法で「相談体制の確立」がうたわれているが、「公的相談体制の確立」が不十分なのか、市民に周知されていないのかは不明であるが、「法務局や市役所等の行政機関に相談する」が7.8%と非常に低い数値である。このことは、今後の人権施策を考える上で考慮すべきことである。

図3-2 自分の人権が侵害されたときの対処の仕方(年齢層別)



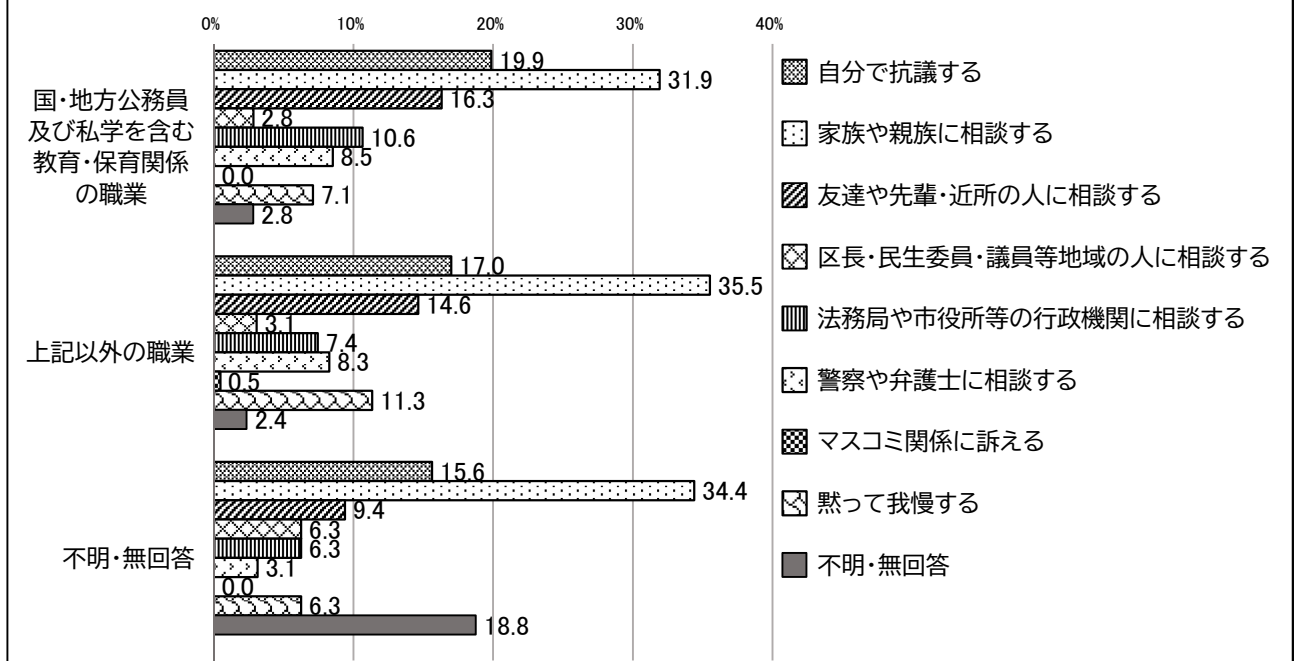
「自分の人権が侵害されたときの対処の仕方」の年齢層別特徴を見ると、すべての年齢層で「家族や親族に相談する」が一番多く、次に、39歳以下では「友達や先輩、近所の人に相談する」、40歳以上では「自分で抗議する」となっている。特に40歳～69歳では、「自分で抗議する」の数値が(40歳～49歳で20.6%、50歳～59歳で19.1%、60歳～69歳で22.6%)高くなっている。

「人権は誰から与えられたものではなく、勝ち取ってきたものである」という歴史的な人権獲得の経過からすると、「黙って我慢する」が各年齢層に10%前後いることは、差別解消の道筋を明らかにするための人権教育・啓発の課題であるといえる。

2)職業別特徴

		質問3 自分の人権が侵害されたときの対処の仕方										
		回答者数	自分で抗議する	家族や親族に相談する	友達や先輩・近所の人に相談する	区長・民生委員・議員等地域の人に相談する	法等の行政機関に相談する	警察や弁護士に相談する	訴えるマスコミ関係に	黙って我慢する	不明・無回答	
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)												
全 体		1,021	177	357	150	32	80	83	4	108	30	
		100.0	17.3	35.0	14.7	3.1	7.8	8.1	0.4	10.6	2.9	
職業別	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	141	28	45	23	4	15	12	0	10	4	
		100.0	19.9	31.9	16.3	2.8	10.6	8.5	0.0	7.1	2.8	
	上記以外の職業	848	144	301	124	26	63	70	4	96	20	
		100.0	17.0	35.5	14.6	3.1	7.4	8.3	0.5	11.3	2.4	
業	不明・無回答	32	5	11	3	2	2	1	0	2	6	
		100.0	15.6	34.4	9.4	6.3	6.3	3.1	0.0	6.3	18.8	

図3-3 自分の人権が侵害されたときの対処の仕方(職業別)



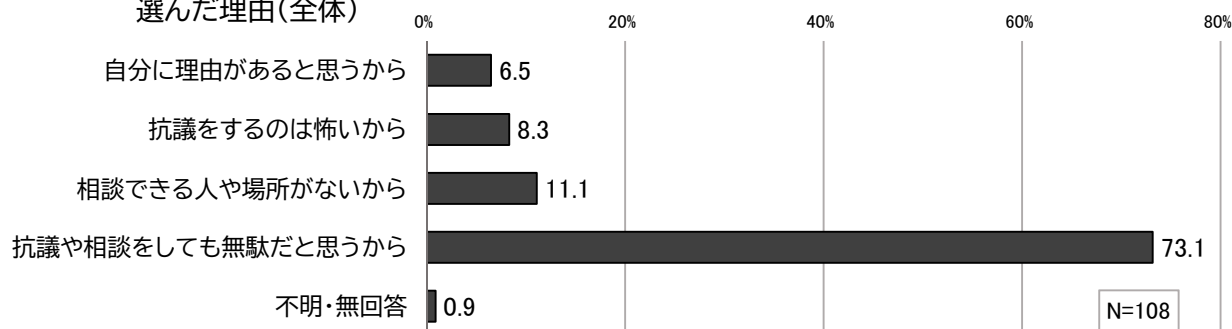
「自分の人権が侵害されたときの対処の仕方」を職業別に見ると、数値の違いはあるが、「家族や親族に相談する」が一番多く、次に「自分で抗議する」、「友達や先輩・近所の人に相談する」の順で「特定職業従事者」と上記以外の職業の傾向は同じである。4番目は「特定職業従事者」で「法務局や市役所等の行政機関に相談する」と公的機関への相談、上記以外の職業で「黙って我慢する」である。

質問3-1 自己的人権が侵害されたときの対処の仕方で「黙って我慢をする」を選んだ理由

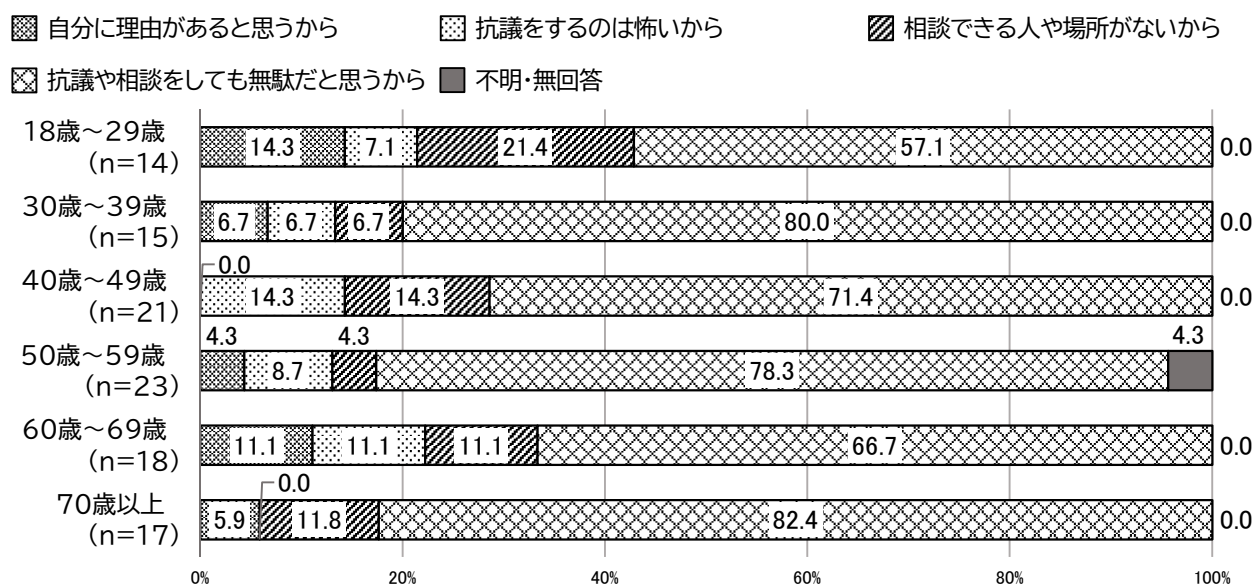
1) 全体及び年齢層別特徴

		質問3-1 自己的人権が侵害されたときの対処の仕方で「黙って我慢をする」を選んだ理由					
		回答者数	自分 の理 由が	抗議 をす るの	相談 でき ない人	抗議 もや か無 駄談 だを	不明・ 無回答
上段:回答者数(人) 下段:割合(%)							
全 体		108	7	9	12	79	1
		100.0	6.5	8.3	11.1	73.1	0.9
年 齢	18歳～29歳	14	2	1	3	8	0
		100.0	14.3	7.1	21.4	57.1	0.0
	30歳～39歳	15	1	1	1	12	0
		100.0	6.7	6.7	6.7	80.0	0.0
	40歳～49歳	21	0	3	3	15	0
		100.0	0.0	14.3	14.3	71.4	0.0
	50歳～59歳	23	1	2	1	18	1
		100.0	4.3	8.7	4.3	78.3	4.3
	60歳～69歳	18	2	2	2	12	0
		100.0	11.1	11.1	11.1	66.7	0.0
	70歳以上	17	1	0	2	14	0
	100.0	5.9	0.0	11.8	82.4	0.0	

図3-1-1 自己的人権が侵害されたときの対処の仕方「黙って我慢をする」を選んだ理由(全体)



問3-1-2 自己的人権が侵害されたときの対処の仕方「黙って我慢をする」を選んだ理由(年齢層別)



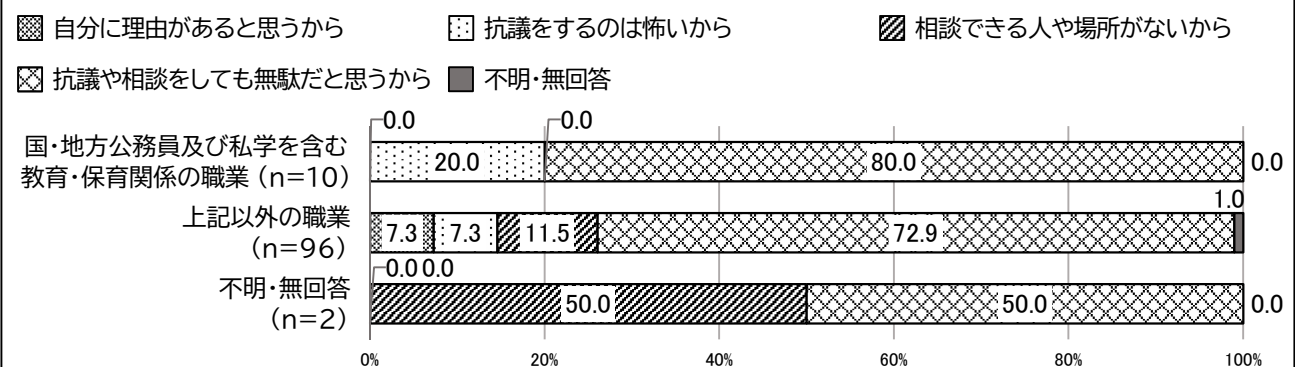
全体の特徴として、「自分の人権が侵害されたときの対処の仕方『黙って我慢する』を選んだ理由」として一番多いのは、「抗議や相談をしても無駄だと思うから」の73.1%が突出している。

「黙って我慢する」を選んだ108人を年齢層別に分類すると母数が小さくなり、年齢層別特徴と断定はできないが、参考資料として提示する。全ての年齢層で「抗議や相談をしても無駄だと思うから」が多く、29歳以下で「相談できる人や場所がないから」が21.4%、「自分に理由はあると思うから」14.3%と他の年齢層より高い数値であるのが特徴である。

2)職業別特徴

		質問3-1 自分の人権が侵害されたときの対処の仕方『黙って我慢をする』を選んだ理由					
		回答者数	自分と理由が一致する割合	抗議を怖がるから	相談できる場所がない人	抗議や相談をしても無駄だと思うから	不明・無回答
上段:回答者数(人) 下段:割合(%)							
全 体		108	7	9	12	79	1
(黙って我慢をする)		100.0	6.5	8.3	11.1	73.1	0.9
職業別	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	10	0	2	0	8	0
		100.0	0.0	20.0	0.0	80.0	0.0
	上記以外の職業	96	7	7	11	70	1
		100.0	7.3	7.3	11.5	72.9	1.0
業	不明・無回答	2	0	0	1	1	0
		100.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0

図3-1-3 自分の人権が侵害されたときの対処の仕方『黙って我慢をする』を選んだ理由(職業別)



職業別に「自分の人権が侵害されたときの対処の仕方『黙って我慢をする』を選んだ理由」を見ると、「特定職業従事者」の母数が10人と非常に小さいので、職業別特徴として断定はできないが、参考資料として、「自分に理由があると思うから」が20.0%、「抗議や相談をしても無駄だと思うから」が80.0%となっている。「上記以外の職業」では、「相談できる人や場所がないから」が11.5%で、この数値からも「相談体制の確立」が今後の人権施策の大きな課題となるといえる。

質問4 人権問題についての研修又は学習を受けた経験

あなたは、これまで学校や職場又は地域で、人権問題についての研修又は学習を受けたことがありますか。あてはまるものを1つ選んで、○を付けてください。

1) 全体及び年齢層別特徴

		質問4 人権問題についての研修又は学習を受けた経験				
		回答者数	機会があれば繰り返し研修(学習)を受けている(いた)	これまで、何度か研修(学習)を受けたことがある	これまで、研修(学習)を受けた記憶がない	不明・無回答
上段:回答者数(人) 下段:割合(%)						
全 体		1,021	11.0	56.8	30.6	1.7
年 齢	18歳～29歳	121	12.4	73.6	14.0	0.0
	30歳～39歳	138	10.1	65.2	24.6	0.0
	40歳～49歳	160	8.1	73.8	17.5	0.6
	50歳～59歳	173	14.5	59.5	25.4	0.6
	60歳～69歳	217	13.8	39.6	44.2	2.3
	70歳以上	199	7.0	45.2	45.2	2.5
	不明・無回答	13				
		100.0	7.7	30.8	23.1	38.5

図4-1 人権問題についての研修または学習を受けた経験(全体)

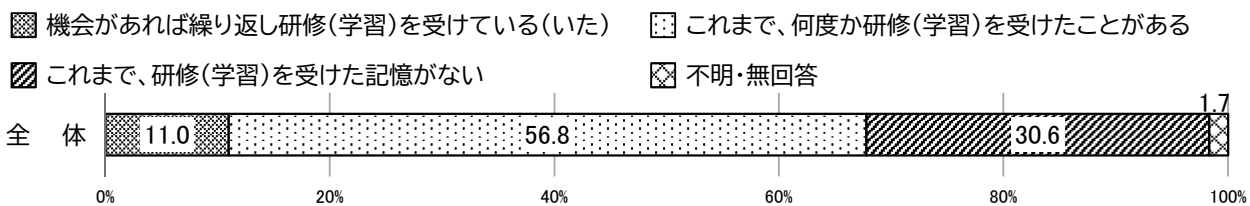
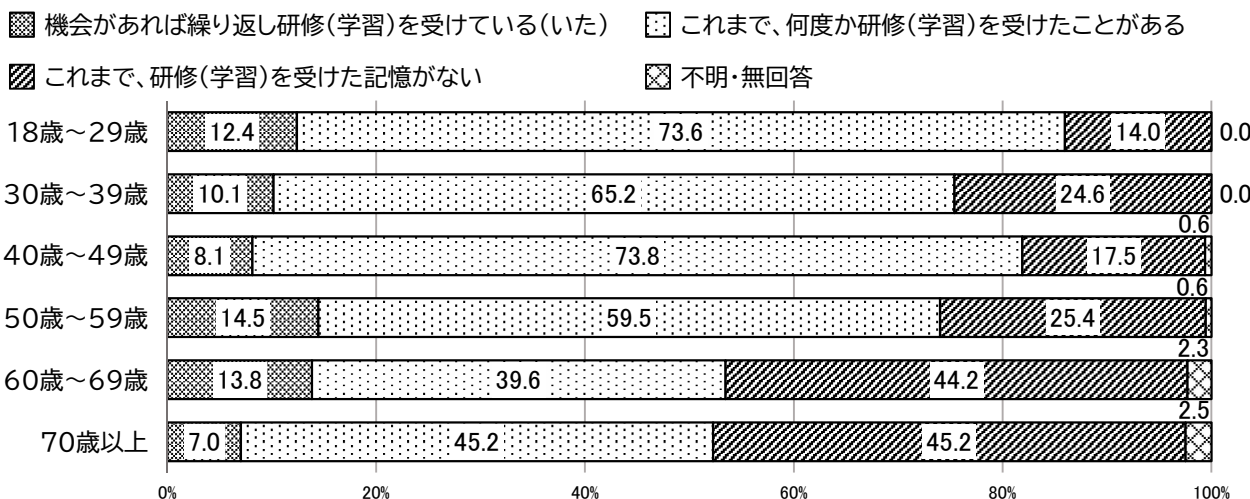


図4-2 人権問題についての研修又は学習を受けた経験(年齢層別)



「人権問題についての研修又は学習を受けた経験」を全体的に見ると、「機会があれば繰り返し研修（学習）を受けている（いた）」が11.0%、「これまで、何度か研修（学習）を受けたことがある」が56.8%、「これまで、研修（学習）を受けた記憶がない」が30.6%という数値である。つまり、市民の30.6%は印象に残る人権教育・啓発の機会を与えることが出来なかったことになる。

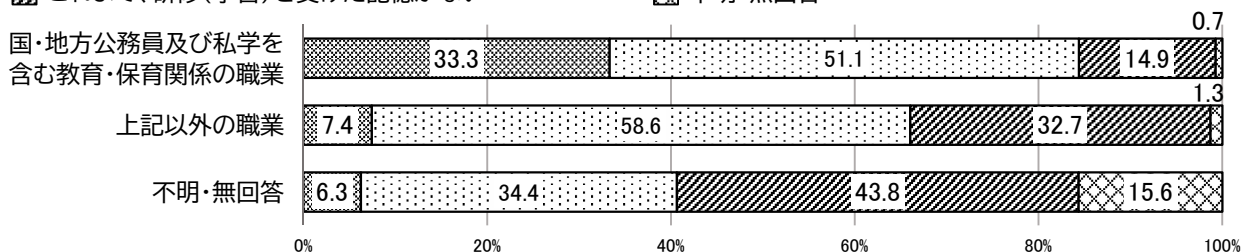
60歳以上では、「これまで、研修（学習）を受けた記憶がない」が45%前後と高い数値になり、59歳以下では、「これまで、何度か研修（学習）を受けたことがある」の数値が高くなっている。しかし、59歳以下の市民のすべては学校教育で人権学習を受けているはずであるのに、20%前後の人が「これまで、研修（学習）を受けた記憶がない」と回答していることは、学校での人権教育の方法や内容に課題があることを物語っている。

2) 職業別特徴

		質問4 人権問題についての研修又は学習を受けた経験				
		回答者数	る習り機 （～返会 いをしが た受研あ ～け修れ て～ば い学繰	あをかこ る受研れ け修ま た（で こ学、 と習何 が～度	た（これ 記（学ま 憶習で が～を、 ない受 け修	無不明 回答・
上段：回答者数(人) 下段：割合(%)						
全 体		1,021	112	580	312	17
		100.0	11.0	56.8	30.6	1.7
職	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	141	47	72	21	1
		100.0	33.3	51.1	14.9	0.7
	上記以外の職業	848	63	497	277	11
		100.0	7.4	58.6	32.7	1.3
業	不明・無回答	32	2	11	14	5
		100.0	6.3	34.4	43.8	15.6

図4-3 人権問題についての研修又は学習を受けた経験

- 機会があれば繰り返し研修(学習)を受けている(いた)
 これまで、何度か研修(学習)を受けたことがある
 これまで、研修(学習)を受けた記憶がない
 不明・無回答



「人権問題についての研修又は学習を受けた経験」を職業別に見ると、「特定職業従事者」の84.4%は何らかの研修又は学習を受けた経験があり、「上記以外の職業」の人の研修又は学習を受けた経験は66.0%である。「機会があれば繰り返し研修（学習）を受けている（いた）」で、「特定職業従事者」の33.3%と「上記以外の職業」の人の7.4%を比較すると、「特定職業従事者」の「人権問題の解決の責務の自覚」の高さが見られる。

留意しなければならない数値は、「特定職業従事者」の「これまで、研修（学習）を受けた記憶がない」の14.9%である。「特定職業従事者」の年齢層別に研修又は学習を受けた経験を調べてみると、70歳以上の高齢者で「これまで、研修（学習）を受けた記憶がない」の8人（70歳以上の25.8%）である。この数字が14.9%に影響している。

		質問4 人権問題についての研修又は学習を受けた経験				
上段:回答者数(人) 下段:割合(%)		回答者数	る習り機 (～返会 いをし た受研あ ～け修れ て～ば い学繰	あをかこ る受研れ け修ま た(で こ学、 と習何 が～度	た(こ 記学れ 憶習ま が～で なを、 い受研 け修	不明・無回答
国・地方公務員及び関係の私学を含む職業	全 体	141	47	72	21	1
		100.0	33.3	51.1	14.9	0.7
	18歳～29歳	9	3	4	2	0
		100.0	33.3	44.4	22.2	0.0
	30歳～39歳	20	7	10	3	0
		100.0	35.0	50.0	15.0	0.0
	40歳～49歳	22	5	15	2	0
		100.0	22.7	68.2	9.1	0.0
	50歳～59歳	31	13	15	3	0
		100.0	41.9	48.4	9.7	0.0
	60歳～69歳	28	16	9	3	0
		100.0	57.1	32.1	10.7	0.0
	70歳以上	31	3	19	8	1
		100.0	9.7	61.3	25.8	3.2

質問5 人権に関する条約(宣言)や法律の認知度

現在、世界や日本で人権に関するいろいろな条約(宣言)や法律がありますが、その条約や法律についてどの程度知っていますか、全ての項目について右の欄の当てはまる番号に1つ〇を付けてください。

1) 全体的特徴(1~8)

		質問5 人権に関する条約(宣言)や法律の認知度						内容を 知っている	内容を 知らない
		回 答 者 数	て 内 容 を よ く 知 っ た	て 内 容 を 少 し 知 っ た	ら る 言 葉 は 知 っ た が 内 容 は 知 り ま い	い ま っ た く 知 ら な い	無 回 答 ・ 不 明		
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)									
全 体	1 部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法)	1,021 100.0	54 5.3	262 25.7	456 44.7	235 23.0	14 1.4	316 31.0	691 67.7
	2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 の解消に向けた取組の推進に関する 法律 (ヘイトスピーチ解消法)	1,021 100.0	25 2.4	162 15.9	424 41.5	394 38.6	16 1.6	187 18.3	818 80.1
	3 障害を理由とする差別の解消の推進に關 する法律(障害者差別解消法)	1,021 100.0	47 4.6	245 24.0	397 38.9	310 30.4	22 2.2	292 28.6	707 69.3
	4 いじめ防止対策推進法	1,021 100.0	58 5.7	274 26.8	485 47.5	188 18.4	16 1.6	332 32.5	673 65.9
	5 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対す る支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)	1,021 100.0	40 3.9	179 17.5	435 42.6	351 34.4	16 1.6	219 21.4	786 77.0
	6 世界人権宣言	1,021 100.0	60 5.9	316 31.0	498 48.8	129 12.6	18 1.8	376 36.9	627 61.4
	7 女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に關 する条約(女性差別撤廃条約)	1,021 100.0	43 4.2	273 26.7	418 40.9	271 26.5	16 1.6	316 30.9	689 67.4
	8 あらゆる形態の人種差別撤廃に関する条約 に関する条約	1,021 100.0	24 2.4	171 16.7	423 41.4	386 37.8	17 1.7	195 19.1	809 79.2

*内容を知っている・・・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

*内容を知らない・・・「言葉は知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

問5 人権に関する条約(宣言)や法律の認知度(1~8全体)

■ 内容をよく知っている □ 内容を少し知っている ▨ 言葉は知っているが、内容は知らない ▩ まったく知らない ■ 不明・無回答

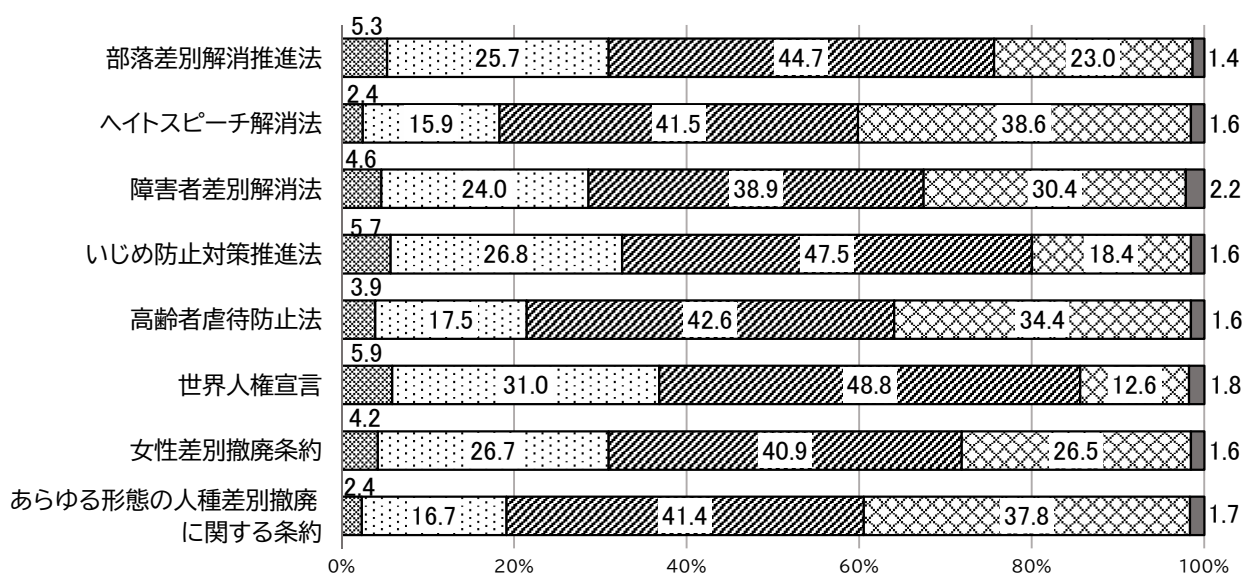
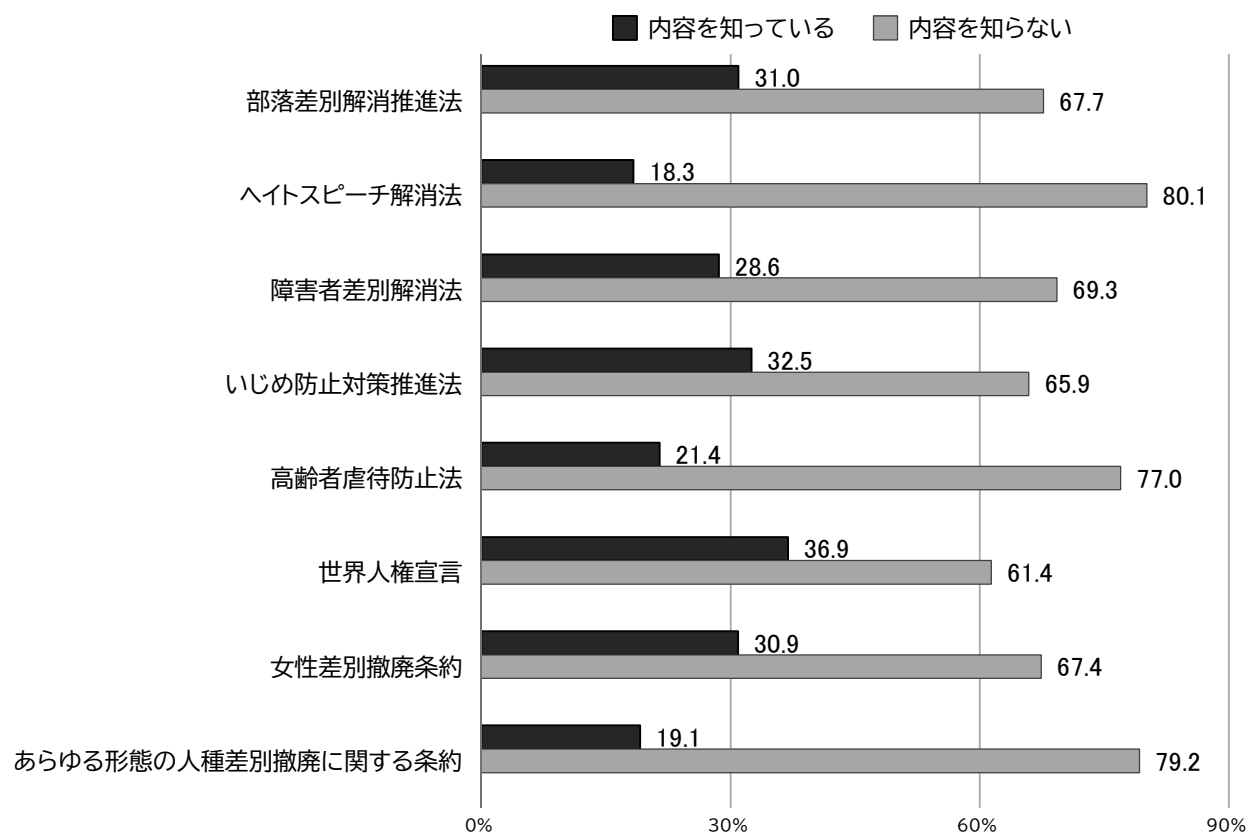


図5 人権に関する条約(宣言)や法律の認知度(全体1～8)



「人権に関する条約(宣言)法律の認知度」を、「内容をよく知っている」「内容を少し知っている」を「内容を知っている」グループ、「言葉は知っているが、内容は知らない」「まったく知らない」を「内容を知らない」グループとして全体を見ると、30%以上の認知度があるのは、「部落差別解消推進法」(31.0%)「いじめ防止対策推進法」(32.5%)「世界人権宣言」(36.9%)「女性差別撤廃条約」(30.9%)の4つの法律・条約である。20%以下の認知度は、「ヘイトスピーチ解消法」(18.3%)「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する条約」(19.1%)の2つである。

2016年に成立した3つの法律については、「部落差別解消推進法」が31.0%、「障害者差別解消法」が28.6%、「ヘイトスピーチ解消法」が18.3%と「ヘイトスピーチ解消法」の認知度が一番低い。

法律が社会制度を変え、社会制度が人間の意識を変えるとされている中、認知度の低い「ヘイトスピーチ解消法」「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する条約」等の法律や条約についての認識を高める人権教育・啓発が必要である。

質問5-1 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

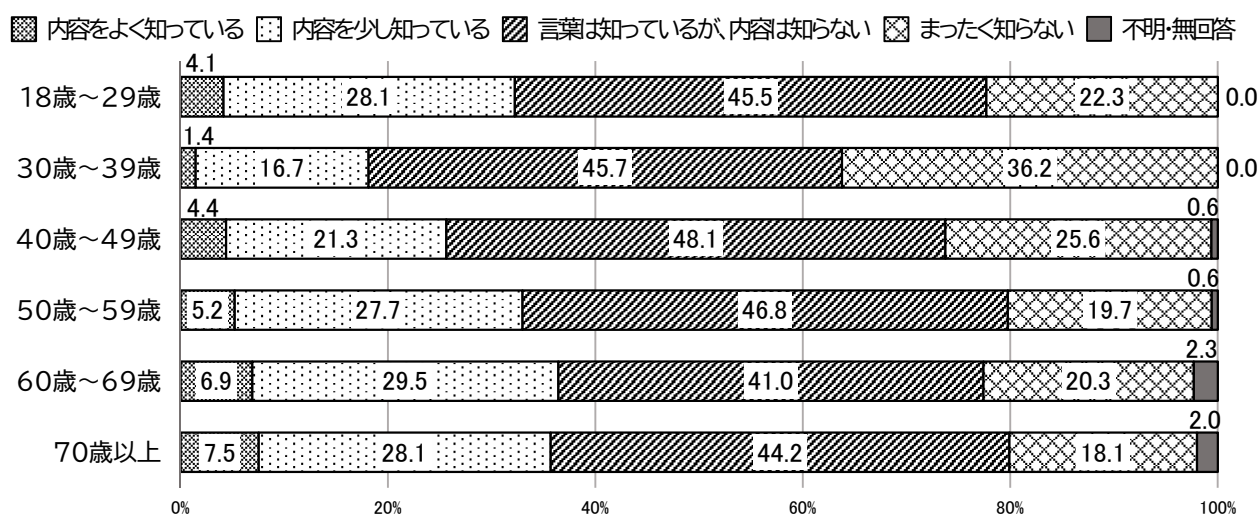
1) 年齢層別特徴

		質問5-1 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)					内 容 を 知 っ て い	内 容 を 知 ら な い	
		回 答 者 数	知 内 容 を い よ く	知 内 容 を い 少 る し	は い 言 知 る 葉 ら が は な い 内 容 て	な ま い っ た く 知 ら			無 不 回 明 答 ・
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)									
全 体		1,021	54	262	456	235	14	316	691
		100.0	5.3	25.7	44.7	23.0	1.4	31.0	67.7
年 齢	18歳～29歳	121	5	34	55	27	0	39	82
		100.0	4.1	28.1	45.5	22.3	0.0	32.2	67.8
	30歳～39歳	138	2	23	63	50	0	25	113
		100.0	1.4	16.7	45.7	36.2	0.0	18.1	81.9
	40歳～49歳	160	7	34	77	41	1	41	118
		100.0	4.4	21.3	48.1	25.6	0.6	25.7	73.7
	50歳～59歳	173	9	48	81	34	1	57	115
		100.0	5.2	27.7	46.8	19.7	0.6	32.9	66.5
	60歳～69歳	217	15	64	89	44	5	79	133
		100.0	6.9	29.5	41.0	20.3	2.3	36.4	61.3
70歳以上	199	15	56	88	36	4	71	124	
	100.0	7.5	28.1	44.2	18.1	2.0	35.6	62.3	
不明・無回答	13	1	3	3	3	3	4	6	
	100.0	7.7	23.1	23.1	23.1	23.1	30.8	46.2	

* 内容を知っている・・・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

* 内容を知らない・・・「言葉は知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

問5-1-1 部落差別解消推進法(年齢層別)



「部落差別解消推進法」の認知度を年齢層別に見ると、29歳以下と50歳以上の認知度が高い。反面、職場で中心的に活動している30歳～49歳の認知度が低いことがわかる。特に、30歳～39歳の認知度が低く、「まったく知らない」が36.2%と、他の年齢層より高い数値であるという課題がある。

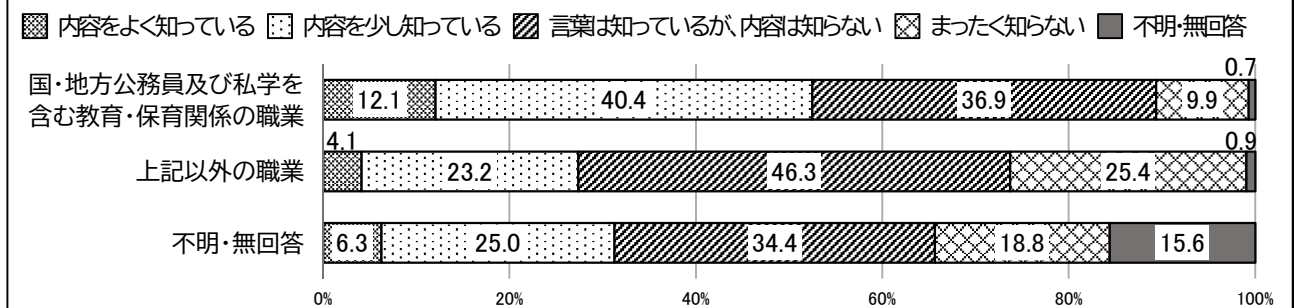
2) 職業別特徴

		質問5-1 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)						内容を知っている	内容を知らない
		回答者数	知っている内容をよく知る	知っている内容を少し知る	言葉は知っているが内容は知らない	言葉は知っているが内容は知らない	まったく知らない		
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)									
全 体		1,021	54	262	456	235	14	31.6	69.1
		100.0	5.3	25.7	44.7	23.0	1.4	31.0	67.7
職業別	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	141	17	57	52	14	1	7.4	6.6
		100.0	12.1	40.4	36.9	9.9	0.7	52.5	46.8
	上記以外の職業	848	35	197	393	215	8	23.2	60.8
		100.0	4.1	23.2	46.3	25.4	0.9	27.3	71.7
不明・無回答		32	2	8	11	6	5	10	17
		100.0	6.3	25.0	34.4	18.8	15.6	31.3	53.2

*内容を知っている・・・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

*内容を知らない・・・「言葉は知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図5-1-2 部落差別解消推進法(職業別)



「部落差別解消法」の認知度は、職業別では、「特定職業従事者」の36.9%が「言葉は知っているが、内容は知らない」、9.9%が「まったく知らない」である。2016年前に退職した「特定職業従事者」も含む9.9%の数値であることを考えると、今回の調査結果からは「課題」があるとは断定できないが、「言葉だけは知っている」の36.9%については、現職の研修課題として捉えるべきである。

「上記以外の職業」については、「まったく知らない」の25.4%は、今後啓発の必要がある。

この参考資料（以下の「特定職業従事者」の年齢層別の「法律の認知度」の全ての表）は、法律をもとに仕事をしている、「特定職業従事者」の人権関係法律の認知状況を年齢層別に調べて課題を知る材料とすることを目的に掲載した。母数が小さいので統計的に判断することは難しいことを前提にした資料である。ここでいう「特定職業従事者」は、古賀市居住で、職場が古賀市外の人も含められた結果であるが、統計的には古賀市に職場を持つ「特定職業従事者」も同じ傾向であると考えることが妥当である。古賀市居住の「特定職業従事者」の認知度の傾向を参考にして、古賀市職員・古賀市内教職員・古賀市内幼稚園保育園職員の研修の在り方を考える際の参考にしなければならない。

※部落差別解消推進法の認知度について、「特定職業従事者」の年齢層別認知度

		質問5-1 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)					
		回答者数	知っている内容をよく	知っている内容を少し	はい言葉は知らない内容	まったく知らない	不明・回答しない
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)							
全 体		141	17	57	52	14	1
		100.0	12.1	40.4	36.9	9.9	0.7
含む・教育・公務員関係の私立学校を	18歳～29歳	9	0	4	5	0	0
		100.0	0.0	44.4	55.6	0.0	0.0
	30歳～39歳	20	2	5	8	5	0
		100.0	10.0	25.0	40.0	25.0	0.0
	40歳～49歳	22	2	7	8	5	0
		100.0	9.1	31.8	36.4	22.7	0.0
	50歳～59歳	31	2	17	11	1	0
		100.0	6.5	54.8	35.5	3.2	0.0
	60歳～69歳	28	5	13	8	2	0
		100.0	17.9	46.4	28.6	7.1	0.0
	70歳以上	31	6	11	12	1	1
		100.0	19.4	35.5	38.7	3.2	3.2

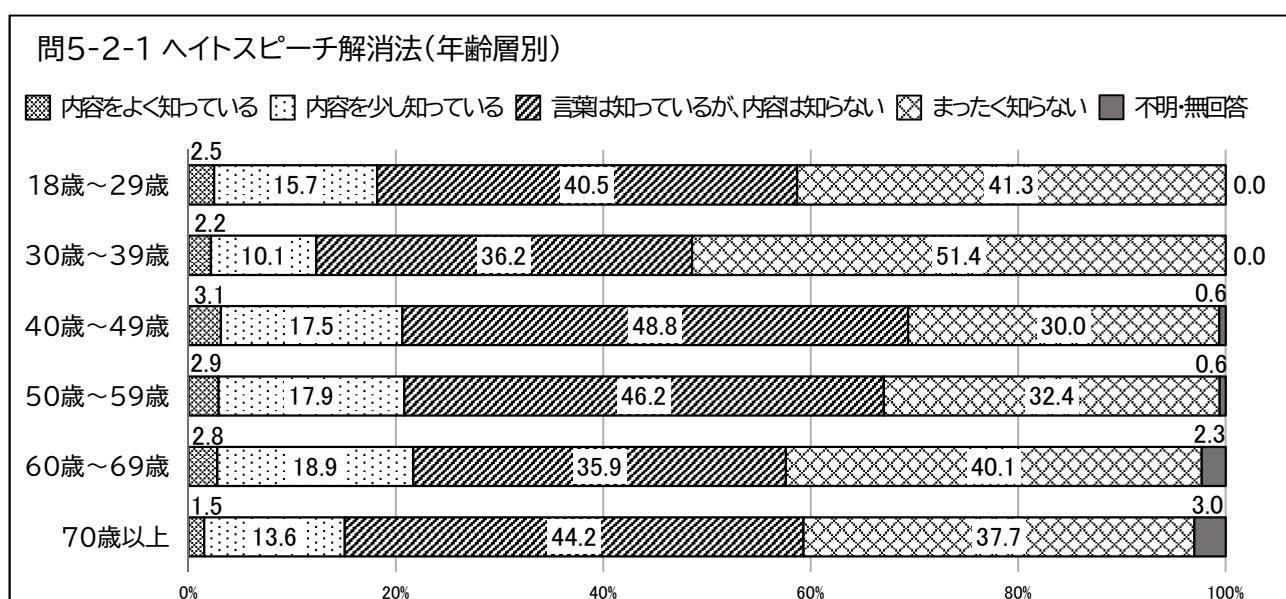
「部落差別解消推進法」について、30 歳～49 歳の年齢層で、「まったく知らない」の割合が高いことがわかる。39 歳以下の年齢層では「言葉は知っているが、内容は知らない」の数値も高いことも分かる。

質問5-2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
(ヘイトスピーチ解消法)

1) 年齢層別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合 (%)		質問5-2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に 関する法律(ヘイトスピーチ解消法)					内 容 を 知 っ て い る	内 容 を 知 ら な い	
		回 答 者 数	知 内 つ 容 を い よ く	知 内 つ 容 を い 少 る し	は い 言 知 る 葉 ら が は な 、 知 い 内 つ 容 で	な ま い っ た く 知 ら			無 不 回 明 答 ・
全 体		1,021 100.0	25 2.4	162 15.9	424 41.5	394 38.6	16 1.6	187 18.3	818 80.1
年 齢	18歳～29歳	121 100.0	3 2.5	19 15.7	49 40.5	50 41.3	0 0.0	22 18.2	99 81.8
		30歳～39歳	138 100.0	3 2.2	14 10.1	50 36.2	71 51.4	0 0.0	17 12.3
	40歳～49歳	160 100.0	5 3.1	28 17.5	78 48.8	48 30.0	1 0.6	33 20.6	126 78.8
		50歳～59歳	173 100.0	5 2.9	31 17.9	80 46.2	56 32.4	1 0.6	36 20.8
	60歳～69歳		217 100.0	6 2.8	41 18.9	78 35.9	87 40.1	5 2.3	47 21.7
		70歳以上	199 100.0	3 1.5	27 13.6	88 44.2	75 37.7	6 3.0	30 15.1
	不明・無回答		13 100.0	0 0.0	2 15.4	1 7.7	7 53.8	3 23.1	2 15.4

*内容を知っている・・・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計
*内容を知らない・・・「言葉は知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計



さまざまな人権関係の条約・法律の中で「ヘイトスピーチ解消法」の認知度が一番低いことを念頭に置いて年齢層別特徴を見ると、30歳～39歳と70歳以上の認知度が低いことがわかる。特に30歳～39歳では「まったく知らない」が51.4%と半数以上である。

現在日本社会での大きな人権課題である「在日韓国・朝鮮人」の人権問題、世界規模での人権課題である「人種差別問題」、そして今後直面するであろう「技能実習生」としてのアジアの人々の人権問題、これらの人権問題解決の根拠となる「ヘイトスピーチ解消法」の認知度が、30歳～39歳で非常に低いことは、今後の人権教育・啓発の大切な課題となる。

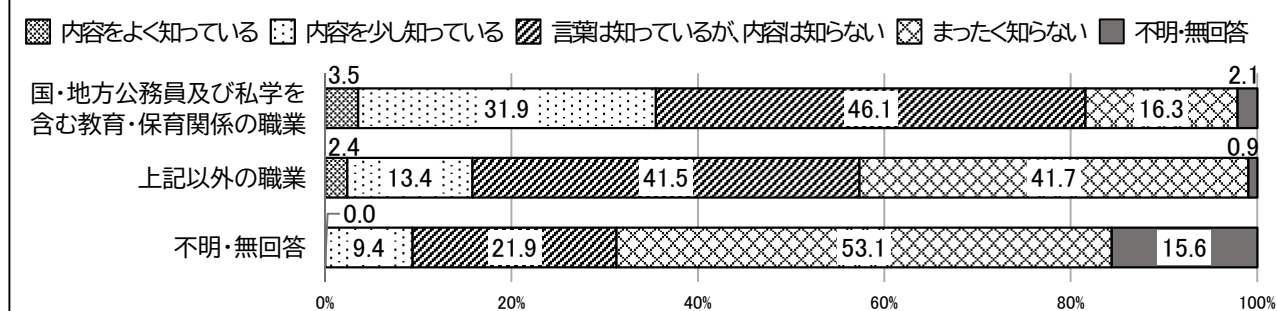
2) 職業別特徴

		質問5-2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)					る 内 容 を 知 っ て い	内 容 を 知 ら ない	
		回 答 者 数	知 内 つ 容 を い よ る く	知 内 つ 容 を い 少 る し	はい 言 知 る 葉 ら が は な 、 知 い 内 つ 容 て	な ま い っ た く 知 ら ない			無 不 回 明 答 ・
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)									
全 体		1,021	25	162	424	394	16	187	818
		100.0	2.4	15.9	41.5	38.6	1.6	18.3	80.1
職	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	141	5	45	65	23	3	50	88
		100.0	3.5	31.9	46.1	16.3	2.1	35.4	62.4
業	上記以外の職業	848	20	114	352	354	8	134	706
		100.0	2.4	13.4	41.5	41.7	0.9	15.8	83.2
	不明・無回答	32	0	3	7	17	5	3	24
		100.0	0.0	9.4	21.9	53.1	15.6	9.4	75.0

* 内容を知っている・・・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

* 内容を知らない・・・「言葉は知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図5-1-2 ヘイトスピーチ解消法(職業別)



「ヘイトスピーチ解消法」の認知度の職業別特徴は、「特定職業従事者」の16.3%、「上記以外の職業」の41.7%が「まったく知らない」ことである。法律が成立して4年が経過している中での数値と考えると、今後の人権教育・啓発の課題であるといえる。

※「特定職業従事者」の「ヘイトスピーチ解消法」の認知度の年齢層状況

		質問5-2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)					
		回答者数	知っている内容をよく	知っている内容を少し	言葉は知らないが、知っている内容	まったく知らない	不明・回答しない
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)							
全 体		141	5	45	65	23	3
		100.0	3.5	31.9	46.1	16.3	2.1
含む・地方公務員及び関係者の職業を	18歳～29歳	9	0	2	4	3	0
		100.0	0.0	22.2	44.4	33.3	0.0
	30歳～39歳	20	1	5	7	7	0
		100.0	5.0	25.0	35.0	35.0	0.0
	40歳～49歳	22	0	3	14	5	0
		100.0	0.0	13.6	63.6	22.7	0.0
	50歳～59歳	31	1	13	17	0	0
		100.0	3.2	41.9	54.8	0.0	0.0
60歳～69歳	28	1	13	11	3	0	
	100.0	3.6	46.4	39.3	10.7	0.0	
70歳以上	31	2	9	12	5	3	
	100.0	6.5	29.0	38.7	16.1	9.7	

「特定職業従事者」の「ヘイトスピーチ解消法」の認知状況を年齢層別にみると、49 歳以下の年齢層で「言葉は知っているが、内容は知らない」「まったく知らない」の数値が高いことがわかる。人種や民族に対する差別問題は世界的な課題であることを考えると、「特定職業従事者」の「ヘイトスピーチ解消法」の認知度の低さ、中でも 49 歳以下の年齢層の認知度が低いことは課題である。早急に研修の機会を持つ必要がある。

質問5-3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

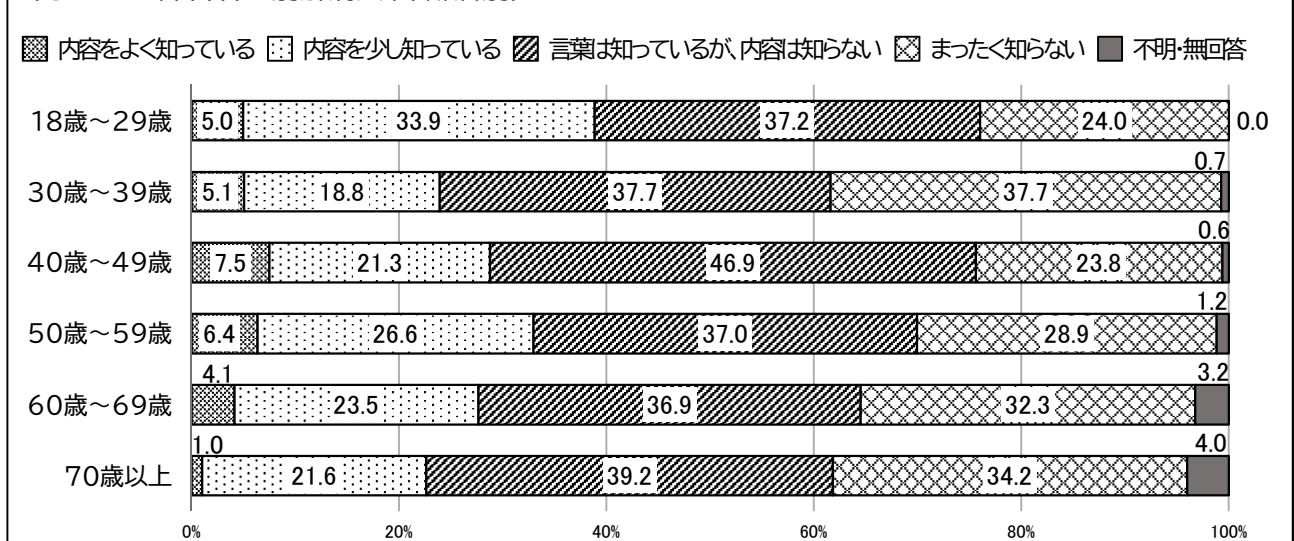
1) 年齢層別特徴

		質問5-3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)					内容を知っている	内容を知らない	
		回答者数	内容を知っている 割合	内容を少し知っている 割合	言葉は知っているが、内容は知らない 割合	まったく知らない 割合			不明・無回答 割合
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)									
全 体		1,021	4.7	24.5	39.7	31.0	2.2	29.2	70.7
		100.0	4.6	24.0	38.9	30.4	2.2	28.6	69.3
年 齢	18歳～29歳	121	6	41	45	29	0	47	74
		100.0	5.0	33.9	37.2	24.0	0.0	38.9	61.2
	30歳～39歳	138	7	26	52	52	1	33	104
		100.0	5.1	18.8	37.7	37.7	0.7	23.9	75.4
	40歳～49歳	160	12	34	75	38	1	46	113
		100.0	7.5	21.3	46.9	23.8	0.6	28.8	70.7
	50歳～59歳	173	11	46	64	50	2	57	114
		100.0	6.4	26.6	37.0	28.9	1.2	33.0	65.9
	60歳～69歳	217	9	51	80	70	7	60	150
		100.0	4.1	23.5	36.9	32.3	3.2	27.6	69.2
	70歳以上	199	2	43	78	68	8	45	146
		100.0	1.0	21.6	39.2	34.2	4.0	22.6	73.4
	不明・無回答	13	0	4	3	3	3	4	6
		100.0	0.0	30.8	23.1	23.1	23.1	30.8	46.2

*内容を知っている・・・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

*内容を知らない・・・「言葉は知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

問5-3-1 障害者差別解消法(年齢層別)



「障害者差別解消法」の認知度の年齢層別課題は、「言葉は知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」を合わせると各年齢層とも60%以上になる。

「障害者差別解消法」の特徴は、「障がい者の人権問題」が、従来の考え方から180度変わったことである。「社会的障壁」により障害（住みにくさ）が生じていること、障がい者差別の解消のためには「合理的配慮」が大切であること等、障がい者差別解消の道筋を明らかにした法律であることを考えると、「言葉だけは知っているが、内容は知らない」は、「障害者差別解消法」を「知らない」ことを意味する。

障がい者の人権問題がある程度理解されている(内容を知っている)数値は、29歳以下の38.9%、40歳～49歳の28.8%、50歳～59歳の33.0%と、認知度が高い年齢層でも30%前後であり、30歳

～39 歳では 23.9%、70 歳以上では 22.6%と非常に低い。

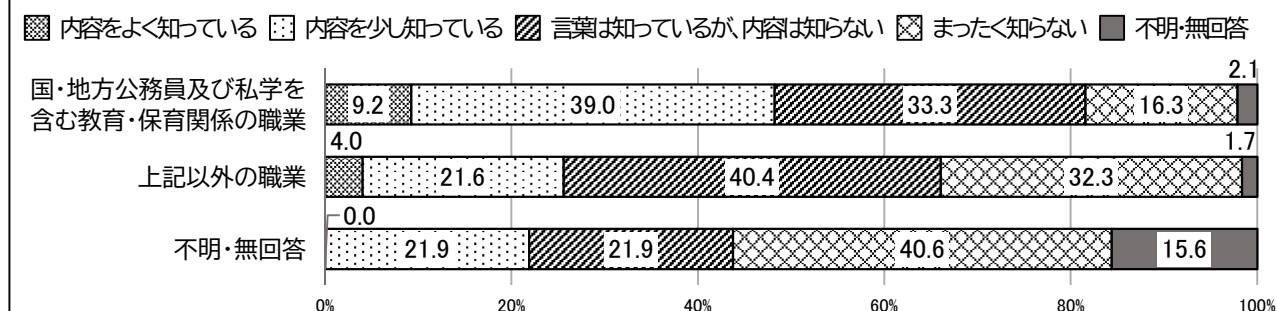
2) 職業別特徴

		質問5-3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)						内容を知っている	内容を知らない
		回答者数	知っている	知っている	言葉は知っているが内容は知らない	まったく知らない	不明・無回答		
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)									
全 体		1,021	47	245	397	310	22	292	707
		100.0	4.6	24.0	38.9	30.4	2.2	28.6	69.3
職業別	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	141	13	55	47	23	3	68	70
		100.0	9.2	39.0	33.3	16.3	2.1	48.2	49.6
	上記以外の職業	848	34	183	343	274	14	217	617
		100.0	4.0	21.6	40.4	32.3	1.7	25.6	72.7
不明・無回答		32	0	7	7	13	5	7	20
		100.0	0.0	21.9	21.9	40.6	15.6	21.9	62.5

*内容を知っている・・・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

*内容を知らない・・・「言葉は知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図5-3-2 障害者差別解消法(職業別)



「障害者差別解消法」の認知度の職業別課題は、「特定職業従事者」の 49.6%が「内容を知らない」状況にあることである。前項で述べたように、国連の障害者権利条約で、「障害」そのものの考えが 180 度変わり、障がい者差別解消の道筋を明らかにした法律「障害者差別解消」であることから、法律を根拠に、障がい者差別解消の取組に当たる「特定職業従事者」の認知度がこのような状況であることについては重く受け止めなくてはならない。

※「特定職業従事者」の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の年齢層別認知度

		質問5-3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)					
		回答者数	知っている内容をよく	知っている内容を少し	はい言えるが知らない内容	なまいたく知ら	無不明答・
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)							
全 体		141	13	55	47	23	3
		100.0	9.2	39.0	33.3	16.3	2.1
含む・ 教育・ 地方・ 公務員 関係 及び の私 職学 業を	18歳～29歳	9	0	3	5	1	0
		100.0	0.0	33.3	55.6	11.1	0.0
	30歳～39歳	20	4	3	7	6	0
		100.0	20.0	15.0	35.0	30.0	0.0
	40歳～49歳	22	1	6	10	5	0
		100.0	4.5	27.3	45.5	22.7	0.0
	50歳～59歳	31	3	17	9	2	0
		100.0	9.7	54.8	29.0	6.5	0.0
	60歳～69歳	28	4	12	10	2	0
		100.0	14.3	42.9	35.7	7.1	0.0
	70歳以上	31	1	14	6	7	3
		100.0	3.2	45.2	19.4	22.6	9.7

障がい者の人権を守ることが責務である「特定職業従事者」にとって、早急に研修しなくてはならない大切な法律である。年齢層別に認知度を見ると（質問 15「障害者差別解消法」のキーワードの認知度で、全体的に低い認知度ではある）、50 歳～59 歳の年齢層（管理職として直接対応しなくてはいけないので研修を受けたのか？）を除く各年齢層での認知度が低いことがわかる。特に 60 歳以下の現職の人にとっては、職務遂行上必要な内容であることから、早急に研修を実施する必要がある。

質問5-4 いじめ防止対策推進法

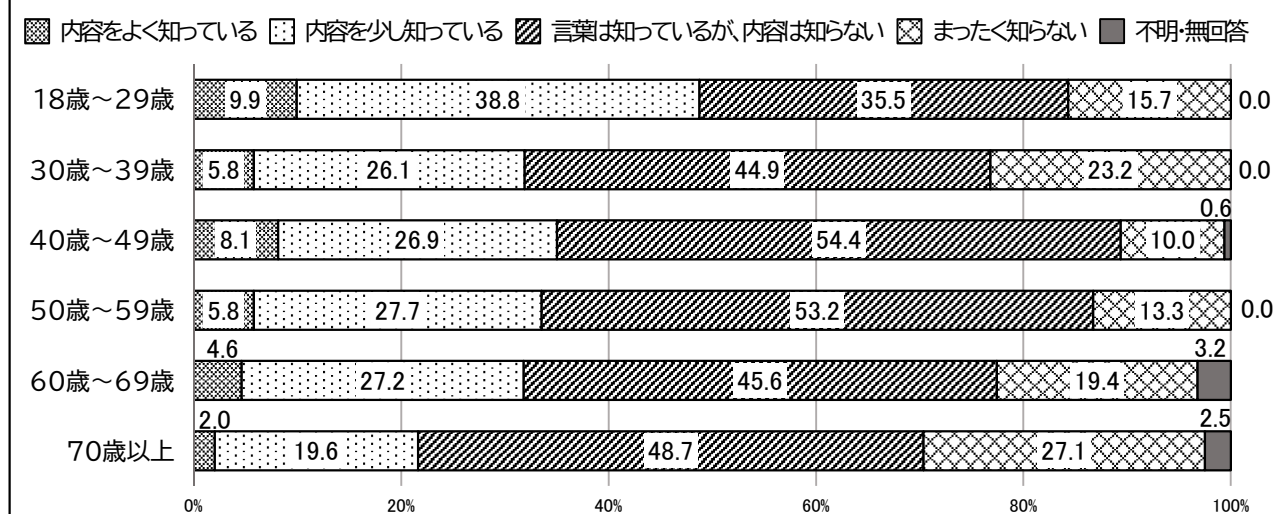
1) 年齢層別特徴

		質問5-4 いじめ防止対策推進法					る 内 容を 知っ てい	内 容を 知ら ない	
		回 答 者 数	知 内 つ 容 て を い よ く	知 内 つ 容 て を い 少 る し	は い 言 知 ら が ら は 知 ない っ い 内 容 て	な ま い っ た く 知 ら			無 不 回 明 答 ・
上段: 回答者数(人) 下段: 割合 (%)									
全 体		1,021	58	274	485	188	16	332	673
		100.0	5.7	26.8	47.5	18.4	1.6	32.5	65.9
年 齢	18歳～29歳	121	12	47	43	19	0	59	62
		100.0	9.9	38.8	35.5	15.7	0.0	48.7	51.2
	30歳～39歳	138	8	36	62	32	0	44	94
		100.0	5.8	26.1	44.9	23.2	0.0	31.9	68.1
	40歳～49歳	160	13	43	87	16	1	56	103
		100.0	8.1	26.9	54.4	10.0	0.6	35.0	64.4
	50歳～59歳	173	10	48	92	23	0	58	115
		100.0	5.8	27.7	53.2	13.3	0.0	33.5	66.5
	60歳～69歳	217	10	59	99	42	7	69	141
		100.0	4.6	27.2	45.6	19.4	3.2	31.8	65.0
	70歳以上	199	4	39	97	54	5	43	151
		100.0	2.0	19.6	48.7	27.1	2.5	21.6	75.8
	不明・無回答	13	1	2	5	2	3	3	7
		100.0	7.7	15.4	38.5	15.4	23.1	23.1	53.9

* 内容を知っている・・・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

* 内容を知らない・・・「言葉は知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図5-4-1 いじめ防止対策推進法(年齢層別)



「いじめ防止対策推進法」の認知度について年齢層別に見ると、「内容をよく知っている」が29歳以下で9.9%、40歳～49歳で8.1%と他の年齢層に比べて高い数値である。「いじめ」が大きな社会問題になり、「いじめ」による「自死」の問題が社会問題となった時期、児童・生徒であったか保護者であった年齢層の69歳以下で、「自らの課題」として受け止めたことや、学校での「いじめ防止教育」の経験などから、法律の認知度が高まったと考えられる。

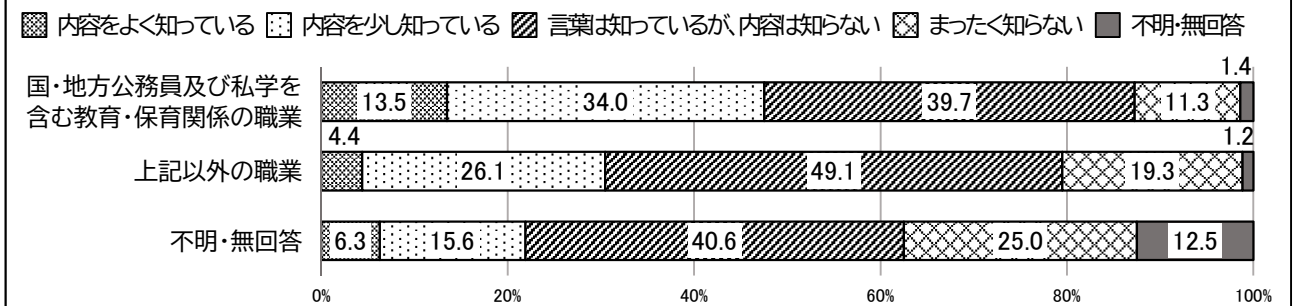
2) 職業別特徴

		質問5-4 いじめ防止対策推進法					る 内 容を 知っ てい	内 容を 知ら ない	
		回 答 者 数	知 内 つ 容 を い よ く	知 内 つ 容 を い 少 る し	は い る 言 葉 は 知 ら が 、 知 っ て い な い 内 容 を	な ま い っ た く 知 ら ない			無 回 答 ・ 不 明
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)									
全 体		1,021	58	274	485	188	16	332	673
		100.0	5.7	26.8	47.5	18.4	1.6	32.5	65.9
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	141	19	48	56	16	2	67	72
		100.0	13.5	34.0	39.7	11.3	1.4	47.5	51.0
	上記以外の職業	848	37	221	416	164	10	258	580
		100.0	4.4	26.1	49.1	19.3	1.2	30.5	68.4
	不明・無回答	32	2	5	13	8	4	7	21
		100.0	6.3	15.6	40.6	25.0	12.5	21.9	65.6

* 内容を知っている・・・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

* 内容を知らない・・・「言葉は知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図5-4-2 いじめ防止対策推進法(職業別)



いじめの手法は「シカト」と「パシリ」であり、差別の構造を「支配（パシリ）」「排除（シカト）」によるものであることを考えると、いじめは差別の構造そのものである。

その視点で「いじめ防止対策推進法」の「内容をよく知っている」「内容を少し知っている」を「内容を知っている」グループ、「言葉は知っているが、内容は知らない」「まったく知らない」を「内容を知らない」グループとして職業別に見ると、「特定職業従事者」で、「内容を知っている」グループは47.5%、「内容を知らない」グループは51.0%である。

※「特定職業従事者」の「いじめ対策防止法」の年齢層別認知度

		質問5-4 いじめ防止対策推進法				
		回答者数	知っている内容をよく	知っている内容を少し	言葉は知っているが、知らない内容	まったく知らない
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)						
全 体		141	19	48	56	16
		100.0	13.5	34.0	39.7	11.3
含む・地方公務員関係の私立学校を	18歳～29歳	9	1	2	6	0
		100.0	11.1	22.2	66.7	0.0
	30歳～39歳	20	4	7	7	2
		100.0	20.0	35.0	35.0	10.0
	40歳～49歳	22	3	7	9	3
		100.0	13.6	31.8	40.9	13.6
	50歳～59歳	31	4	11	16	0
		100.0	12.9	35.5	51.6	0.0
	60歳～69歳	28	5	11	8	4
		100.0	17.9	39.3	28.6	14.3
	70歳以上	31	2	10	10	7
		100.0	6.5	32.3	32.3	22.6

「特定職業従事者」の「いじめ防止対策推進法」の年齢層別認知状況を見ると、「言葉は知っているが、内容は知らない」で、29歳以下と50歳～59歳の数値が高いことがわかる。また、70歳以上では「まったく知らない」の数値が他の年齢層に比べて高い。

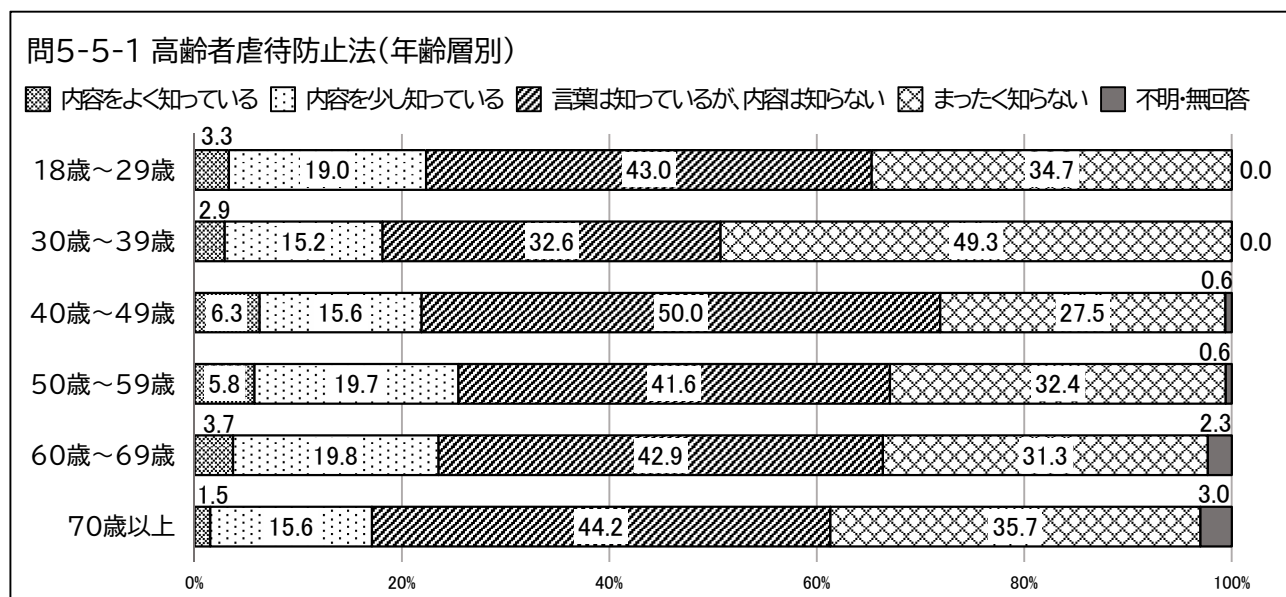
質問5-5 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

1) 年齢層別特徴

		質問5-5 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)					内 容 を 知 っ て い	内 容 を 知 ら ない	
		回 答 者 数	知 内 容 を い よ く	知 内 容 を い 少 る し	は い 言 葉 は 知 ら が は な い 内 容 を	な ま い っ た く 知 ら			無 不 回 明 答 ・
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)									
全 体		1,021	40	179	435	351	16	219	786
		100.0	3.9	17.5	42.6	34.4	1.6	21.4	77.0
年 齢	18歳～29歳	121	4	23	52	42	0	27	94
		100.0	3.3	19.0	43.0	34.7	0.0	22.3	77.7
	30歳～39歳	138	4	21	45	68	0	25	113
		100.0	2.9	15.2	32.6	49.3	0.0	18.1	81.9
	40歳～49歳	160	10	25	80	44	1	35	124
		100.0	6.3	15.6	50.0	27.5	0.6	21.9	77.5
	50歳～59歳	173	10	34	72	56	1	44	128
		100.0	5.8	19.7	41.6	32.4	0.6	25.5	74.0
	60歳～69歳	217	8	43	93	68	5	51	161
		100.0	3.7	19.8	42.9	31.3	2.3	23.5	74.2
	70歳以上	199	3	31	88	71	6	34	159
		100.0	1.5	15.6	44.2	35.7	3.0	17.1	79.9
	不明・無回答	13	1	2	5	2	3	3	7
		100.0	7.7	15.4	38.5	15.4	23.1	23.1	53.9

*内容を知っている・・・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

*内容を知らない・・・「言葉は知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計



「高齢者虐待防止法」の認知度は、全体で「内容を知っている」が21.4%で少なく、年齢層別では30歳～39歳で「まったく知らない」が49.3%と非常に多いのが、今後の課題である。

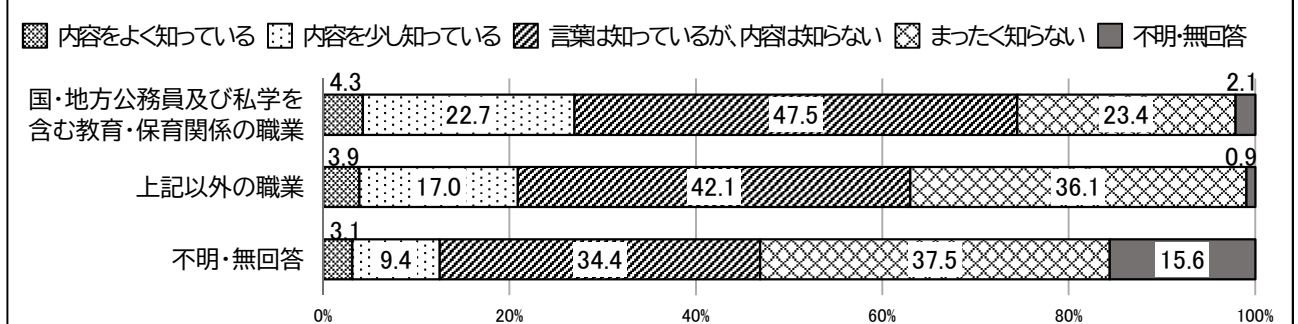
2) 職業別特徴

		質問5-5 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)						内容を 知っている	内容を 知らない
		回答者数	知っている内容をよく	知っている内容を少し	言葉は知っているが内容は知らない	まったく知らない	不明・無回答		
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)									
全 体		1,021	40	179	435	351	16	219	786
		100.0	3.9	17.5	42.6	34.4	1.6	21.4	77.0
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	141	6	32	67	33	3	38	100
		100.0	4.3	22.7	47.5	23.4	2.1	27.0	70.9
	上記以外の職業	848	33	144	357	306	8	177	663
		100.0	3.9	17.0	42.1	36.1	0.9	20.9	78.2
業	不明・無回答	32	1	3	11	12	5	4	23
		100.0	3.1	9.4	34.4	37.5	15.6	12.5	71.9

* 内容を知っている・・・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

* 「内容を知らない」・・・「言葉は知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図5-5-2 高齢者虐待防止法(職業別)



「高齢者虐待防止法」の認知度で、「言葉は知っているが、内容は知らない」「まったく知らない」を「内容を知らない」として考えると、「特定職業従事者」は70.9%、「上記以外の職業」は78.2%と非常に高い数値である。

※「特定職業従事者」の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律高齢者虐待防止法」の年齢層別認知度

		質問5-5 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)					
		回答者数	知っている内容をよく	知っている内容を少し	言葉は知っているが内容は知らない	まったく知らない	不明・無回答
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)							
全 体		141	6	32	67	33	3
		100.0	4.3	22.7	47.5	23.4	2.1
含 国 む・教 育 地 方 公 務 員 関 係 の 私 学 を	18歳～29歳	9	0	1	4	4	0
		100.0	0.0	11.1	44.4	44.4	0.0
	30歳～39歳	20	0	3	7	10	0
		100.0	0.0	15.0	35.0	50.0	0.0
	40歳～49歳	22	0	4	13	5	0
		100.0	0.0	18.2	59.1	22.7	0.0
	50歳～59歳	31	3	10	17	1	0
		100.0	9.7	32.3	54.8	3.2	0.0
	60歳～69歳	28	2	10	13	3	0
		100.0	7.1	35.7	46.4	10.7	0.0
	70歳以上	31	1	4	13	10	3
		100.0	3.2	12.9	41.9	32.3	9.7

質問5-6 世界人権宣言

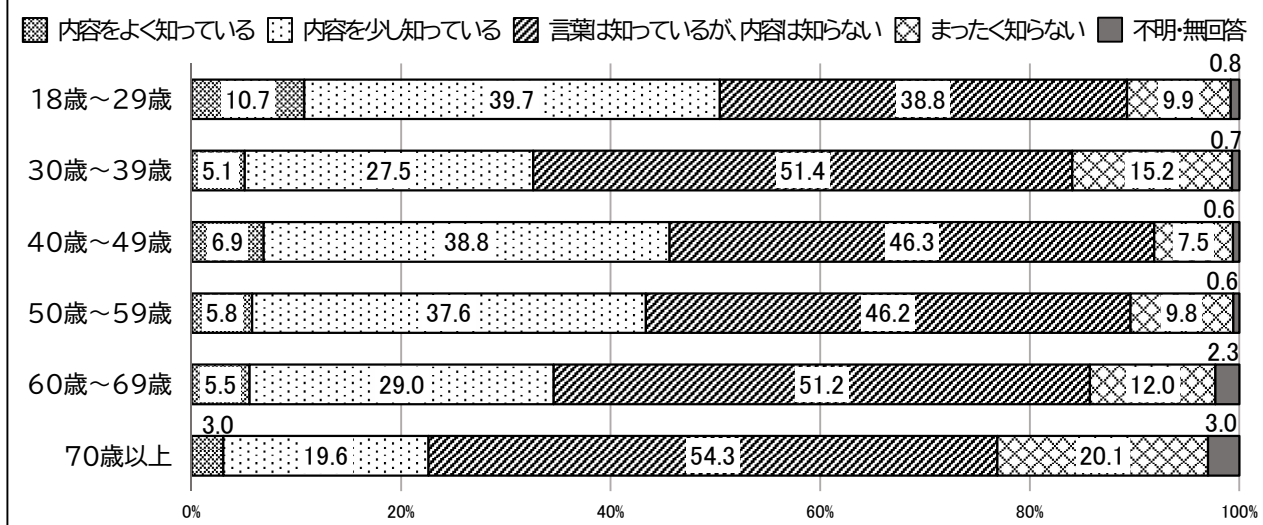
1) 年齢層別特徴

		質問5-6 世界人権宣言					内容を知っている	内容を知らない	
		回答者数	内容をよく知っている	内容を少し知っている	言葉は知っているが、内容は知らない	まったく知らない			不明・無回答
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)									
全 体		1,021	60	316	498	129	18	376	627
		100.0	5.9	31.0	48.8	12.6	1.8	36.9	61.4
年 齢	18歳～29歳	121	13	48	47	12	1	61	59
		100.0	10.7	39.7	38.8	9.9	0.8	50.4	48.7
	30歳～39歳	138	7	38	71	21	1	45	92
		100.0	5.1	27.5	51.4	15.2	0.7	32.6	66.6
	40歳～49歳	160	11	62	74	12	1	73	86
		100.0	6.9	38.8	46.3	7.5	0.6	45.7	53.8
	50歳～59歳	173	10	65	80	17	1	75	97
		100.0	5.8	37.6	46.2	9.8	0.6	43.4	56.0
	60歳～69歳	217	12	63	111	26	5	75	137
		100.0	5.5	29.0	51.2	12.0	2.3	34.5	63.2
70歳以上	199	6	39	108	40	6	45	148	
	100.0	3.0	19.6	54.3	20.1	3.0	22.6	74.4	
不明・無回答	13	1	1	7	1	3	2	8	
	100.0	7.7	7.7	53.8	7.7	23.1	15.4	61.5	

*内容を知っている・・・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

*内容を知らない・・・「言葉は知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図5-6-1 世界人権宣言(年齢層別)



「世界人権宣言」は、第二次世界大戦の強い反省から生まれた国連の基本文書の一つであり、学校教育で必ず履修する内容であるため認知度は高い（P31・P32 参照）。しかし、29歳以下を除いて50%前後が「言葉は知っているが、内容は知らない」状況である。

国連には各権利条約があり、国内の人権関係法律、県市町村の人権関係条例へと繋がる根幹になるのが「世界人権宣言」である。人権問題の解消を考えると、「世界人権宣言」をはじめとする人権に関わる基本的な条約・法律・宣言等についての啓発（研修）が必要である。

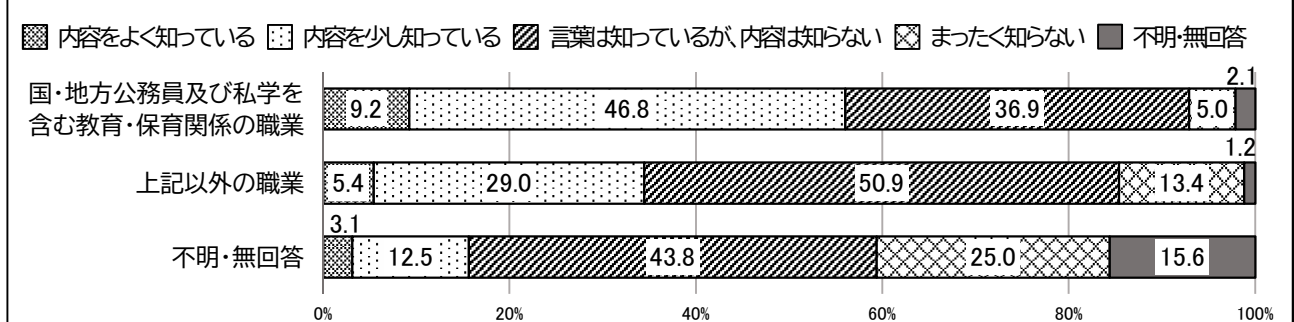
2) 職業別特徴

		質問5-6 世界人権宣言						内容を知っている	内容を知らない
		回答者数	知っている内容をよく	知っている内容を少し	言葉は知っているが、内容は知らない	まったく知らない	不明・無回答		
上段: 回答者数(人) 下段: 割合 (%)									
全 体		1,021	60	316	498	129	18	376	627
		100.0	5.9	31.0	48.8	12.6	1.8	36.9	61.4
職業別	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	141	13	66	52	7	3	79	59
		100.0	9.2	46.8	36.9	5.0	2.1	56.0	41.9
	上記以外の職業	848	46	246	432	114	10	292	546
		100.0	5.4	29.0	50.9	13.4	1.2	34.4	64.3
業	不明・無回答	32	1	4	14	8	5	5	22
		100.0	3.1	12.5	43.8	25.0	15.6	15.6	68.8

* 内容を知っている・・・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

* 内容を知らない・・・「言葉は知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図5-6-2 世界人権宣言(職業別)



人権問題の解消を責務とする「特定職業従事者」の41.9%が、「世界人権宣言」の「内容を知らない」状況である。人権に関わる基本的な条約、法律・宣言等の趣旨や内容、「人権とは何か」、「差別とは何か」のような言葉の定義（古賀市としての考え）等、基本的事項の教育・啓発は機会あるごと繰り返す必要がある。

※「特定職業従事者」の「世界人権宣言」の年齢層別認知度

		質問5-6 世界人権宣言					
		回答者数	知っている内容をよく	知っている内容を少し	言葉は知っているが、内容は知らない	まったく知らない	不明・無回答
上段: 回答者数(人) 下段: 割合 (%)							
全 体		141	13	66	52	7	3
		100.0	9.2	46.8	36.9	5.0	2.1
含む・教育・地方公務員関係及びの私学を	18歳～29歳	9	0	5	4	0	0
		100.0	0.0	55.6	44.4	0.0	0.0
	30歳～39歳	20	3	9	8	0	0
		100.0	15.0	45.0	40.0	0.0	0.0
	40歳～49歳	22	1	9	9	3	0
		100.0	4.5	40.9	40.9	13.6	0.0
	50歳～59歳	31	1	21	9	0	0
		100.0	3.2	67.7	29.0	0.0	0.0
	60歳～69歳	28	6	11	10	1	0
		100.0	21.4	39.3	35.7	3.6	0.0
	70歳以上	31	2	11	12	3	3
		100.0	6.5	35.5	38.7	9.7	9.7

質問5-7 女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）

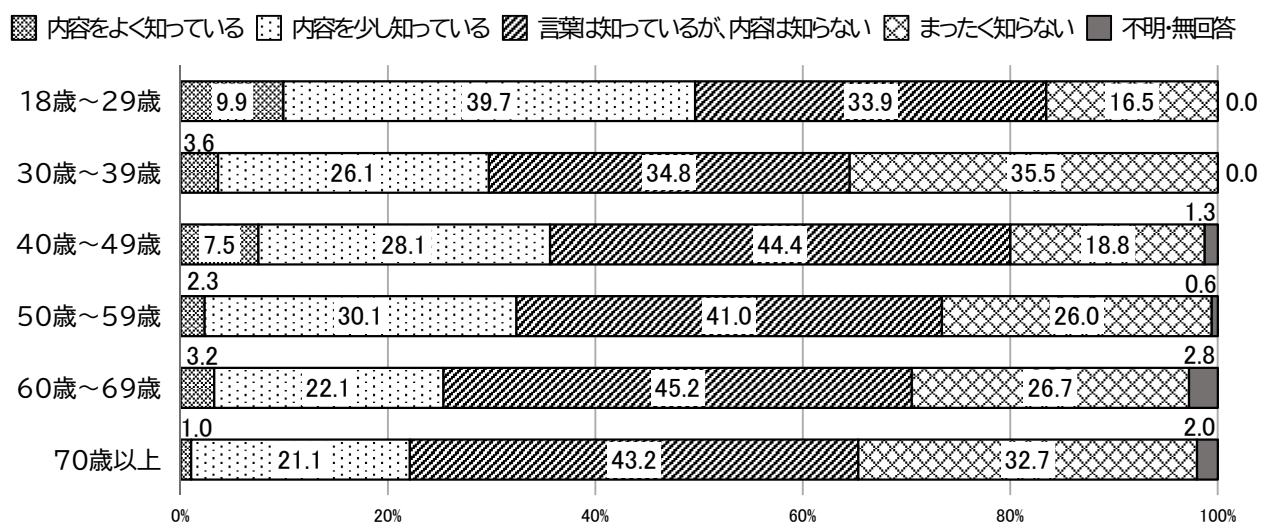
1) 年齢層別特徴

質問5-7 女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）		回答者数					内容を知っている		内容を知らない	
上段：回答者数(人) 下段：割合 (%)		回答者数	内容をよく知っている	内容を少し知っている	言葉は知っているが、内容は知らない	まったく知らない	無回答・不明	内容を知っている	内容を知らない	
全 体		1,021	43	273	418	271	16	316	689	
		100.0	4.2	26.7	40.9	26.5	1.6	30.9	67.4	
年 齢	18歳～29歳	121	12	48	41	20	0	60	61	
		100.0	9.9	39.7	33.9	16.5	0.0	49.6	50.4	
	30歳～39歳	138	5	36	48	49	0	41	97	
		100.0	3.6	26.1	34.8	35.5	0.0	29.7	70.3	
	40歳～49歳	160	12	45	71	30	2	57	101	
		100.0	7.5	28.1	44.4	18.8	1.3	35.6	63.2	
	50歳～59歳	173	4	52	71	45	1	56	116	
		100.0	2.3	30.1	41.0	26.0	0.6	32.4	67.0	
	60歳～69歳	217	7	48	98	58	6	55	156	
		100.0	3.2	22.1	45.2	26.7	2.8	25.3	71.9	
	70歳以上	199	2	42	86	65	4	44	151	
		100.0	1.0	21.1	43.2	32.7	2.0	22.1	75.9	
	不明・無回答	13	1	2	3	4	3	3	7	
		100.0	7.7	15.4	23.1	30.8	23.1	23.1	53.9	

* 内容を知っている・・・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

* 内容を知らない・・・「言葉は知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図5-7-1 女性差別撤廃条約(年齢層別)



「女性差別撤廃条約」は、国内で取り組んでいる「男女共同参画社会」の根幹を成す国連の条約である。1985年に批准した「女性差別撤廃条約」に基づき、「男女雇用機会均等法」をはじめ、女性の人権に関する取組が始まったといえる。

年齢層別にみると、年齢が高くなるに従って認知度が低くなっている。一番認知度が高い29歳以下においても「言葉は知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計は50.4%、60歳～69歳で71.9%、70歳以上になると75.9%が「内容を知らない」状況である。

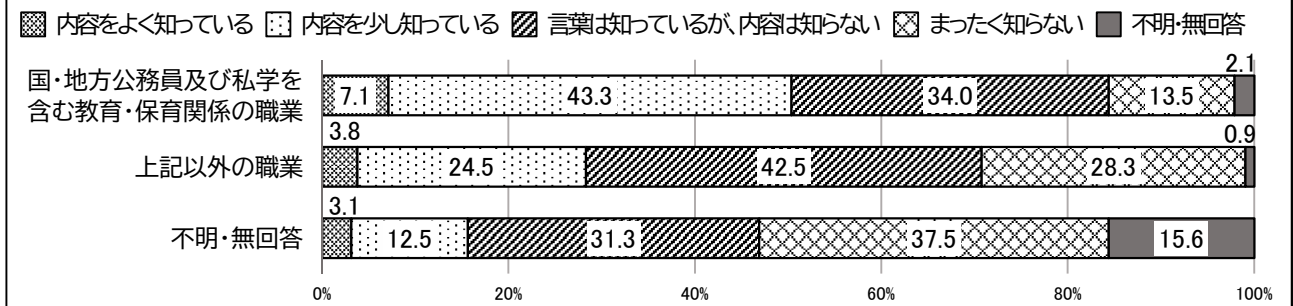
2) 職業別特徴

		質問5-7 女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)						内容を知っている	内容を知らない
		回答者数	知っている内容をよく	知っている内容を少し	言葉は知っているが、内容は知らない	言葉は知っているが、内容は知らない	まったく知らない		
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)									
全 体		1,021	43	273	418	271	16	316	689
		100.0	4.2	26.7	40.9	26.5	1.6	30.9	67.4
職業別	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	141	10	61	48	19	3	71	67
		100.0	7.1	43.3	34.0	13.5	2.1	50.4	47.5
	上記以外の職業	848	32	208	360	240	8	240	600
		100.0	3.8	24.5	42.5	28.3	0.9	28.3	70.8
業	不明・無回答	32	1	4	10	12	5	5	22
		100.0	3.1	12.5	31.3	37.5	15.6	15.6	68.8

*内容を知っている・・・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

*内容を知らない・・・「言葉は知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図5-7-2 女性差別撤廃条約(職業別)



職業別に見ると、「言葉は知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計は、「特定職業従事者」で47.5%、「上記以外の職業」では70.8%と非常に高い数値である。

※「特定職業従事者」の「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約）の年齢層別認知度

上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)		質問5-7 女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)					
		回 答 者 数	知 内 つ 容 て を い よ る く	知 内 つ 容 て を い 少 る し	は い 言 知 る 葉 ら が は な 、 知 い 内 つ 容 て	な ま い っ た く 知 ら	無 不 回 明 答 ・
全 体		141	10	61	48	19	3
		100.0	7.1	43.3	34.0	13.5	2.1
含 国 む ・ 教 育 ・ 地 方 ・ 公 務 ・ 保 育 ・ 関 係 の 私 学 業 を	18歳～29歳	9	0	4	3	2	0
		100.0	0.0	44.4	33.3	22.2	0.0
	30歳～39歳	20	1	8	7	4	0
		100.0	5.0	40.0	35.0	20.0	0.0
	40歳～49歳	22	3	8	7	3	1
		100.0	13.6	36.4	31.8	13.6	4.5
	50歳～59歳	31	1	16	12	2	0
		100.0	3.2	51.6	38.7	6.5	0.0
	60歳～69歳	28	4	14	8	2	0
		100.0	14.3	50.0	28.6	7.1	0.0
	70歳以上	31	1	11	11	6	2
		100.0	3.2	35.5	35.5	19.4	6.5

40歳～49歳と60歳～69歳の年齢層は、「内容をよく知っている」の数値が他の年齢層より高く、39歳以下と70歳以上の年齢層では、「まったく知らない」の数値が他の年齢層に比べて高いことがわかる。「男女雇用機会均等法」等の国内法についての認知はあると思うが、そのもとになる条約の認知が必要であり、「男女雇用機会均等法」等の国内法を制定した経過を含めての人権教育・啓発が必要である。

質問5-8 あらゆる形態の人種差別撤廃に関する条約

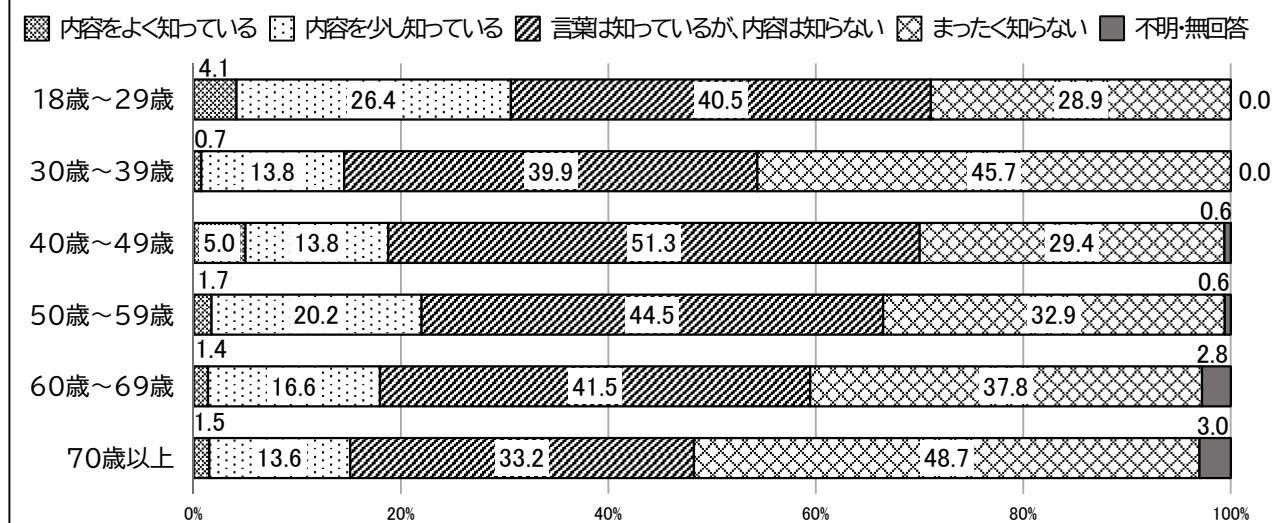
1) 年齢層別特徴

		質問5-8 あらゆる形態の人種差別撤廃に関する条約						内容を知っている	内容を知らない
上段: 回答者数(人) 下段: 割合 (%)		回答者数	内容をよく知っている	内容を少し知っている	言葉は知っているが内容は知らない	まったく知らない	不明・無回答		
全 体		1,021	24	171	423	386	17	195	809
		100.0	2.4	16.7	41.4	37.8	1.7	19.1	79.2
年 齢	18歳～29歳	121	5	32	49	35	0	37	84
		100.0	4.1	26.4	40.5	28.9	0.0	30.5	69.4
	30歳～39歳	138	1	19	55	63	0	20	118
		100.0	0.7	13.8	39.9	45.7	0.0	14.5	85.6
	40歳～49歳	160	8	22	82	47	1	30	129
		100.0	5.0	13.8	51.3	29.4	0.6	18.8	80.7
	50歳～59歳	173	3	35	77	57	1	38	134
		100.0	1.7	20.2	44.5	32.9	0.6	21.9	77.4
	60歳～69歳	217	3	36	90	82	6	39	172
		100.0	1.4	16.6	41.5	37.8	2.8	18.0	79.3
	70歳以上	199	3	27	66	97	6	30	163
		100.0	1.5	13.6	33.2	48.7	3.0	15.1	81.9
不明・無回答		13	1	0	4	5	3	1	9
		100.0	7.7	0.0	30.8	38.5	23.1	7.7	69.3

*内容を知っている・・・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

*内容を知らない・・・「言葉は知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図5-8-1 あらゆる形態の人種差別撤廃に関する条約(年齢層別)



「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する条約」は、「ヘイトスピーチ解消法」の次に認知度が低い条約・法律である。特に「まったく知らない」を見ると、30歳～39歳で45.7%、60歳～69歳で37.8%、70歳以上で48.7%と割合が高い。「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する条約」が批准された1995年頃、30歳前後であった50歳～59歳と29歳以下が他の年齢層に比較して高いといえる。

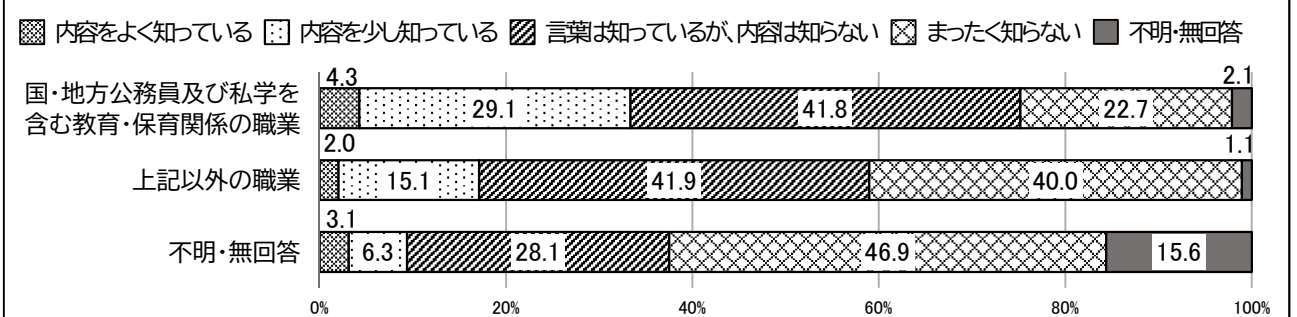
2) 職業別特徴

		質問5-8 あらゆる形態の人種差別撤廃に関する条約						内容を 知って いる	内容を 知らない
		回答 者数	知内 つ容 てを いよ るく	知内 つ容 てを い少 るし	はい 言 知る らが ない 内容 て	なま い つ た く 知 ら	無不 回明 答・		
上段: 回答者数(人) 下段: 割合 (%)									
全 体		1,021	24	171	423	386	17	195	809
		100.0	2.4	16.7	41.4	37.8	1.7	19.1	79.2
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	141	6	41	59	32	3	47	91
		100.0	4.3	29.1	41.8	22.7	2.1	33.4	64.5
	上記以外の職業	848	17	128	355	339	9	145	694
		100.0	2.0	15.1	41.9	40.0	1.1	17.1	81.9
業	不明・無回答	32	1	2	9	15	5	3	24
		100.0	3.1	6.3	28.1	46.9	15.6	9.4	75.0

* 内容を知っている・・・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

* 内容を知らない・・・「言葉は知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図5-8-2 あらゆる形態の人種差別撤廃に関する条約(職業別)



「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する条約の認知度」は、「特定職業従事者」は「上記以外の職業」の人よりは高いが、「言葉は知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計を見ると、64.5%と非常に高い数値である。

一方では、世界各国で人種、民族、宗教の違いによる差別問題が多発している。日本でも高い関心を寄せているアメリカの黒人差別問題やミャンマーのロヒンギャ問題などと「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する条約」を結びつけた研修等を考える必要がある。

※「特定職業従事者」の「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する条約」の年齢層別認知度

		質問5-8 あらゆる形態の人種差別撤廃に関する条約					
		回答者数	知っている内容をよく	知っている内容を少し	言葉は知らない内容	まったく知らない	不明回答・
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)							
全 体		141 100.0	6 4.3	41 29.1	59 41.8	32 22.7	3 2.1
含む・ 教育・ 地方公務員 関係の 職業を	18歳～29歳	9 100.0	0 0.0	3 33.3	5 55.6	1 11.1	0 0.0
	30歳～39歳	20 100.0	1 5.0	5 25.0	7 35.0	7 35.0	0 0.0
	40歳～49歳	22 100.0	2 9.1	4 18.2	11 50.0	5 22.7	0 0.0
	50歳～59歳	31 100.0	0 0.0	12 38.7	16 51.6	3 9.7	0 0.0
	60歳～69歳	28 100.0	2 7.1	9 32.1	13 46.4	4 14.3	0 0.0
	70歳以上	31 100.0	1 3.2	8 25.8	7 22.6	12 38.7	3 9.7

「まったく知らない」を見ると、70歳以上で38.7%、30歳～39歳で35.0%、40歳～49歳で22.7%と、非常に認知度が低いことがわかる。

世界はホロコーストの経験から人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であると、「世界人権宣言」や「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する条約」を制定し、世界の人権問題解消を目指した経過がある。この歴史的経過から「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する条約」は世界の人権問題解消を考えるうえで、非常に大切な条約であるといえる。

国民の人権問題を解消する責務がある「特定職業従事者」として、世界的視野を持って人権問題解消に取り組むために、再度学習する必要がある。

質問6 関心がある人権問題

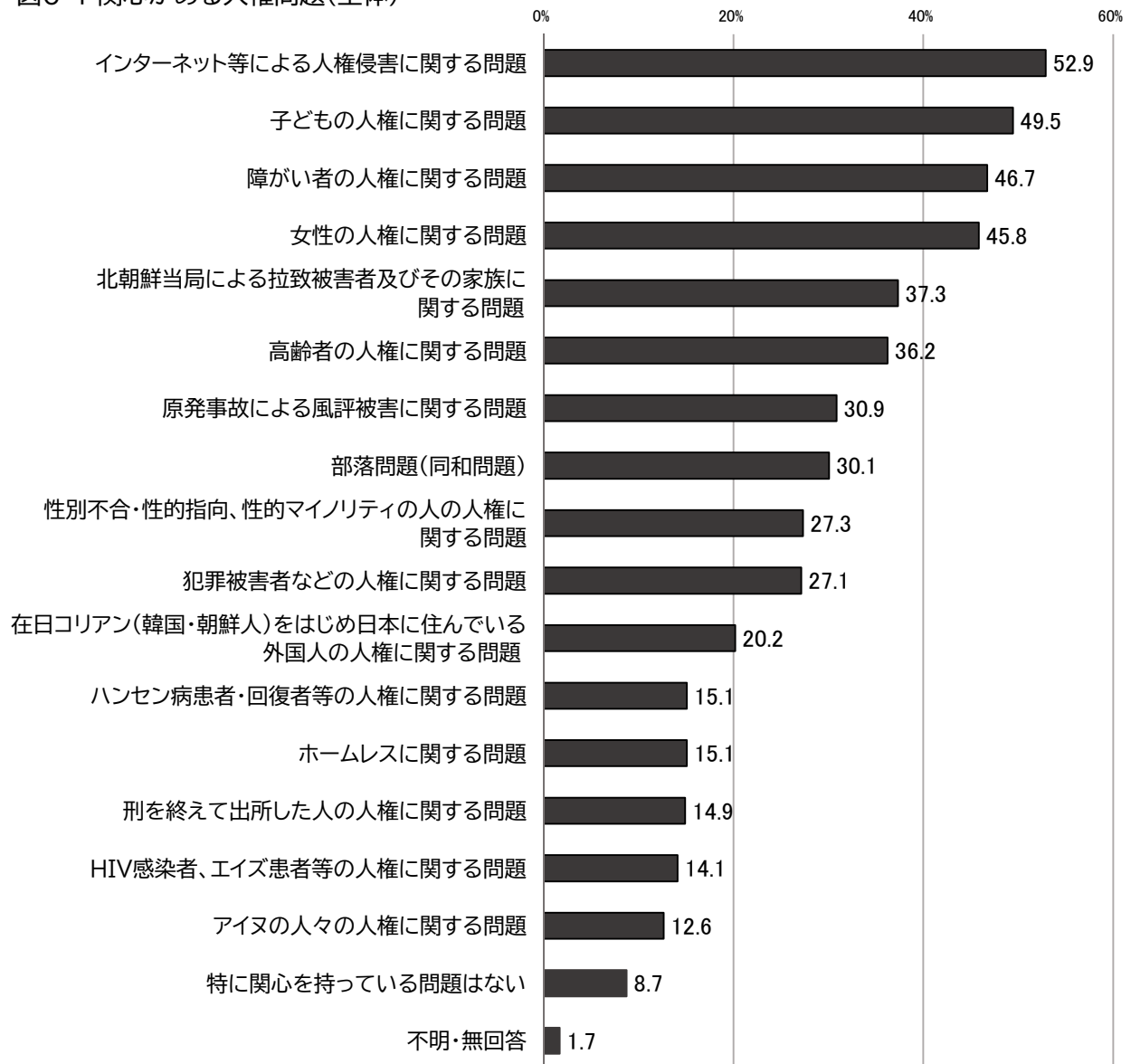
現在、日本には様々な人権問題があります。次にあげる人権問題の内、あなたが関心のある人権問題を全て選んで、○を付けてください。（複数回答）

1) 全体及び年齢層別特徴

		質問6 関心がある人権問題									
		回答者数	（部落問題） （同和問題）	女性の権利に関する問題	子どもの権利に関する問題	高齢者の権利に関する問題	障がい者の権利に関する問題	関する問題 （外国人の権利に関する問題） （在日コリアン（日本人）の権利に関する問題）	ズグ等の感染者、人権に関する問題	ハンセン病患者の権利に関する問題	犯罪被害者などの権利に関する問題
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)											
全 体		1,021	307	468	505	370	477	206	144	154	277
		100.0	30.1	45.8	49.5	36.2	46.7	20.2	14.1	15.1	27.1
年 齢	18歳～29歳	121	30	72	61	31	53	29	21	11	28
		100.0	24.8	59.5	50.4	25.6	43.8	24.0	17.4	9.1	23.1
	30歳～39歳	138	33	67	86	35	54	29	19	14	31
		100.0	23.9	48.6	62.3	25.4	39.1	21.0	13.8	10.1	22.5
	40歳～49歳	160	52	78	81	53	72	26	22	17	49
		100.0	32.5	48.8	50.6	33.1	45.0	16.3	13.8	10.6	30.6
	50歳～59歳	173	60	80	84	63	78	37	31	35	54
		100.0	34.7	46.2	48.6	36.4	45.1	21.4	17.9	20.2	31.2
	60歳～69歳	217	56	82	103	81	104	42	21	28	59
		100.0	25.8	37.8	47.5	37.3	47.9	19.4	9.7	12.9	27.2
70歳以上		199	72	83	84	99	108	41	29	46	52
		100.0	36.2	41.7	42.2	49.7	54.3	20.6	14.6	23.1	26.1
	不明・無回答	13	4	6	6	8	8	2	1	3	4
		100.0	30.8	46.2	46.2	61.5	61.5	15.4	7.7	23.1	30.8

		質問6 関心がある人権問題									
		インタ権侵害に関する問題	アイヌの権利に関する問題	人権の終えに問う問題	性的マイノリティの権利に関する問題	ホームレスに関する問題	北朝鮮当局による拉致被害者の人権に関する問題	被弾に事関する問題	特定に関する問題	不明・無回答	
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)											
全 体		540	129	152	279	154	381	315	89	17	
		52.9	12.6	14.9	27.3	15.1	37.3	30.9	8.7	1.7	
年 齢	18歳～29歳	84	10	20	53	20	20	20	8	0	
		69.4	8.3	16.5	43.8	16.5	16.5	16.5	6.6	0.0	
	30歳～39歳	78	11	17	42	18	26	32	8	4	
		56.5	8.0	12.3	30.4	13.0	18.8	23.2	5.8	2.9	
	40歳～49歳	99	17	21	57	16	58	46	6	3	
		61.9	10.6	13.1	35.6	10.0	36.3	28.8	3.8	1.9	
	50歳～59歳	111	29	25	49	22	69	57	15	1	
		64.2	16.8	14.5	28.3	12.7	39.9	32.9	8.7	0.6	
	60歳～69歳	99	24	29	42	35	90	76	24	3	
		45.6	11.1	13.4	19.4	16.1	41.5	35.0	11.1	1.4	
70歳以上		65	35	37	32	40	113	81	28	3	
		32.7	17.6	18.6	16.1	20.1	56.8	40.7	14.1	1.5	
	不明・無回答	4	3	3	4	3	5	3	0	3	
		30.8	23.1	23.1	30.8	23.1	38.5	23.1	0.0	23.1	

図6-1 関心がある人権問題(全体)

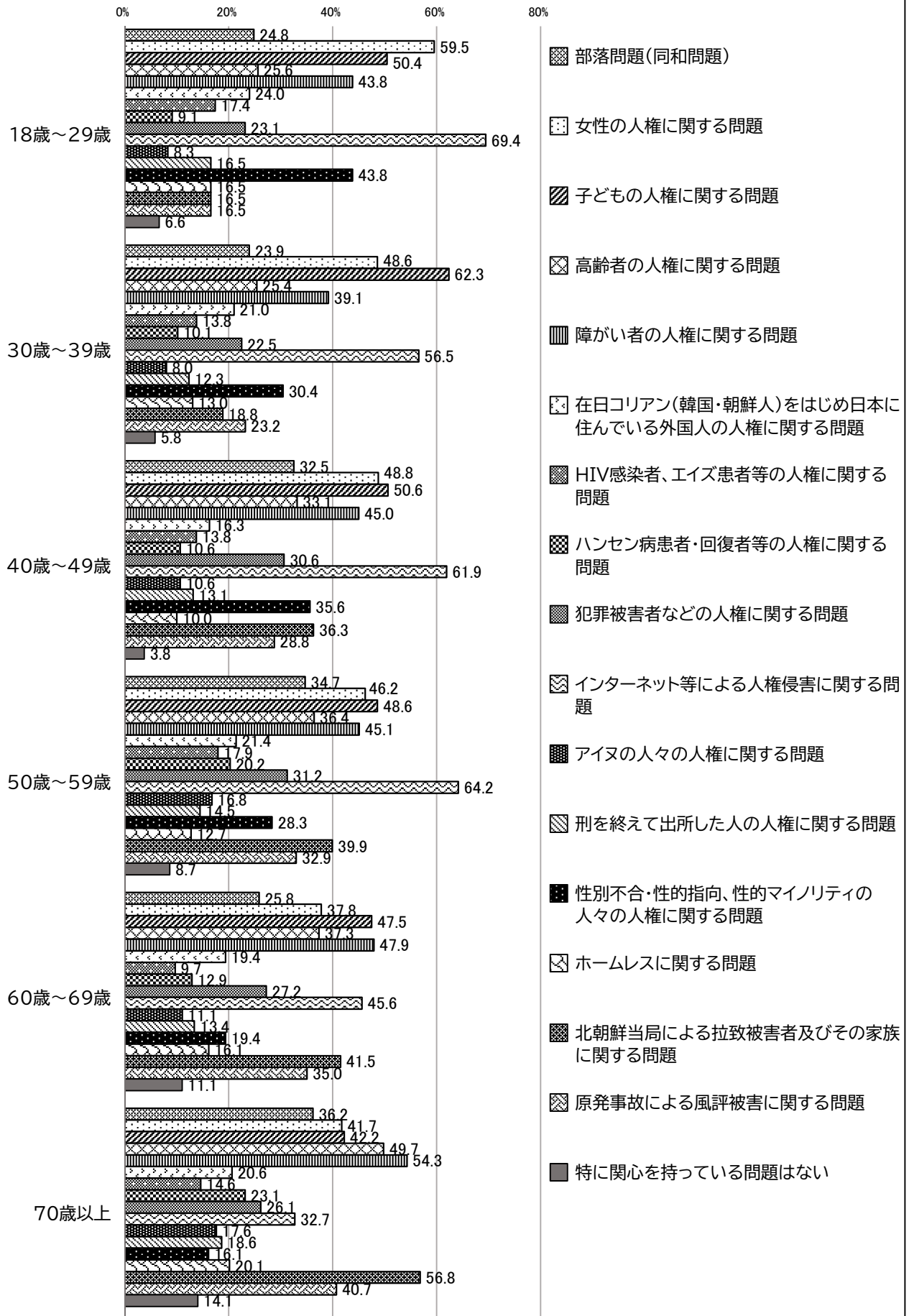


「関心がある人権問題」では、「インターネット等による人権侵害に関する問題」が52.9%と一番多く、次に「子どもの人権に関する問題」が49.5%、「障がい者の人権に関する問題」が46.7%、「女性の人権に関する問題」45.8%で、上記の4つの人権問題が、45%以上の関心を占めている。「インターネット等による人権侵害に関する問題」と「部落問題(同和問題)」を除くと、「関心がある人権問題」と質問5「人権に関する条約や法律の認知度」は同じ傾向にある。

「インターネット等による人権侵害に関する問題」は近年急速に出てきた人権課題であり、インターネットに関する理解度は年齢格差・個人格差が大きい。さまざまな人権課題がインターネットによる人権侵害事件として表れてきており、特に「部落問題(同和問題)」や「子どもの人権」、「在日外国人」に関する問題が多発している。部落問題(同和問題)に限ってみると、昔多かった「差別落書き事件」の頻度が小さくなり、ネット上での差別書き込みが目立つようになってきた。

このような状況下で、インターネット上の人権侵害事件についての対応(モニタリングを含む)が遅れている現状を厳しく認識し、対応するための施策が急がれる。

図6-2 関心がある人権問題(年齢層別)



年齢層別に「関心のある人権問題」について上位2つを挙げると以下のとおりである。

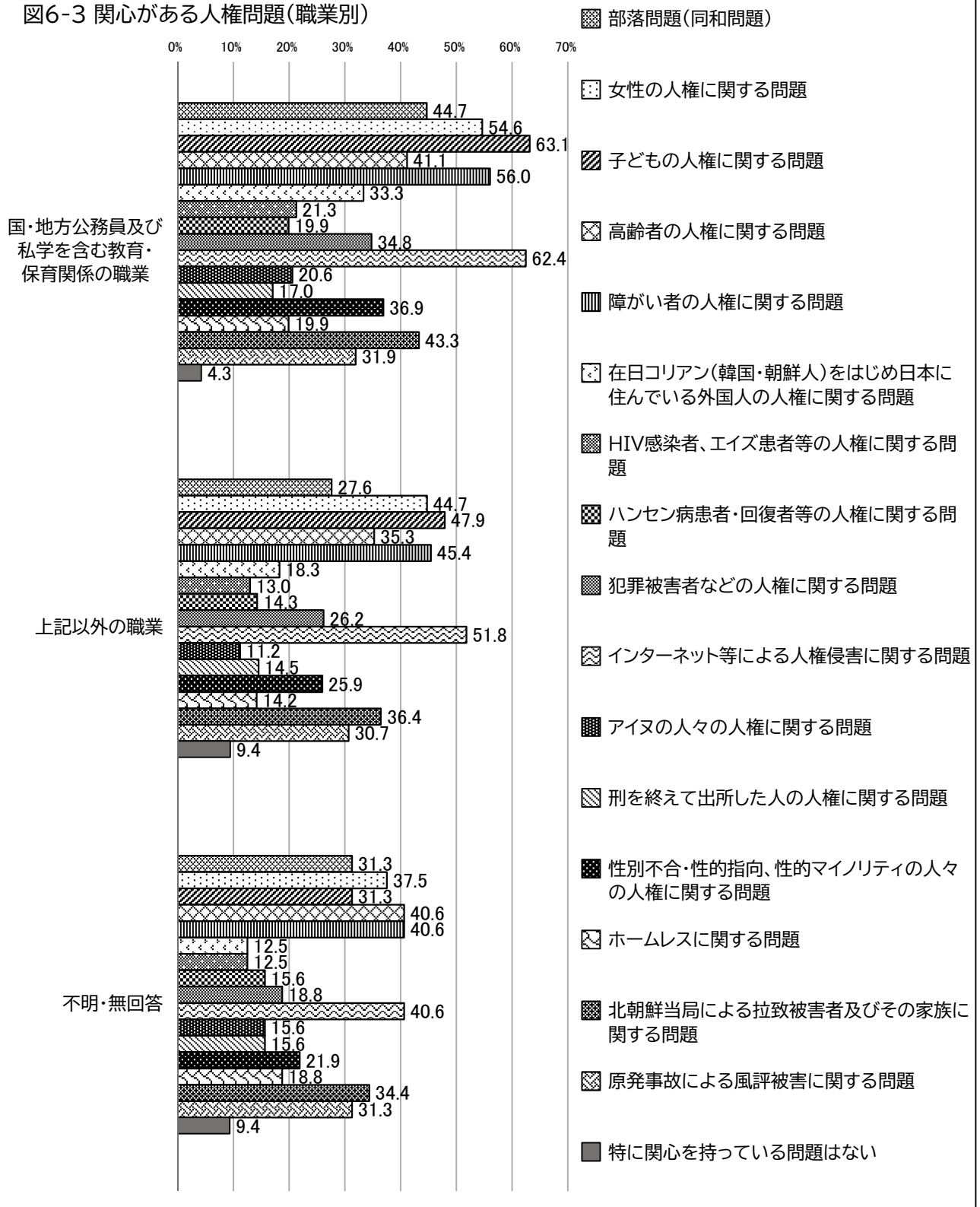
- 29歳以下は
 - ・インターネット等による人権侵害に関する問題 69.4%
 - ・女性の人権に関する問題 59.5%、
- 30歳～39歳は
 - ・子どもの人権に関する問題 62.3%、
 - ・インターネット等による人権侵害に関する問題 56.5%、
- 40歳～49歳は
 - ・インターネット等による人権侵害に関する問題 61.9%、
 - ・子どもの人権に関する問題 50.6%、
- 50歳～59歳は
 - ・インターネット等による人権侵害に関する問題 64.2%
 - ・子どもの人権に関する問題 48.6%
- 60歳～69歳は
 - ・障がい者の人権に関する問題 47.9%
 - ・子どもの人権に関する問題 47.5%
- 70歳以上は
 - ・北朝鮮当局による拉致被害者及びその家族に関する問題 56.8%
 - ・障がい者の人権に関する問題 54.3%

「関心がある人権問題」を年齢層別にみると、インターネットを多く利用している世代は「インターネット等による人権侵害に関する問題」、子育て世代は「子どもの人権に関する問題」とそれぞれの特徴がある。教育・啓発の対象者の年齢が一定の年齢層である場合は、その年齢層が関心を持つ人権問題を題材にしながら、人権問題の共通課題を理解するような手法を考える必要がある。例えば、子育て世代の人権研修では「子どもの人権問題」、中でも「いじめの問題」に関心が高い（図表13-2）ことから、いじめの手段としての「パシリ」「シカト」は、すべての人権問題の差別の構造である「支配」と「排除」と同根であることを理解してもらう研修等が考えられる。

2) 職業別特徴

		質問6 関心がある人権問題										
		回答者数	(部 同落 和問 題)	女性 の問 題に 関	子 ども の問 題に 関	高 齢者 の問 題に 関	障 がい 者の 問 題に 関	に い じ め の 問 題に 関	国・日 ・朝 ・韓 ・北 朝鮮 の住 民に 関	に イ ン ター ネ ット 等 による 人権 侵害 に関する 問 題に 関	関 心 ある 人権 問題 の病 害に 関 する 問 題に 関	人 犯 罪に 被 害 する 者 の 問 題に 関
全 体		1,021 100.0	307 30.1	468 45.8	505 49.5	370 36.2	477 46.7	206 20.2	144 14.1	154 15.1	277 27.1	
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	141 100.0	63 44.7	77 54.6	89 63.1	58 41.1	79 56.0	47 33.3	30 21.3	28 19.9	49 34.8	
	上記以外の職業	848 100.0	234 27.6	379 44.7	406 47.9	299 35.3	385 45.4	155 18.3	110 13.0	121 14.3	222 26.2	
	不明・無回答	32 100.0	10 31.3	12 37.5	10 31.3	13 40.6	13 40.6	4 12.5	4 12.5	5 15.6	6 18.8	
	質問6 関心がある人権問題											
	人権侵害に関する問題	インタネット	アイヌ民族に関する問題	刑罰を受ける人に関する問題	性的指向・性的表現に関する問題	性的指向・性的表現に関する問題	性的指向・性的表現に関する問題	性的指向・性的表現に関する問題	性的指向・性的表現に関する問題	性的指向・性的表現に関する問題	性的指向・性的表現に関する問題	
	全 体	540 52.9	129 12.6	152 14.9	279 27.3	154 15.1	381 37.3	315 30.9	89 8.7	17 1.7		
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	88 62.4	29 20.6	24 17.0	52 36.9	28 19.9	61 43.3	45 31.9	6 4.3	0 0.0		
	上記以外の職業	439 51.8	95 11.2	123 14.5	220 25.9	120 14.2	309 36.4	260 30.7	80 9.4	12 1.4		
	不明・無回答	13 40.6	5 15.6	5 15.6	7 21.9	6 18.8	11 34.4	10 31.3	3 9.4	5 15.6		

図6-3 関心がある人権問題(職業別)



「特定職業従事者」も「上記以外の職業」も、関心がある人権問題の上位4つは順番の違いはあるが、「女性の人権に関する問題」、「子どもの人権に関する問題」「障害者の人権に関する問題」「インターネット等による人権侵害に関する問題」と同じであり、職業による違いはない。